

刑 政

刑務協會發行

第 五 號 第 七 卷

司法省指紋部編纂

日本指紋法

四六版裝幀美天金アート刷
寫真版 總頁數參百五拾頁
百頁 定價金貳圓 內地送料十二錢

指紋學界唯一の大原典出づ

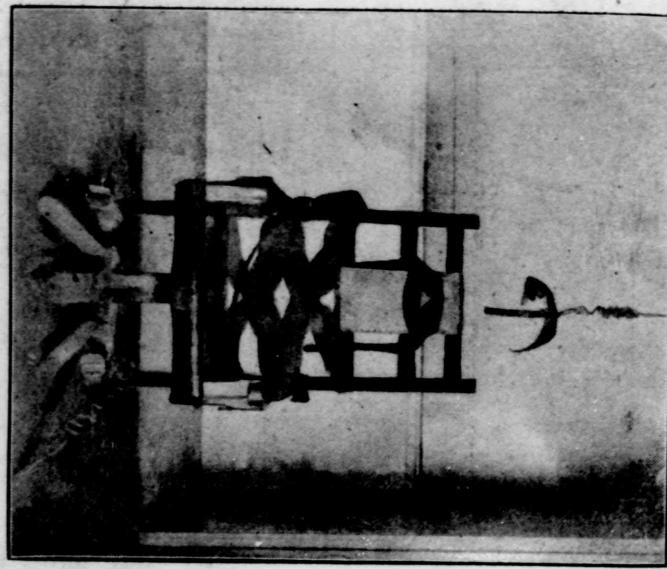
本書は現行の指紋分類を基礎とし従來の繁を去り素を補ひ簡要宜を得たるもの苟も指紋の原則を知らんとするものは本書によつて忽ち釋明さるゝことあるべし

本書の特色

- 完全なる指紋原紙にあらざれば前科ある者も之を發見することが出來ぬ
 - 完全なる原紙を作成せんとするには指紋法分類上の知識が必要である
 - 指紋分類上の知識を得んとするには本書に據らざるべからず
- 一、日本に於ける指紋法唯一の原典なること
 - 二、分類上基礎確立したること
 - 三、指紋法の革命たる觀あること
 - 四、實物指紋及圖解豊富なること
 - 五、分類統一の使命を有すること
 - 六、實費を以て提供すること

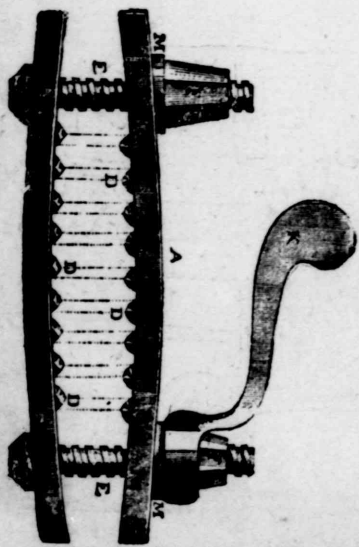
發行所 司法省刑務協會

電話青島山二 三三二 東京東區口 九〇五



(左)電殺器 (死刑の一方法)

此の電殺器は十九世紀の初めに發明され、現在に於ては、死刑の執行に用ゐられる。其の構造は、死刑囚を椅子に縛り、その椅子の背後に電氣の線が通る。電氣のスイッチを押すと、電氣が通る。死刑囚は、電氣のショックで死ぬ。此の電殺器は、死刑の執行に用ゐられる。其の構造は、死刑囚を椅子に縛り、その椅子の背後に電氣の線が通る。電氣のスイッチを押すと、電氣が通る。死刑囚は、電氣のショックで死ぬ。



(右) 世の中インソラからたれた機械の問題
此の機械は、死刑囚の手を縛るために用ゐられる。其の構造は、死刑囚の手を縛り、その椅子の背後に電氣の線が通る。電氣のスイッチを押すと、電氣が通る。死刑囚は、電氣のショックで死ぬ。

刑政 第參拾七卷第五號 目次

口繪 (外國の刑具)

刑政家の宿弊	卷頭言 (一)
懲罰の研究	司法書記官 正木 亮 (四)
累犯率に就いて	香川又二郎 (三)
女囚の研究	文學士 佐々木英夫 (八)
文化と犯罪	井上忻治 (六)
少年刑務所に於ける教務の考察	教誨師 吉留義憲 (五)
少年の犯罪と其防遏策に就いて	教誨師 吉田教靈 (四)
假釋放に就いて	K N 生 (四)
刑務所長會同見聞記	西郊散史 (四)
行刑統計	(五)
話の種	(五)
東西南北	(五)
叙任	(三)
刑務令規	(六)

刑務所長並に醫務主任會同

會同日程	(七)
林司法次官注意事項 泉二行刑局長指示事項	(七)
刑務所長會同協議事項 醫務主任會同諮問事項	(八)
會報	(八)

本會大會

泉二會長挨拶及事務報告	(八)
自大正十二年四月至大正十三年三月會計決算報告	(八)
自大正十二年四月至大正十三年三月刑務所共濟組合會計決算報告	(八)
河邊全澤刑務所長講演(英國の豫防拘禁に就いて)	(八)
有馬小菅刑務所長講演(階級處遇に就いて)	(九)
寺崎豐多摩刑務所長講演(階級處遇に就いて)	(九)

看讀書籍

司法書記官萬國刑務委員會に出席	(一〇)
第一回行刑醫學講習開始	(一〇)
退職及死亡職員表彰慰藉	(一一)
刑務所職員録配付	(一〇)
共濟金並に轉勤贈與金計算に就いて	(一一)

懲罰の研究 (三)

正木亮

-(4)-

- 一 緒言
- 二 目的
- 三 累進制度には如何なる懲罰を適用するか
- 四 普通懲罰の考査
- 五 懲罰各論
- 第一叱責、第二賞遇停止及賞遇廢止(以上前略) 第三文書圖書の閲讀禁止 第四請願作業停止 第五自辨給養の停止 第六運動停止

四 懲罰各論

第三文書圖書の閲讀禁止。此の種の懲罰を論ずるが爲めには先づ禁止の対象となる文書及び圖書が如何なる目的の爲めに囚人に許されるかを研究せねばならぬ。或る論者の謂ふが如く文書圖書の閲讀が拘禁者に取りて唯一の快樂であるが爲めのものか、又は教誨教育の手段として許さるゝかを明かにしなければならぬ。吾が輩も勿論實際上は文書圖書の

閲讀が拘禁者に快樂の一手^帳として考へらるゝことを認むる。而し乍ら、それは拘禁者がかく利用する方面を觀察して法の趣旨と結び付けるものであつて、監獄法本來の趣旨は拘禁者に快樂の手段として用ゐらるゝことを豫定して居るものではない。何となれば第三十一條に「在監者文書圖書ノ閲讀を請フトキハ之ヲ許ス」と規定せる所以は實に在監者が之を閲讀し以て精神的改善の資と爲すに充分と認むる場合に之を許可する、仍ち快樂の爲めでなくて、改善の資として許すとの趣旨なることは本條を教誨及び教育の章に規定せられたる條文の排列上から見ても之を明かにすることが出来る。殊にクルト、エンゲルは改善不能者又は精神限定者は教育を課する代りに獨房内で看讀書籍を與へて教育及び改善の目的を助けねばならぬといつて居るが、改善不能な頑強執拗な拘禁者にも猶^(三)看讀書籍を與へて之を教育資料となすべしとの論法を以つてすれば一時的又は慣習的に紀律に違反するが如き者に之を禁止するの理由は毫も見出されないのである。

刑務所に於て文書圖書を許したる結果秩序が紊される實例は吾が輩の屢々見聞したところである、例へば雜居房の一拘禁者に地圖を許可したときその地圖は竟に同房者間の話材となつて或は彼等の犯罪地の語り合ひから甚しきは將來釋放後の落合せ場所の相談に迄立ち至つたといふ話がある。又傳記や小説を許した場合に彼等はその中の淫らな箇所のみを拾ひ讀んで性的衝動を満足せしむるとの話もある。クロボトキンは自著「革命家の思出」の中に彼が差入れて貰つた書籍の所々の文字で通牒の文書を作つたと書いて居るが、如斯文書圖書は拘禁者の利用如何によつて或は快樂の材料ともなるであらうし又通牒の道具ともなるであらう。然し乍ら之を防ぐことは一に刑務當局者の手配に待つて本旨は教誨及び教育の材料と爲されるものと認めねばならぬ。又かく認むることが第三十一條に「請フトキハ之ヲ許ス」と規定して典獄に自由裁量(行規則第八六、八七條參照)を認めた本旨から當然のことである。

如斯理由から吾が輩は文書圖書の閲讀禁止を爲すべき事犯は自ら限定されなければならぬと思ふ、何となれば例へば

-(5)-

刑務所内で喧嘩をしたものありと假定せよ、彼を再び如斯事ならしむる爲めに他の適當なる懲罰を科するもよからう。然し乍ら反對に教誨教育の必要は茲に更に一段の活躍を始めねばならぬ。教誨師が教誨を施すもその一手段であり修養書を読みしむるもその一方法である。然るに此の場合更に文書圖畫の閱讀を禁止せば教誨教育の範圍は之によつて自ら減殺さるゝの結果に到達するのである。吾が輩は此の矛盾を取て顧みないで現今此の種の懲罰が事犯に無關係にて科せられつゝあることを遺憾とするものである。今文書圖畫の禁止とその事犯との關係を統計によつて示して見よう。

懲罰事項	受罰人員	違犯事項	受罰人員	違犯事項	受罰人員
抗命	男四三五 女四三五	物品藏匿	男四二六 女一〇	猥褻	男五五
暴行	男七四	物品棄擲	男一三九 女一	賭博類似	男一九
争論	男三五八 女三五九	物品交換	男一九七	怠役	男三〇五 女二
毆打	男四八一 女四八一	集臥不正	男一〇一	逃走ヲ計ラ ントセシ者	男一五七 女一七
喫食	男一一〇 女一一〇	通聲談話	男三二二 女三二二	其他	男一八六 女一三六
				計	男四三九八 女四四七

茲に注意しなければならぬことは此の種の懲罰が殆ど併科制で、單獨科罰さるゝことが少ないことである。仍ち右述べたものゝ中左の結果が示されて居る。

併科罰
男四二二
女四四

單科罰
男一八六
女一三六

以上の如き違犯事項はその何れもが教誨教育によつて違犯の動機を矯正しなければならぬことは何人も疑ひ得ないであらう。然も他の懲罰に更に之を併科することは如何にも非論理的處置と謂はなければならぬ。若し現今用ゐらるゝ看讀書籍が講談或は淫蕩なる文學書によつて充たされて居るならば吾が輩と雖之が禁止を爲すことを當惑と認める。何となれば如斯書籍が快樂の爲めに存し従つて優遇の剝奪として懲罰的價値を充分に備ふるが爲めである。されど、現今の看讀書は監獄法第三十一條に従つて教誨教育資料として許されて居る以上之を優遇の剝奪と同視すべきでない。故に吾が輩は違犯事項として左の如き場合を例示したい。

- イ、文書、圖畫を雜談の用に供したるとき、
 - ロ、文書圖畫を汚損したるとき
 - ハ、文書圖畫を隠匿したるとき、
 - ニ、許可なくして他と交換し又は通謀の用に供したるとき、
 - ホ、音讀したるとき
- 等總て讀書の看讀を名として紀律を紊すの虞れある場合に限定したいのである。かくて、文書圖畫の許可規定はその趣旨を貫徹し得るであらう。

- 一一三 浦榮五郎學士監獄學 一一三頁
- 一一四 Kurt Engel, Der progressive Strafvollzug S. 17
- 一一五 大正十年日本司法省行刑統計三四二、三四三頁

その禁止期間に就ては國によつて一定するところがない。我が監獄法は三月以内とし獨逸では四週間に内としフランスは一週間に内として居る。殊にフランスの如き看讀書籍

を以て優遇方法として與へ居るを以て之が禁止を爲すことも亦懲罰的價値として認め得るも、オーストリーの如きは看讀書籍を優遇の部に如へて居ないから従つて此れが剝奪の規定も見えない。況んや我が國の如く優遇方法としてでなく全然教育の一方法と認むる以上此れが禁止規定を設くることは矛盾したるものと謂はねばならぬ。

二四 Hugo Hoegel *Freiheitsstrafe und Geldstrafenwesen in Oesterreich von der Theresiana bis zum Gegenwart* S. 140ff. によれば懲罰として看讀書籍の剝奪を記録して居らぬ。然しオーストリアに於ける看讀書籍が如何に教化の爲めに用ゐられて居るかは彼が論ずるところによれば四人に讀まれない又讀む必要の少ないものが大部分である。茲に於て看讀書籍は生計の爲めの讀物たると同時に教育的のものに變へられ始めた特にかくの如き輸入のものは熱心に利用される。又讀書は教育程度が大に考慮され肺病の傳染に注意されて居るさいつて居る。我が國でも現に此の位な注意は拂はれつゝある然らば百尺竿頭更に一步を進めて教育と懲罰價値の正反對である事に留意して監獄法規の改正を要求して止まない。

第四請願作業停止 請願作業とは監獄法第二十六條に基いて刑事被告人、拘留囚又は禁錮囚が作業に就かんことを請ふとき其選擇するものに就き許すこと得る作業である。従つて彼等は拘禁の單調を和げ又は作業賞與金を受けんが爲め(施行規則六八、六九、七六、七七條參照)に自由意思に基いて之に就き得る點に於て一種の恩典である。懲役囚の作業と之等の請願作業の異るところは實にその自由意思に基くと否とに分れねばならぬ。殊に請願作業が一種の恩典と感ぜらるる度の強きは無筆の拘禁者労働者等に於てその然るを見るのである。

されど、現今我が國に於ては此の種の恩典を停止するに極めて少い。その主たる原因は禁錮及び拘留者の數が少いこと、刑事被告人中の大部分が作業を申出でざる爲めである。今此等拘禁者の數と此の種の懲罰數とを大正九年の數によつて表はして見よう。

禁錮刑者 二七六

拘留刑者 三、〇四四

刑事被告人 二九、七七〇

之に對し請願作業の停止を受けたる者は同年中に左の結果を示して居る。

通聲談話によるもの

三

其他

一

仍ち合計四名を出したのみであつて此の種の懲罰は既に實務家、時に自己の功績を誇るが爲めに、又自己治績の發揚に便ならんが爲めに、聲を大にして己が計畫を自讃し、甚しきに至りては、前任者や同僚の計畫を非謗するの宿弊あるを見聞す。如斯きは實に刑政前途に暗き陰影を投ずるものである。何となれば彼等は人の長所を探るの雅量を殺がるるの危険性を有するからである。

蓋し、刑政の前途を光輝ある希望に充たさんは、實に刑政家各自の相倚り、相助け而して相啓發するの徳義に待たずんばある可からず。それ等の徳義や、やがて彼等に大きな永遠の功績をもたらすものである。

されば、我が刑政家よ。囚はれがちな此の宿弊を避けて、失敗せる他人の計劃の中にも隠れたる長所を見出す様に努めようではないか。他人の誤れるを嘲はないで相助け相啓發せしむる様に努力を拂ほうではないか。かくすれば、我が刑政はやがて海を超へて世界人類の上に輝く日が来るであらう。

懲罰の規定を存するのみで實際上は適用せられざるものと認むることが出来る。殊に外國に於ては英國のインプリズメントにせよ、又獨逸のゲフェングニツス、フランスのペーヌ、コレクシヨネル、イタリヤのデテンチオーネにせよ何れも我が禁錮に匹敵し乍ら軽い乍らも定役を科せらるゝものであるから請願作業なることを特定する必要もなく又之を停止する懲罰を規定する必要もないこと當然である。吾が輩は如斯き諸種の事情から見ても最早かくの如き懲罰は規定から廢除してよいものと考へて居る。況んや茲に作業が如何なる刑名の刑罰にも必要にして且作業なき刑を定むることの反社會的なりとの理由を以て請願作業停止の排斥を論ずる必要を認めない。

第五給養の停止 之は主として刑事被告人に科するものであつて、拘留囚及び其他の者に許し得る褫衣の自辨(監獄

法第三二條)も此の中に包含せらるること勿論なりと雖吾が輩は特に本項の如き刑事被告人を主たる対象とする懲罰は之を創略する。

●六●運●動●の●五●日●以●内●の●停●止
運動停止は我が國の懲罰制度の中に於て第三位に位することは前述の通りである。蓋し運動を停止することを以つて一種の懲罰とせる所以のものは實に此の間受罰者を禁足して謹慎せしむるの趣旨に出でたるものと解釋することが出来る。明治十四年に發布された舊監獄則が此の種の懲罰を名付けて獨愼と稱したる所以のもの、以て此の解釋を表示したりと謂ふことが出来る。但し小河博士は之を以て屏禁と略同じと見らるゝも我が輩はその趣旨謹慎を爲さしめんとするにありと解釋する。故に此の點よりその趣旨は古來我が國に用ひられたる閉門、今日伊太利が女子及び少年の前科なきものにして拘留一ヶ月を超えざるものに科する閉門 *Hausarrest* 等と同じである。されど、運動を以て一種の優遇として取扱ふものがある。仍ちフランス及びオーストリアに於て之を見る。されど、吾が輩は運動を以つて拘禁者に與ふる優遇なりと見るを欲しない。何となれば、拘禁者が剝奪せらるゝ自由は、社會的自由であつて、彼等が生來的に受くる自由は、之を自由刑の対象となし得ざるものなりと信するが故である。故に彼等が生れ乍らに享けたる健康を適當に持續するに必要なだけの要素、例へば食物、飲料、衣服、運動の如きは人爲的に之を制限し得ざるものである。換言すれば、それ等は何れも彼等の特權であつて、フランスやオーストリアの如く之を以つて彼等に與ふるの優遇なりとすることは吾が輩の取らざるところである。監獄法施行規則第六十條第二項が戶外運動停止に處せられたる者に對し監獄醫をして本人を診斷せしめ其健康に害なしと認めたる時に非ざれば之を執行し得ざること規定せる所以のもの實に茲に存するのである。

故に吾が輩は如斯き懲罰はよく謹慎の効果と健康に及ぼす程度とを比較して之を科學的に科せなければならぬが故に、その適用の極めて困難なるを思はざるを得ない。若し醫師の診斷の結果運動停止が健康上不可なりと認むべきときは、如何なる處分を爲せば宜敷きやに就ては問題である。仍ちその診斷が決定前なるときは所長に於て他の處分を選ぶを適當とし決定後に於ては懲罰の執行停止を爲す(監獄法第六十二條第一項)ことを必要とする。吾が輩はかゝる場合に於て若し懲罰の猶豫を爲し得るの規定があるならば洵に好都合であらうと考へる。

二五 第四十三條四人十六歳未満の者及懲治人獄則を犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス一獨愼、晝夜一室に獨居せしむ二減食、一日の食量を二合乃至三合に減す獨愼は晝夜一室に獨居せしむ三日以内とす

二六 小河博士監獄法講義六七四頁

運動停止の期間に就ても亦國により時により異つて居る。吾が舊監獄則にては獨愼の最長期を七日間とし獨乙又之と同じである。フランスは之を三日間と定めノールウエーの如き此の種の懲罰を認めざるものさへある。果して、何れがよきかは少時間問題とし吾が輩は現在の期間をも絕對に保健技師の科學的智識を標準として裁量されんことを望むものである。

運動停止はその科罰件數懲罰中の第三位を占むると雖その大部分は併科罰なることを注意しなければならぬ。今之を統計上示せば左の如くである。

大正九年中

單科罰

男三八六
女二二

併科罰男五五七
女七八

如斯併科數の多きは輕屏禁及び重屏禁を科せらるゝ結果當然併科さるゝことと減食罰の結果に伴ふものと見ることが出来る。

吾々殊に日本人は運動の價値に付てさして重要なる効果を認めて居ないことは通例である。さり乍ら刑務所内の生活には房外運動が如何に彼等の身神に清新の氣を與ふるか又如何に健康上有效なるかは實務家の常に經驗するところで、

累犯率に就いて
る。然らば運動停止の懲罰を科することもしかく軽々に付すべき問題でないことも亦認めねばならぬ。況んや、刑務所の紀律の維持や受刑者の威嚇に効果あらしむべく此の期間を或は十日に或は一ヶ月に延長せんとする議論起ることありとせばそは極めて非科學的議論たりとの諷刺を受くるであらう。

累犯率に就て

香川 又 二郎

刑務所を參觀する人から屢質問されるのは、刑務所に現に收容されて居る者の總數の幾割が初犯者で、幾割が累犯者であるかといふ質問である。此の質問を受けた人の答は、今現に收容して居る者の約四割は初犯者であつて、約六割は累犯者であるといふのである。此の答を聞いた人は驚いた顔で、累犯が六割で初犯が四割といふと二度以上監獄へ這入つた者即ち改善不能といふ種類の者が初犯の者より遙に多い。そうすると一たび刑を受けた者は其の過半數は二度三度と罪を累ねる、最初の一度だけで改心する者は少い僅に四割であるかと速断する。解り易く言を換へていへば假りに一千人を釋放された千人中約六百人が累犯となると筋違ひの解釋を下して獨断斷をしたので無論誤謬である、此の場合實務家や専門の智識ある人は、それは現在收容中の累犯者と初犯者との割合であつて釋放された人員の割合ではないと親切に一步を進めて説明し質問者を納得せしむべきであるのに、何故にか重大な事柄として取扱はれぬやうな感じがする。質問者は最初から釋放された一千人中の幾割が釋放後再び犯罪するかといふ意味の質問を發したと信じて居るのであるから自ら誤解して居るとは思はず其の答を肯定して淺薄な頭腦に刻みつける、即ち千人中約六百人は二度三度と犯數を累ねる

ものであると獨合點した結果は、一大虚を吠えて萬大實を傳ふことになる、此の累犯率に就ては曾て寺崎勝治氏が本誌上で發表されたが其の反響があつたのか否か不明であるが、今日に於ても門外の人には勿論法律智識に富める人、刑事政策を高唱する人にして此の誤解即ち一千人釋放すれば其の約六割は再び逆戻りすると説明する人がある。實に慨はしい次第であると思ふので、敢て辯を好むのではないが聊か説明を試みるのである。

先づ現に拘禁中の者假に一千人として此の一千人(初犯四百人累犯六百人として)を基本として累犯は釋放者の何割に當るか云ふ問ならば此の六百人は何年に收容されたか、累犯の六百人は何年に釋放されたかで釋放者何人中に屬する者であるかといふ事を先に知らねばならぬ、そうすれば現に收容中の者は初犯累犯を問はず今年とか昨年とか特定した一年間に入つたものでないこと、累犯者の六百人も或一年間に前刑を終へて釋放されたものと限らず二年前のもの三年前のもの五年十年前のものとも少くも數年間に釋放した數千人中のものであるといふことが分明に解せられる、それだけだけ算出すれば今此に收容されて居る累犯者は釋放された幾人中のもので其の割合は幾何であるといふことは分るのである、併しながら一たび刑を終へて釋放された者で改悛したのが幾人であつて、改悛せずして二度罪を犯した者即ち累犯となつたのが幾人であるかといふ事はこれだけでは分らぬ、現在收容中の累犯者の數を基本としての比例では分らぬ、之を知るには先づ假に五年間を一期として累犯の割合を知らうとするならば、過去大正六年より十年迄に刑務所に入つた累犯者は何人であつて其の中大正六年に幾人大正七年に幾人と十年迄の五年間の收容人員を調べて別に其の累犯者は其の前刑を終へて釋放されたのは何年であるかといふ事實を個別に既往に遡つて調べ其の實際の何年間かの釋放幾人其の内譯何年が幾人といふやうに大正五年迄の期間の釋放人員總數を知り、此の釋放總人員と五年間の收容人員とを比較して算出して釋放人員の幾割が改悛せず累犯となつたと判定すべきである、此の算出に依れば略改悛が幾人累犯が幾人と大差のない見當がつくと思ふ、正確なところは釋放後五年を経過した者幾人中再び犯罪したのが幾人あるか即ち

累犯率に就いて

大正十三年一月で調査するとすれば大正七年前の釋放者にして十二年十二月末迄に再び收容されたのが幾人であるかを調べれば一層信憑すべき割合を知り得られると思ふ、要するに釋放した數と收容した數即ち出入の比較でなくてはならぬと思ふ、最近の行刑統計に表示された釋放者と釋放後の累犯者との數を見るに釋放者の數は

大正五年	男 四三、八四五	大正六年	男 三七、五八四
	女 五、三六四		女 三、八五四
大正七年	男 四〇、四六八	大正八年	男 三八、八一七
	女 三、一五九		女 二、七九〇
大正九年	男 三三、七五〇	大正十年	男 二九、一三九
	女 二、二九〇		女 一、七八〇
計	男 二二三、六〇三		
	女 一九、二三七		

であつて其の釋放人員中五年以内に累犯に陥つた數は男一七、九〇六人女三四七人である、それを細別すると

釋放後三月以内に	男 三六四一	女 五八
同 六月以内に	男 二五七一	女 五九
同 一年以内に	男 三五九一	女 五九
同 二年以内に	男 三、八三一	女 六八
同 三年以内に	男 二、一八五	女 五〇
同 四年以内に	男 一、四四一	女 三四

同 五年以内に

合計	男 一七、九〇六	女 三四七
----	----------	-------

である、これを釋放者と對照して百分比にすると百人の釋放者中男は約八人女は一人八歩の割合で非常に僅少な數であるがこれは大正九年より調査されたものであるから全體を知るには遺憾の點がある又其の後再入となるのを豫想せねばならぬ従て此の割合は年月の経過と伴うて増すものと割増して考へねばならぬ、尙釋放後五年経過して累犯となるのがある、行刑統計にも其の數が男五、四五六人女一五三人とあるから釋放者百人中累犯となるのが八人や十人ではない又累犯の割合も數年間々同じでない或年は百分の二十以上上り或年は百分の十四五のこともあつて一樣ではないけれども行刑統計を繕けば概算幾何と推測し得られるやうに思ふ、それから再び罪を犯すのは釋放されてから三年以内に犯すのが多數であつて三年を超えて四年五年となると其の割合は減ずるといふ事が知られる、曾て浦和刑務所で十年間に釋放した人員三萬一千二百九十一人内初犯者二萬二千七百九十六人と累犯者八千四百六十四人の釋放後の成績を調べたが其の百分比は

初犯者の百分比成績 累犯者の百分比成績

家業に勵むもの	八五	家業に勵むもの	七二
再び犯罪したるもの	一〇	再び犯罪したるもの	一七
行衛不明のもの	五	行衛不明のもの	一一

であつたといふ、私が山形刑務所に在任の當時明治四十四年以降三年間に釋放した者の釋放後の状況を調べた事がある、其の三年間の釋放人員は男女一千四百四十二人であるが女に就ての調査は正確でなかつたから省略するが男一千四百十三人の状況を調べた結果は

累犯率に就いて

黒羽率に就いて

釋放人員一四三人	釋放後百分比成績
生活に故障なきもの	八五六人 七五弱
再び犯罪したるもの	二二五人 二〇弱
行衛不明のもの	一五人 一強
死亡	五一人 四強

である、更に支所を除いて、釋放者の多數を占むる山形本所の分を細別すると左の通りであつた。

明治四十年	釋放者	生活に故障なきもの	再入	行衛不明	死亡	釋放と再入の百分比
一三三	再入	一七二	四八	二	一一	一〇、六
大正元年 二二二	再入	一六八	三六	一	七	一六、九
大正二年 二〇六	再入	一六三	三七	二	四	一七、九

其の後福島刑務所に轉動したので同所より大正五年以降三年間に釋放した一千百十人の釋放後の生活状態を調べたのに再び罪を犯した者は福島刑務所へ入つたもの七十六人、他の刑務所へ入つたもの百三十人であつて合計二百六人が再入した、細別すれば

大正五年の釋放四百九人	大正七年末迄に再入百十人
大正六年の釋放三百三十九人	同七年末迄に再入七十四人
大正七年の釋放二百六十二人	同年末迄に再入二十三人

で之を百分比例にすれば大正五年の釋放者の再入割合は二十二、四、大正六年の釋放者の再入割合は二十一、八、大正七

年の釋放者の再犯割合は八人三である、併し此の七年の再犯割合は釋放後一ケ年を経過しない即ち七年に釋放されて同年末迄に再入した數のみで釋放後幾日も經過せざる時に調査したので大正八年九年と過ぐる間に再び犯罪する者も出来るから此の再犯率は増すに違ひない従て未だ正確の數に遠かるものと見るのが當然であらう大正六年の再犯率も前に行統計に就て述べたと同じく釋放後二年以内の數であるから完全なものとは云はれぬが大體の相像はつくと思ふ、釋放者の數と再犯者の數との割合を知る適切の材料としては釋放後五年少くとも三年を経過した者に就て調査した成績に徴するのが相當であらう、釋放後の三年間が再び犯罪をするか犯罪せぬかの試験期であると申して宜いと思はれる、再犯するのは三年以内によく三年を経過すると社會生活に馴致するものと見えて格別再犯の數は増さず却つて漸次に再犯の割合の減することは前にも述べたが實驗の上にも統計の數字にも其の成績が窺はれるのである。

以上の釋放者と再犯との歩合は自分の貧しい材料から算出したのであるが此の材料は相當苦心して得たので大なる誤算はないものと自ら信じてゐる、之に依て視ると一たび刑を受けて改心しない即ち再犯に至る者は百分の二十位の割合多くも二十五を超えぬ數であらう、少くも百人中の七十五人は改善したものと見て差支あるまいと信ずる、而して此の成績は行刑に據つて擧げ得たものと刑の執行の効果のみに歸することは出来ぬ、行刑の延長とも見做すべき釋放者保護事業の効果も大に與るものと信ずるが兎に角百人中の七十五人は改善するものと現に其の實證を示して居ると信じて疑はぬのである、或人は百人中十五人は再び犯罪を累ぬるが八十五人は改善すると云ふが自分はそれまでは斷言せぬ、今日に於ては行刑の方面に漸次改良施設あり保護事業も種々新生面を開拓しつつあるから其の結果は必ず見るべきものがあるであらう或は當に百人中八十人以上の良成績を擧げて居るかも知れぬ、斯くの如く少くも七十五人復活すると觀察し得るとすれば行刑の効果乃至保護事業の効果は大なるものと云ふべきではあるまいか、初犯四割累犯六割といふやうな議論は不銓索の甚しいものである、但し百人中七十五人の復活では未だ足らぬから其の以上の成績を擧げよと云ふなら

累犯率に就いて

ば其の説の當否は別として行刑實務家保護事業當事者は深切な忠告として謹で其の言を聽くであらうが、事實に基礎を置かず對象を取違へて漫然四割六割説を振廻はされるのは遺憾千萬である、そんなに現在收容者中累犯が六割を占むるのが憂へらるゝならば初犯者をドシ／＼檢舉し重刑を課して拘禁すれば幾日ならずして收容者の初犯累犯の割合は逆轉するのであると言ひたくなる、彼の感化事業當事者は十人の少年を指導すれば七人は改過遷善の效を擧げると言明して得意がある。世人も之を賞揚するが、十人中七人の好成绩は感化事業の専有ではない、行刑事業然り保護事業亦劣らずと云ふても過言でないと思ふ、去りとて行刑事業や保護事業の效果を吹聴したいのではない、又此の成績を以て満足するものではないが、門外漢ならぬ有数の人士にして往々累犯率を誤解して行刑や保護の效果を疑ふが如き態度あるが故に自ら揣らす二三の調査材料から得た管見を以て辯明を試みたのである、若し行刑所より釋放された者で犯罪しても收容されない者や又は一度も行刑所で刑を執行せざる犯罪者で再犯三犯となる人員まで加算するなればそれは累犯者と言ひ得るとしても收容者でないから別問題である、其の種の者に就ては莫くは刑事統計其の他有力なる材料に依りて高教を垂れ給ふならば更に深く研究致したいと思ふのである。

女囚の研究

佐々木英夫

目次

序論

本論

第一章 男囚が女囚よりも多き理由

第二章 歐米に於ける女囚の罪質及び其の人員

第一節 米國に於ける女囚の罪質及其の人員

第二節 獨乙に於ける女囚の罪質及人員

第三節 イングランド及びウェールズに於ける女囚の罪質及人員

第四節 オーストリアに於ける女囚の罪質及人員

第五節 イタリアに於ける女囚の罪質及人員

第六節 結論

第三章 囚人の婚姻状態

第四章 男女間の相違

第五章 女囚の寛大なる處置

第六章 女子の隔離生活と犯罪の防禦

第七章 不起訴の女子犯罪

第八章 醜業と犯罪

第九章 結論

第一節 女囚の概観

第二節 我國女囚の現状

序論

大正十三年一月三十一日發行刑政第三十七卷第一號所載大正十二年十一月末在監者人員表によれば、全國六十四の刑務所中在監者總數は三萬八千五百七十八人にして、内男子は三萬六千三百八十六人なるに、女子は僅に一千八十一人である。何故に女子は男子よりも少ないのであるか、其の罪質は如何、其の婚姻條件は如何、而して其の男女の罪質に相違を生ずるのは如何なる原因に依るのであるか、女子は果してかく少數なるか、若し少數であるとすれば、其の眞の理

由は如何等を研究し、合せて近時問題となつてをる醜業に關する諸家の意見を尋ね、最後に我國の現状に對する批判を下さうと思ふ。

本論

第一章 男囚が女囚よりも多き理由

犯罪に關する裁判統計及び刑罰統計は、女子の犯罪は男子の犯罪に比して非常に少ないことを示してゐる。これはロンドンプロゾーの教へた次の表に依つて能く分る。

男女の犯罪比較表(一)

國名	犯罪者百分	女子一人に對する男子
イタリー (一八八五)	八四・一	五・二
イタリー (一八八九)	一五・九	三・八
イギリス (一八五八)	七九・〇	二・〇
イギリス (一八六四)	二一・〇	四・〇
デンマーク及びノールウェー	八〇・〇	二〇・〇
オランダ	八一・〇	一九・〇
ベルギー	八二・〇	一八・〇
フランス	八三・〇	一七・〇
オーストリア	八三・〇	一七・〇
ポテン	八四・〇	一六・〇
ロシア	八五・〇	一五・〇
ロシア	九〇・〇	一〇・一
ゲノスアイレス (一八九二)	九六・四	三・六
アルジェリア (一八七六)	九六・二	三・八
グイクトリア (一八九〇)	九一・七	八・三
ニューサウスウェールズ	八五・五	一四・五
		五・八

此の表によれば、男囚は女囚の四倍から六倍である。ブエノスアイレス及びグイクトリアに於て、女囚の非常に少ないのは新開國であるが爲めに、其の人口及び其の他の他の條件に於て、女子が非常に少數であるからである。而してアルジュリアに於ては、文化が退歩した爲めに、女子に犯罪を爲す機会を與へないからである。

さて我國に於ては、大正十二年十一月現在の統計によれば、犯罪者百分比は、男は九十七人一分にして、女子は二人九分であり、女子一人に對する男子犯罪者は三十四人七分になつてをる、之によつて之を見れば、我國は世界文明國中、最も女子の犯罪の少ない國であることが分る。

其の原因を研究する資料として、先づ歐米の状態を調べて見よう。

註(1) C. Lombroso, Crime, its Causes and its Remedies, Boston 1911, P.181.

(11) 大正十三年一月三十一日發行刑政第三十七卷第一號第六十二頁以下六十五頁参照

第二章 歐米に於ける女囚の罪質及其の人員

第一節 米國に於ける女囚の罪質及其の人員

米國に於ける女囚の統計は甚だ不十分なものであるが、兎角米國國勢院の報告に従へば、一九一〇年一月一日に於ける米國々立刑務所及び大刑務所州立刑務所及び勞役場市立刑務所及び勞役場並に少年刑務所等の刑務所に收容せる人員は十三萬六千四百七十二人であつた。其の内十二萬四千四百二十四人は男子で、一萬二千四十八人は女子であつた。一九一〇年中に此等の刑務所に收容されたものは四十九萬三千九百三十四人であつた。其の内四十四萬五千四百三十一人

は男子であつて、四萬八千五百三人は女子であつた。人口十萬に對する收容者の割合は五百三十七人であつて、男子の割合は九百四十人九分で女子の割合は百八十八分であつた、従つて男子は女子の八倍六分ある理になるのである。

此等の統計は、米國に於ける女囚の男囚に對する割合は最も文明なる歐洲諸國に於けるよりも低いことを示す。然しそれは刑務所に收容されたものに對する數字であること、及び何れの裁判所でも男子よりも女子を刑務所へ送ることを嫌ふと云ふことを記憶しなければならぬ。此の事は、他國の裁判所よりも米國の裁判所に取つては一層眞實であるらしい。だから米國に於ては、女子の犯罪者の表面上少ないことは、米國裁判所及び公衆の騎士的情操に依るものであることは疑のないことである。我國に於ても、女子に取つては多少手加減があると見える。

註 (一)大正十三年二月十九日東京日日新聞によれば、十七日午後零時半ころ東海道線より一、二等特急列車が岐阜名古屋間を進行中一等室乗客東京芝區田町四丁目岡田忠一妻ため(二七)が便所へいつた際座席に置いたオヘアマツクを窃取されたので、同列車が濱松驛着と共に届出で、更に静岡縣刑事課移動警察員が乗込み内偵した所、同乗の東京市某町某内縁の妻はつよ(二〇)の舉動が怪しいので取調べた所、つつみ切れず自由に入及んだが、同女は佛英和高女に學んだ事のある美人で、去る九日前記某と結婚し京都方面へ新婚旅行をしての歸途、小遣錢に不足した所か、悪心をおこしたもので、同列車が午後四時四十三分沼津驛着と共に下車せしめて、一應取調べの上將來をいまして放還した。(静岡警)

次の表は一九一〇年に於て刑務所に收容された男子と女子との比較表である。
一九一〇年米國刑務所に收容された男子及女子

男子	女子
總受刑者	總受刑者
四四五、三六八	一〇〇、〇〇〇
一五八、一八一	三五、五
罪質	罪質
總受刑者	總受刑者
四四五、三六八	七六、一四〇
一五八、一八一	四六、五六〇
百分比	百分比
一〇〇、〇〇〇	一七、一
三五、五	一一、五

男子	女子
四、竊盜	四〇、二四六
五、脅迫	二一、二〇一
六、詐欺	八、八五八
七、夜盜	八、八四〇
八、家宅侵入罪	八、三二七
九、禁酒法違反	七、二一九
一〇、賭博	六、八三四
其他の犯罪	六二、九五五
總受刑者	一四、一
百分比	百分比
四〇、二四六	三、〇
二一、二〇一	二、五
八、八五八	一、六
八、八四〇	一、五

男子	女子
總受刑者	總受刑者
四八、五六六	一、四六九
一、騷擾罪	一、二三一
二、酷刑罪	二六、三
三、浮浪罪	七、七
四、醜業罪	三、一五五
五、窃盜罪	二、四七〇
六、脅迫罪	一、四六一
七、姦通罪	一、二三一
八、矯正不可能者	七、八七
九、娼家維持罪	六、九二
一〇、市條例違反	六、五六
其他の犯罪	五、七八〇
總受刑者	一一、九
百分比	百分比
四八、五六六	三、〇
一五、七八八	二、五
一二、七九六	一、六
三、七四二	一、四
三、一五五	一、四
二、四七〇	一一、九

以上の表で目出づものは、男子にありて銘釘の爲め罪に陥りしもの十五萬八千人、即總受刑者に對する百分比三十五人五分をなしてをり、且つ女子も亦二十六人三分と云ふ高率を示してをる。禁酒法の行はるゝ故なりといふべしである又注意すべきは米國の國狀の致す所とは云へ女子にして騷擾罪の多いことである。我國の新らしき女は以て銘すべきである。

第二節 獨逸に於ける女囚の罪質及人員

獨乙。一八九六年(一)

罪質十萬の男女に對する受刑者	男子受刑者百人に對する女子受刑者
〇、〇二	八〇〇、〇
〇、一	一、七
幼兒遺棄罪	四三七、三
罪質十萬の男女に對する受刑者	男子受刑者百人に對する女子受刑者
〇、四	一、七
墮胎罪	四三七、三

女囚の研究

娼婦雇入罪	六、〇	九、二	一六七、七	犯罪總數	二二七七、〇七	三八八、九	一七、九
贓物故買罪 (常習)	〇、〇七	〇、一	一五八、三	強奪罪	三、〇	〇、四	一四、三
贓物故買罪 (再犯)	二六、五	一三、一	五三、九	重い竊盜	四五、〇	五、六	一三、五
單純なる竊盜	二七四、六	一〇〇、八	四〇、一	小なる脅迫罪	一〇三、八	一二、三	一一、八
偽證罪	三、一	一、二	三八、七	重い脅迫罪 (常習犯)	一四、四	一、二	九、一
凌辱罪	二二三、七	七六、五	三四、二	官吏に對する暴行罪	八八、三	五、六	六、三
單純なる竊盜罪 (常習犯)	五一、七	一四、四	三〇、五	暴行及び脅迫罪	六〇、七	三、六	五、九
殺人罪	〇、五	〇、一	二二、〇	惡戯罪	九三、六	五、四	五、八
放火罪	二、二	〇、五	二一、八	強盜罪	二、四	〇、七	二、九
監守盜罪	八五、六	一七、六	二〇、六	兒童に關する道德罪	二五、三	〇、二	〇、七
詐欺罪	一〇、七	二〇、四	二〇、一				

右の統計上で見ると、獨乙では幼兒遺棄罪、墮胎罪、娼婦雇入罪、贓物故買罪が特色ある犯罪である。而して我國で問題となる放火犯の如きは男子も少ないが、女子はその五分の一強にしかあたらない。而して全犯罪の總數を比較しても女子は男子百人に對して十七人九分にしかあたらない。

註(1) Statistik des Deutschen Reichs, Neue Folge, Kriminalstatistik für das Jahr 1896, Erläuterung, II, P. 33.

第三節 イングランド及びウェールズに於ける女囚の罪質及人員

罪 質	受刑者百人に對す	女子の數	罪 質	受刑者百人に對する	女子の數
一八九三年	一八九四年	一八九三年	一八九四年	一八九三年	一八九四年

墮胎及び出産届違背	九一	八六	人に對する暴行罪	一一	一三
兒童の誘拐及び虐待	七〇	五七	強盜及び強奪罪	一〇	一一
脅迫罪	一八	二一	偽造罪	九	八
惡戯罪	一五	二〇	家宅侵入罪	三	四
暴行せざる財産に對する罪	一九	一九	性的犯罪	四	三
其他の犯罪	一六	一六			

此國に於ても獨乙と同じく墮胎罪其他幼兒に關する罪が女子犯罪の主なるもので、知的及腕力的犯罪は至つて少ない。

(1) England and Wales, Judicial Statistics, Criminal statistics, 1894, P. 19

第四節 オーストリアに於ける女囚の罪質及人員 (一八九九年)

罪 質	受刑者百人に對する	男女の割合	罪 質	受刑者百人に對する	男女の割合
幼日遺棄罪	七、一	男	不敬罪	九一、六	男
墮胎罪	一〇、七	女	トラストの妨害罪	九三、四	女
謀殺罪	六九、六		宗教に關する罪	九四、八	
詐欺罪	七九、一		強盜罪	九五、一	
竊盜罪	八〇、四		重大なる脅迫罪	九五、八	
誹毀罪	八〇、九		性的犯罪	九六、七	
放火罪	八五、二		惡戯罪	九六、八	
犯罪總數	八六、一		殺人罪	九七、三	
判逆罪	八九、五		脅迫取財罪	九七、四	

女囚の研究

此の國に於ても、女子特有の犯罪は幼兒遺棄罪及墮胎罪の二つである、即受刑者百人に對する男女の割合を見れば、

女囚の研究

甲は十三人八分であり乙は八十九人二分と云ふ大数を示して居る。而して放火犯の如きはかへつて男子特有の犯罪に入れた方がよい位である。即男子の八十五人二分に對し女子は僅に十四人七分である。

1 Die Ergebnisse der Strafrechtspflege in dem im Reichsrath vertretenen Königreich und Ländern in Jahre 1899 Österreichische Statistik, Vienna, 1903, P. XLIX.

第五節 イタリイに於ける女囚の罪質及人員(一八九一年—一八九五年)

有罪犯罪人に對する男女の割合

罪 質	有罪犯罪人に對する男女の割合	
	男	女
嬰兒殺	七、七〇	九二、三〇
贓 業	一九、一一	八〇、八九
墮胎罪	二一、六五	七三、三五
誹毀罪	五三、七〇	四六、三〇
凌辱罪	五四、七八	四五、二二
家庭の道德及秩序に關する犯罪	三八、二七	四一、七五
矯正手段の濫用	六二、八五	三七、一五
單純なる竊盜罪	七五、六三	二四、三七
商工業に於ける詐欺	七九、四六	二〇、五四
犯罪總數	八二、八一	一七、一九
小なる脅迫罪	八三、三二	一六、六八
未成年者の解風及び禮節に關する犯罪	八四、八〇	一五、二〇
罪 質	男	女
詐欺罪	八五、七四	一四、二六
重い竊盜罪	八八、七七	一一、二三
脅喝罪	九〇、六八	九、三二
反逆及び官吏に對する凌辱罪	九〇、九五	九、〇五
偽造罪	九二、四九	七、五一
重い脅迫罪	九三、六一	六、三九
謀殺罪	九三、九一	六、〇九
貨幣の偽造罪	九五、〇二	四、九八
殺人罪	九六、七四	三、二六
公の秩序に對する犯罪	九七、七〇	二、三〇
強盜等	九七、七七	二、二三
強盜強姦等	九九、〇四	〇、九六

此の國に於ても、嬰兒殺醜業及び墮胎の三罪が特色ある女子の犯罪である、特に嬰兒殺が九十二人三分あるのは最も著しいことである。

第六節 結 論

Notizie Complementari alle statistiche giuridiche penali degli anni 1870—95 P. XXXVII.

要之歐洲の四文明國たる獨英埃伊の四ヶ國の年表も亦男囚は女囚の四倍以上六倍もあると云ふことを示す。一九一〇年の英國の國勢調査に従へば、イングランド及びウェールズの人口の五十一パーセント五分は女子であつた。一八九〇年のオーストリアの國勢調査に従へば、十四歳以上のオーストリア人の五十一パーセント六分は女子であつた。而して一九一〇年のイタリイの國勢調査に従へば、九歳以上のイタリイ人の五十パーセント六分は女子であつた。だから此等の國々の人口は殆平等に兩性の間に分たれてあつた。而して我國でも大正九年の國勢調査によれば大體男女は平均してをつた。

尙此等の表を見るに墮胎とか嬰兒殺とか幼兒遺棄とか誘拐罪とか虐待と云ふやうな兒童に關する特定の犯罪醜業とかある形式に於ける贓品故買とか云ふ犯罪に於ては、女子の犯罪者は男子の犯罪者以上であると云ふことを示す。墮胎及び兒童に對する犯罪は女子が子を産み且つ之を育てると云ふ機能に應ずるものである、醜業は醜業婦又は醜業利用者としての活動に應ずるものであり、而して贓品故買は犯罪の共犯者としての活動に應ずるものである。

犯罪統計の一層詳細なる分析は女子は男子よりも一層屢々毒殺を爲すと云ふ事實を顯はす之は女子に取つては人殺の最も容易なる方法であるからである、女子が嫉妬の爲め流酸投入の如き犯罪を爲したり、或はヒステリーの爲めに偽りの訴をなすことも男子よりは非常に多いのである。

以上の表は亦女子は多くは其の體力が弱いから暴行的犯罪を爲すことは少ないことを示す。假令女子は受動的にもせ

よ、性的犯罪を爲すものもあるのも、やはり、一つには體力が弱いからである。女子は文書偽造とか監守盜とか貨幣の贋造の様な高級の犯罪を爲すことは少ない、これは重に女子が商業界や職業界に重きを爲してゐないからである。

文化と犯罪

井上 忻治

はしがき

犯罪人は社會生活の落伍者である。彼等に科せられる刑罰は決して應報ではなしに、再び正則なる社會生活に復歸せしむべき再生の手段たるべきは言ふまでもない。従つてこの犯罪人の社會的應化事業に直接協働する行刑官吏の職務には、最も重大な而も最も困難な人道的使命が托されて居るのである。然らば、この尊い使命を完ふせんがために、彼等に取りて最も必要な事柄は何であるか。言ふまでもなく、それは犯罪及び犯罪人の真相に透徹することである。而して謂ふところの真相とは、法律事實と

しての犯罪、人格的抽象概念としての犯罪人ではなく、生きた生活現象としての犯罪、神秘なる自我の一態様としての犯罪人のそれである。これを言ひ換へるならば、行刑官吏に取りて最も根本的な要件は、單なる行刑的技術に關する知識ではなしに、むしろ犯罪及び犯罪人の生物的及び社會的性質に就ての正しき理解、従つて犯罪學一般に關する知識なのである。それ故に、特に、朝夕親しく囚人と接觸して上記の尊い使命の遂行に任じつゝある看守及び教誨師諸君のために、私は今後専ら通俗を旨として、この重要な方面の準備に資すべき題目に就き、隨時簡單なる講説を試みたいと考へる。本編は即ちその一つである。

II

人類の樂天時代には犯罪といふものはなかつた。昔エデンの園では善惡二道の智慧の樹が立つて居たといふことである。この惑はしの智慧の木に手を觸れさへしなければ、我々人間の祖先アダムとイブとは、未來永劫樂しい美しい夢の世界に遊んで居ることが出来たのであるが、彼等はツイ惡魔の誘惑に陥つて、智慧の木の實をむいて喰べた。ところが、その報ひは靦面、立所に智慧といふものが附いて自分達がこれまで裸體で居たことに氣が附いた。さあそう氣が附いて見るとお互に恥しい。どうしてもそのまゝでは居られない。そこで無花果の葉で前掛を作つて腰の廻りに引き纏ふことにした。これがそもそも人間の文化的仕事

の初まりである。この前掛けが取りも直さず人類の記念すべき最初の道德的產物であつた。しかし、神様の説に背て樂しい美しくエデンの園を追ひ出されたアダムとイブとが、その重い痛ましき漂泊の足を轉じて、やがて人類文化の入口に来て見ると、眼前に横がつて居るものは、見渡すかぎりたゞ空々漠々たる大曠野である。着る物が天から降つて來る譯ではない。食べ物が地から湧いて出る譯ではない。寒さを凌ぐには、自から毛衣を作らねばならない。餓を凌ぐには自から鋤を取つて耕作せねばならない。そこで、アダムとイブとが覺えたものは耕作と牧畜と狩とであつた。かようにして人類の文化は更に一步を進めたのである。所が、その子のカインとアベルの時代になると、親の職業は兄弟二人の間に分擔されることになつた。これが即ち社會的分業の第一歩であつた。ところで斯様に二人の兄弟が別々の職業に従事することになると、今度は二人の間に色々な猜疑の念や嫉妬の情が生じて來る。詰りこの猜疑とか嫉妬とかいふものは、共同生活に免がれない現象であつて、結局文化が産み出す生活状態の相違から生ずる自然の結果なのである。かくて、カインは遂にアベルを殺してしまつた。最も原始的な文化現象は遂にかくのごとき悲惨な結果を生むに至つたのである。そして人類文化の第一歩に於て、既にかような「兄弟殺し」といふ最も恐ろしい犯罪の一つが行はるゝに至つたのである。

【三】

かような次第で、犯罪は實に人類の歴史とその起原を同じくして居る。犯罪は人文の發達と全くその運命を共にして居る。原始の時代から廿世紀の今日に至るまで、人類の歴史は常に文化と犯罪との交互作用を語つて居るものに外ならない。文化の反面は常に罪惡である。犯罪は文化の進歩と厳密に正比例して、増加し發達する。蓋し文化の進歩は社會組織や社會關係を益々複雑ならしめるし、社會組織や社會關係の複雑は、やがてまた犯罪の種類及び様式を益々煩瑣ならしめるのである。それ故に、人類の精神的向上は同時に犯罪の向上を來し、智識的文化が自然を征服すること愈々大なるに従つて、犯罪はまたそれに應じて益々その分野を擴大する。かようにして、犯罪は漸次腕力からの知力的に變じ、一時性から持久性に遷り、遂に社會の慢性的疾患となるべき傾向を有つて居るものである。

【四】

も人間は満足して居る。充足の手段が不十分なるがために二つの項が不等であつても、欲望を低減することによつてその等しさが回復され、ば、人間は尙ほ自分の生活に満足し得る。かような解決は久しき以來我々東洋人の間に廣く採用されて居たものであつて、「知足安分」の思想が即ちそれである。佛教の教ゆる處世法もまた之れにはかならなかつた。しかし、近代文明の進歩は西洋思想の影響と相待つて、この解決を益々困難ならしめる。衣食住その他の生活上の欲望が日増しに増大して來るにも拘らず、これを満足せしむる手段は、その割合に増加して來ない。奇麗な着物も着たい。物見遊山にも出かけたいが、しかしその欲望を充たすだけの収入の餘裕もなければ、暇もない。充足の手段が等しき加速度を以て増加することなしに、近代生活に於ける需要は獨り無限に擴大されたのである。方程式の二つの項は著しく不等となつた。今日文化人の大多數が人間の運命を呪つて居るのは、即ちこの結果に外ならない。

不滿は凡ての階級に漲つて居る。これが詰り社會の各階級を通じて認められる近代社會に特有なる經濟的窮迫觀の主

文化の進歩は絶えず人類の生存に必要な新しき價値を創り出す。かくて人間の活動は益々社會的に分化して行くと共に、社會的分業組織は、常に一切の生活現象の上を反映する。加之、物質的並に知識的文化の進歩がその度を加ふることも多きに從つて、社會的分業は益々精緻の域に達するのである。かようにして社會生活の様式は益々複雑になつて行く。社會生活の様式が複雑になつて行くと共に、文化が産み出した新しい價値に基いて、人間の生活に對する欲望は益々その範圍と種類とを増大する。物質的方面に於ても精神的方面に於ても、新しい欲望がどん／＼と生じて來る。而してこの新しい欲望を生ぜしむる文明の要素は、要するに各種の科學及び殖産工業なのである。學問及び殖産工業の發達は常に我々に新しい欲望の目的物を提供する。ところでこの新しい欲望の目的物は、同時にまた新しい犯罪の目的物となり、若しくは手段となるのである。蓋し欲望をこれを充足する手段との間の關係は、人間の生活に於て、常に幸福の方程式を構成するものである。二つの項が等しい時には、假令それが小さなものであらうと

な原因なのである。しかるに、社會的原因に基いた犯罪の大多數は、主としてこの經濟的窮迫感とその誘因とするものであつて、この誘因は責任觀念若しくは道德心の缺乏といふ特殊の心理状態と相俟つて、遂に犯罪その他の社會的害惡を犯さしむるに至るのである。

【四】

奢侈及び享樂は一種の文明病である。現代文化はこの病勢を極度に亢進せしめた。而して無限に發達し増加する奢侈と享樂との目的物は、常に社會的罪惡の有力なる酵母となつて、不斷に人の犯罪心を刺激して居るのである。早い話が、市中を歩いて居ると、兩側の陳列窓の中には様々な裝飾品に鑲めた寶石が眩ましいように光つて居る。どれを見ても目の醒めるほど鮮やかな意匠を凝らした、流行の春着が、幾つとなく掛かつて居る。所謂祝福されたる文化の勝利を高調する流行の粹を蒐め、廣告術や陳列法の精を極めた三越や白木屋のやうなデパートメントストアは、虚榮の俘虜となつて居るやうな享樂的氣分に浸つた現代多くの婦

人達には、またと得がたい樂天地であらう。しかし樂園の陰には常に怖ろしいサタンが潜んで居て、その誘惑の魔手を延ばして居るのである。即ちこれ等の文明の商品は、一つとして顧客の購買欲を咬らないものはない、婦女子の享樂的欲望を刺激しないものはない。而して、經濟的窮迫の感情に於て最も濃厚な中流階級の婦人や、殆ど衝動的に發動する享樂欲に支配されて、全く虚榮の奴隷となつて居るやうな上流社會の婦人に對しては、悉く窃盜の刺激たり、誘惑たり、若しくは他の忌はしき犯罪の誘因たらざるはない。大部分、虚榮心や美望感到に刺激された利他的發作として行はるゝを常とするかの婦人に特有なる萬引心理のごときも、また等しくこの文明病に原因するのである。

而して近代社會に特有なる極度の經濟的窮迫感は、また無産者階級の間に於て、有産者階級に對する階級的嫉妬や美望の反感を、どれだけ力強く喚び起しつゝあるかは、敢て説明するまでもないであらう。加之、上記の文明病はこの階級的反感と結び付いて、無産者階級に、また窃盜や殺傷のごとき犯罪の有力なる原因を與へつゝあることも、等

しく否定しがたい。人もなげに都大路に自動車を驅り立てる貴族や金持連の驕慢振りや、絃聲鼓響の間に肥鮮に飽き醇醪に酔ひ狂ふ彼等の縱肆慢淫の驕奢振りやが、黒い手の人達や、頽廢的氣分に浸つた一部社會の過敏な病的神經をどれだけ刺激しつゝあるかは、蓋し想像するに難くないであらう。強盜や殺人といつたやうな恐ろしい犯罪の幻影は、屢々かくのごとき背景の前に描かれることが尠くないのである。

文化の進歩はあらゆる娛樂機關や享樂的設備を完備せしむると共に、またその利用方法を輕便ならしめる。寄席や活動寫眞や、演藝場のようなものは、到るところに殆ど雨後の筍のように出来て来て、盛に少女の好奇心や、享樂的欲望を咬つて居る。手軽に出入の出来る酒場やカツエーは、殆ど町毎に軒を連ねて千客萬來を呼んで居る。しかるに、都會地に於て近來著しく増加の傾向を辿りつゝある例の不良少年が、その強奪し若しくは詐取し得た金品を濫費する所謂歡樂の巷なるものは、常にかやうな場所なのである。彼等が少女を誘惑せむがために、その歡心を買ふ

の手段として利用せらるゝ舞臺も、またかやうな場所なのである。殊に、活動寫眞は最も進歩した民衆娛樂として、近代文化の尊い獲得の一つに數ふべきものであると同時に、それが教育その他の文化目的のために利用される場合には、特に大きな社會的貢獻をなしつゝあるものであるが、しかし、他の一面に於て、また劣悪なるフィルムが社會に流布しつゝある害毒は、實際世人の想像以上に及んで居るのである。これ等のフィルムが発育期にある少年子女を屢々墮落の淵に誘導すべき危険を藏して居るのは言ふまでもないが、就中、怖るべきはその犯罪の暗示であつて、それが年少者の好奇心を刺激し、模倣的本能を誘發して、遂に危険なる犯行を敢てせしむるに至つた例は決して乏しくないのである。

新聞紙もまた近代文化の重要な一要素であると共に、また犯罪の進化に重大なる關係を有つて居るものであるが、この點に關する説明は別の機會に譲ることにした。

【五】

文化の進歩はまた知識の進歩を意味する。然るに一般社會に於ける知識の發達は、同時にまた犯罪社會に於ける知識の發達を招來する。一切の科學的發明は犯罪に對して新しい武器を供給する。一方に於て犯罪防遏の制度が愈々科學的に精緻を極むるに至れば、また之れに應じて、犯罪の方法を等しく精巧の度を加へて來るのである。かようにして、文化の發展と犯罪の進化とは、常にまんじ巴と入り亂れて互に鋭い鎗を削り合ふ。善魔と惡魔の腕競べ、これが文化の實相なのである。

最近何れの國に於ても、知力的犯罪の類が著しく増加するの傾向と、犯罪實行の方法が極めて合理的、組織的に考へられ、その手段が、益々巧妙に赴きつゝあることは、現代社會に特有の現象と言はねばならぬ。殊に詐欺的犯罪の發達は實に驚くべきものがある。所謂會社詐欺や近時頻繁に行はるゝ各種の脫法行爲は、皆現代の資本主義文明の生み出した產物に外ならない。前年、露西亞人一行の奇術團が、東京、横濱、神戸等に亘り、そのお手の物の奇術を利用して、盛に釣銭詐欺を行つたといふがごとき、また等しく

現代式犯罪の一例である。

新しい文明の創造品は直ちに犯罪の手段となる。例へばクラウスを言つて居るがように、近代に於て無眼に増加した放火罪は、燐寸の發明と關聯して居るのであつて、若し放火犯人が昔のように一々燧石を用ひねばならなかつたとしたら、今日のように容易く放火を實行することは出来なかつたに違ひない。最近の科學の進歩によつて、電氣が色々に應用されることになつた。雷車が出来ると、電燈が點く、電信がかかる、電話が通ずる。その他電氣を應用した各種の工業は殆ど枚擧するに遑ない位である。昨日まで石油ランプの薄暗い光に燻つて居た片田舎の百姓家までが今日では最早明々煌々たる電燈の光に照り輝いて居る。昨今は廣く家庭の電氣化さへ實現されむとして居る。その他我々の身に直接關係ある醫術の方面に應用される電氣を初めとして、我々が日常生活の上にて受けて居る恩恵と利便とは、實に一通りではない。しかしこれと同時に、從來我々の知らなかつた色々な新しい犯罪が行はれる。例へば電氣窃盜といふような一種の技術的犯罪が生れて來るし、

また電氣を應用した各種の偽造罪や殺人罪などが續々として發生する。今日の社會に於て、電話が一日も缺く可らざる文明の利器であるにも關らず、それがまた同時に詐欺や脅迫や、誘拐等の手段として盛に惡用されて居るのである。今に無線電信や無線電話まで犯罪に利用される時が來るに違ひない。また自動車にしても、それは最近に於ける機械文明の貴重なる賜物であり、且つ今日の交通機關としては最も進歩したものであつて、これによりて我々の受ける利便は實に非常なものである。先年の世界大戰に於て、自動車や、或ひは攻撃に、或ひは偵察に或ひは軍隊及び軍需品の輸送に、如何に廣く利用されて居たかを見て、これが現代文明の一要素として、一つの重要な地位を占めて居るものであることは、何人にも容易く理解されるのであるが、然しこの交通機關は、同時にまた、犯罪を行ふに最も利便な利器である。自動車に於て、普通の強窃盜や兇徒團が常に自動車を利用して、大仕掛の仕事をして居ることは、我々が日常活動寫眞の映畫によりて見るがごとく

であつて、寫眞は必ずしも架空の事實を傳へて居るものではないのである。

近代の工業はまた我々に金庫といふものを供給した。我々はこれによりて金錢その他の貴重品の保管に非常な安全を感ずるのであるが、しかし犯人社會に對しては、この金庫と雖、最早決して金城鐵壁ではない。これを破壊すべく彼等にはあらゆる科學的手段が考へられて居るのである。西洋の金庫破りの本職は最も合鍵などの不完全な原始的な道具は使はない。電氣と藥品の化學作用により、錠前の装置を破壊して、安々と金庫を明けてしまふ。これは西歐のことのみ思つて居たのに、何んぞ圖らむ、數日前の新聞を見ると、我國に於ても、また藥品を以て錠前を振ち切るような頭進んだ盜棒がもう出來て來たようである。

現代の卓越なる科學力は、今日犯罪防遏の方面に於てもまた可なり有効に利用されて居る。ペルチオン式人身測定法なり、犯罪寫眞なり、指紋法なり、血液検査なり、これ等の個人識別法や、證據物件の鑑定に應用さるゝ化學的、物理的方法や、犯人分類又は刑罰個別化のために行はるゝ

種々の生理的、心理的實驗やは、皆その例である。しかし犯人社會の方では、また同時に、この個人識別法の効果を減殺し、または化學的、物理的鑑定を無効ならしむべき様々な方法が、等しく科學的に研究されて居るのである。かくのごとく、犯罪は常に文化とその消長を共にして居る。煌びやかな文化の半面には、必ず暗い犯罪の陰影が宿つて居る。而も文化が愈々その輪奐の美を極むること大なるに従つて、この陰影は益々濃厚になつて行く。文化は實にその辿り行く勝利の道行きに於て、絶へず善惡、美醜二様の花辨を撒き散らして行くのである。(一九一四、四、二二)

浮世哲學

多量の積りでも少いが分別
高い積りでも低いのが見識
有る積りでも無いのが財産
無い積りでも有るのが借金
無ける積りでも損をするのが商賈
深い積りでも浅いのが智慧
即ち積りでも判げることが
登る積りでも下がるが試験
從ふ積りでも戻れるが教訓
隠す積りでも露れるのが心事
長い積りでも短いのが生命
使ふ積りでも使はれるが主人

少年刑務所に於ける教務の考察(承前)

吉 留 義 憲

(2) 低能兒及劣等兒の特性

余は寡聞にして未だ日本に於ける、犯罪兒童と其精神的の統計的事實を、知らない事を遺憾とするのである。而して舊思想に提らはれた、劃一主義の教育訓練が決して現下の、刑務教育に適應したものでない事を主張したのである。今教師諸氏が犯罪兒童の、心理學的の精神の實際を測定するならば、在所兒童の全部の殆んどが、精神薄弱者(低能兒)と劣等兒である。殊に諸氏が不良兒と稱する兒童中には、知能の比較的高い者と、又中間的知能者たる劣等兒に、多數を占めてゐるかに驚くであらう。而して此兒童の取扱が其教育方法に不適當であつた場合、彼等が學業に興

味を持たずして、如何に衝動的な本能行爲に走るかの理を、究明する事が出来るであらう。

過去に於ける低能兒、それが何を標準としての謂なるか甚だ漠然たるものであつた。即ち近世以前の學説には、ウイリス、イデオットは、それが腦髓中の解剖的缺陷者であると説き、或は社會的經濟的の方面には此種の定義が定められ、教育者は學校成績の不良を以て標準とし、醫學者は一種の病氣であると稱へて、社會識者の標準が各自の想像で根底の漠然とした主張であつた。然るに千九百十一年パリ大學の心理學者たるビネーは、知能を重視して其特性を客觀的に見る事を唱へて數年の後、テルマンのスタンフオーF大學の改定法が現れて、人の知能を検査した知能指數に

によつて、其根本標準を設定する事の妥當なる事を、容認される様になつて來たのである。而して知能検査の示す知能指數に由つて、兒童の實生活に重要な結果を齎らす處の

ある。而して犯罪兒童中其の八割が、此劣等兒に占められてゐるやうに思ふのである。

意義ある精神的知能の差異、即ち判断、創造性、順應の材能と云ふ様なものを量的に測定して、今や精神薄弱者(低能兒)は知能指數七〇以下の者で、社會的經濟的に獨立生活をなし得ない、生來的知能低格者で其精神に限界を有する者たる事を知る様になつたのである。劣等兒彼等は社會的に見ても、醫學的に検査しても、何等の徵候も認められぬ者であるが、ビネー、シモン検査法に依つて測定するとき、それが個人知能の差に劣つてゐる者である事を知るのである。即ち正常兒の知能指數一〇〇に對して、常に九〇—七〇の間に居る者で其原因が、醫學的一時的疾患のため一部の生理機能を浸されてゐるとか、家庭の事情にて學校に通はなかつたとか、學校に於ける教授上の缺陷のため知識に缺陷を生じてゐるとか、それが第二次的の缺陷者である。換言すれば正常兒に達しない者で學業に於て劣等で、社會的地位が生活不安定な、劣等階級の家庭兒で

茲に於て余は彼等に對して習學の効果、それは一つの學習の完成は他の作業に効果が伴ふものである、例へば一つの寒中見舞文に熟達すれば、是と同様の趣を有する暑中見舞文の如きは、容易に作成され得べきものであるけれども、低能兒童には其効果が少ないのである。是即ち彼等の精神興奮の神經練習過程が、類似的の聯想をなす事に限界を持つものである。(余は常に融通の利かぬ子供として經驗するのである。)併しながら此種の兒童には、知能を要せない特殊の事例、例へば機械的作業或は限定された事例に於ける、記憶、音楽、繪畫等に於て、正兒に勝れてゐる者のあることを實驗してゐるのである。是即ちガダードの言の如く、此種の兒童には、聯合神經の未發達のために、ある一つの點に神經勢力が集中されるためだと云つてゐるが、是に基因するものであらう。斯様な精神上統覺的の方面に、缺陷を有する犯罪兒童の特性に對して、思考推理を要する知能的教育は、徒に彼等を苦しめるのみで、限界されてゐる腦底には、

其効果が甚だ鮮いものである。随つて其努力は徒に浪費に終るのである。故に習學を考察する場合には、先づ兒童の知能發達即ち知能年齢に重視せねばならぬ。彼等が社會に何年教育を受けたかを検査するよりも、寧ろ知能が如何なる年齢に相當するかを問題とせねばならぬ。而して彼等の材能の變異たる事實に則して、其特殊材能の趣く特性に着眼して、意義ある特殊教育の要ある事を考察するのである。

劣等兒彼等は少年刑務所に收容された者の多數で、吾人の努力の相手者である。けれども彼等の特性が、感情の缺陷と其知能の缺陷が、常に共同してゐるため其當を失する時は、其害は一層甚だしい結果を招致せしむる者である。随つて犯罪に陥り易く教育に困難で、今や社會教育上の重大問題となつてゐる。けれども吾人の習學問題は、彼等を學問的に教養するのでなく、感情の缺陷を矯正して知的に品性の陶冶をなす教養的の習學であらねばならぬ。故に吾人は其指導の當を得れば、彼等は正業に就き社會的に、相當立派に生存して行く事が出来る素質を有する者である。故に過去に於ける詰め込み主義の様な教育を改めて、劣等

兒に對する正當な理解の下に、後に論ずる如き特殊教育を施す事は、單に犯罪兒童の幸福のみでなく、社會の幸福増進を圖る吾人の使命であらねばならぬ。

(3) 不定期刑に對する考慮

それは現下の焦眉の問題である。彼等の不良行為の審判が、其不良行為の性質情狀、性格、境遇、經歷、身體狀態、心理狀態、教育程度、家庭、保護の狀態等を詳細に調査された結果が、保護處分の區域を越へて、刑事處分に附せられた知能の個人差と限界を持つ感化矯正の至難者たる。低能若しくは劣等兒に多數である。而して彼等に對しての刑の量定が、其罪惡性辯の矯正に、長期自由刑を必要と認められた刑で、換言すれば監獄法第二條第三十條及其施行規則第八十五條等に於ける、目的達成上に適應せしむる、行刑効果の鑑識して、行刑運用の妙を獲る事は、事實上現下の事狀に於て至難者のことである。故に行刑效果に鑑みて、刑の長短に於ける調和を圖るため、假出獄の適用をなす様に立法されてあるのである。吾人は斯様な立法精神の下に收容され

た兒童に對して、其習學に細心な考慮を拂ふ事は當然の義務と考察するのである。殊に行刑の主義が教育的矯正訓練の刑罰であるから、吾人は彼等の精神的構成に於て、其個人差と其限界を有する精神年齢が、低能兒が劣等兒か或は正常兒なるかを、累進法に於ける獨居拘禁中に、個人臨床的に充分の探索を必要とせねばならぬ。而して其知能年齢の示す分類に従ふて、兒童を集合なさしめた上に、最善の教育を施す事に考慮せなければならぬ。

余は現代社會に於ける劃一主義の弊に墮した所産が、不良少年の増加を産む事を認識する上に於て、現下の學校制度それが、入學年度に従ふ教育である爲めだと信するのである。其理由は人間の知能は生活年齢に比例して、均一的に決して發達する者でない、人には個人差のある様に千差萬別であらねばならぬ。然るに其萬別な知能に對しての訓育が、生活年齢の區別に於て施される所産が、種々なる弊害を招來せしむる事が、自明の理と謂はねばならぬ。殊に劃一主義の弊害は、秀才兒童と低能兒及劣等兒相互の苦痛問題である、而して彼等の苦痛程度は、實に同情に値す

るものである。即ち友達の嘲笑留置それは彼等に取つての不運な事のみで、悲觀の結果、ひがみ、厭氣、當然な所産と謂はねばならぬ。斯んな結果が遂に、道德的意識に缺陷を生じて、自己の憤憤を嗜す調和のために、不良行為に走つた不幸兒童である。而して彼等の特質とも云ふべき感情は鋭敏で、善惡觀念或は知徳の情操が魯鈍となつて、他人に對する猜疑心、憤懣、怨恨等が情緒に異常な徴候を示してゐる。また意志は薄弱で知識の缺陷は、他人の教唆に乗り易くなつて、遂に感化矯正の至難者となつて仕舞ふた事が、

實に偶然でない事を實驗してゐるのである。吾人は斯る缺陷の果實に今や有形無形の損害を受けて、苦しんでゐるのである。茲に於て吾人は多くの發言を要せず、刑務教育上に如上の理を考慮して、彼等に對する缺陷矯正のため、彼等を理解した教育を施さねばならぬ。随つてそれが個性的に精神年齢的に、編成された學校の教育であらねばならぬ。換言すれば、兒童の知能年齢の發達程度に順じて、精神低能學校或は劣等兒學校或は收容兒中の優秀兒童學校と云ふ様に區別されたクラスに對する特殊教育の設備が目下の急務である事を力説して當局の注意を促したのである。

少年の犯罪と其防遏策に就て

吉田 教 靈

青年社員を誡む

米國のホルドキン機關車工場の社長サミ
 ユエル、ヴォークレン氏は青年社員を誡め
 て「青年社員が私の月給はモット増せない
 でしやうか」またづれる前に先づ次の五箇
 條に自問自答せよ、正直に此の返答を爲し
 得るならば其の青年は焦慮する必要はない
 必ず貴社で認めるに違いないよ

- 一 自分は自分の仕事の意義を知つて居るかそれとも仕事を一日を出勤と退出との間の只の何時間といふやうに考へて居ないだらうか
- 二 自分は周圍に働いて居る人よりも間違ひをする数が少いだらうか
- 三 他の人々より早く仕事をすんだらうか
- 四 自分はいつまでも斯うせよ、あゝせよと命令されればならぬだらうか
- 五 自分は忠實に知ら限りのベストを盡して居るだらうか

(サンデー毎日)

少年の犯罪に就ては、これまで先輩諸氏の研究によつて種々の統計が發表せられて居るが、彼等犯罪者の中には種々なる性向性癖を持つて居り、其犯罪に就ても或は先天的あり、或は後天的あり、病的あり、遺傳的あり、といつた様に、其原因が區々多様に亘つて居る事は今更言ふまでもない。

しかし、今までの統計や其他實際によつて調べて見るに、先天的とか病的とか或は遺傳的等に屬するものは、比較的少数であつて、主として後天的のものが多い。即ち家庭の事情や社會の狀況等の所謂環境が犯罪の原因を助成抱く様になり、かくして犯罪可能性の

不良少年は日に月に増加して來るのである。

これは國家社會にとつて誠に憂慮すべきことである。で警察の方でも、是等不良少年に對しては、常に之が取締を怠らず、相當の苦心を拂つて居るけれど、彼等も中々利口に廻つて各處に隱顯出沒し、巧に其筋の網を潜つて居るものが少くないといふことである。

右の様な始末で、此の不良少年の保護監督は中々困難な仕事である。一體この不良少年は放任して置いても出来るし、又あまり干渉し過ぎて出来ぬものである。例へば父母が一々子供の言行に干渉する爲に、彼等は次第に親に對する親みといふものを失ふのみならず、後には反感を抱いて來て家に居るを快しとせず、遂には無斷家出をなすに至らしめるとか、或は子供がやかましく言つて仕様がなからといふので、サア十錢やるから何處かへ行つて、遊んで來いといつて、自然と買食を教へる様な事をして不良少年に導く道を聞くとか、或は又其親が我子を厄介視して置去りにした爲、其子供をして路頭に迷はしめ、果は犯罪に陥らしめるなどもその一である。又中には常に青樓料理店等

少年の犯罪と其防遏策に就て

家業を厭ひて

に出入する不良青年から誘惑されて、次第に酒色の味を覺え、遂には恐るべき犯罪をなすに至るものも決して少くない。又前にも一寸述べたが、現今の活動寫眞などを見ても、偷絶快絶奇々怪々といつた様な調子で、甚が誘惑的な映畫が多い。尤も近頃は文部省などで推薦し、教育的の映畫も少くないが、普通都會地の常設館などでは、矢張西洋物の活劇だとか、探偵劇だとか、或は冒險的だとかいつた様な所謂若年者の氣を啖り誘惑する様な甚だ危険なのが少くない。犯罪に陥る彼等少年も悪いには違ひないが、彼等をして犯罪に陥らしめる様に放任して置いたり、導いたりする家庭や社會の罪も亦甚だ小さくないのである。

今左に當所少年受刑者百七十二名に就て調査した犯罪統計によつて聊か述べて見たいと思ふ。

犯罪者百七十二名中最も注目するものは、無斷家出をしたもので八十九名の多きに達し、即五十二「パーセント」を占めて居る事である。而して其無斷家出の原因に就て調べて見るに、

少年の犯罪と其防制に就て

- 親に出て行くと叱られて 一一一
- 都會に行つて働き度も親許さとりし爲 一一二
- 不良少年に誘惑されて 一一一
- 繼父母の虐待に堪へずして 一〇
- 腹達ひの兄弟と折合はざる爲 三
- 親戚の世話になりしも厄介視される爲 二
- 實母死亡し繼父虐待する爲 一
- 父死亡母は他の男と逃亡せる爲 一
- 親戚縁者絶えて全く孤獨となりし爲 一
- 繼母の虐待に堪へず離縁になりし實母に逢ひたくて 一

計 八九

であつて、右の内七十八「パーセント」は皆其罪家庭や社會に有りといふことが出来るのである。而して彼等が家出後の犯罪に就て觀るに、(一)糊口に窮して犯罪せるもの最も多くして、四割五分を占め、次に(二)不良少年に交りて犯罪せるもの、(三)遊蕩の結果犯罪せるもの、(四)買食活動寫眞のため犯罪せるもの等の順にして何れも一割以上を

占めて居る。

次に家出せざるもの、犯罪に就て見るに、(一)遊蕩に耽りしため犯罪せるもの最も多く三割四分を占め、次は(二)買食及活動寫眞のために犯罪せるもので二割四分を占めて居る。而して今之が遠因を溯りて調べて見るに、其殆ど全部が自發的にあらずして、或は不良青年に誘惑せられたり、或は父母が全く放任主義に出でたるに因るものである。之に因つて是を觀ても、家庭や其環境の罪の甚だ小ならざるを知るのである。

尙性質に依つて之を大別すれば、放縱、狡猾、懦弱、怠惰、粗暴等の順で、中には其一二を併有する者もあるが、何れも先天的のものは甚だ少數で、大部分は即ち環境によつて築かれたる所謂第二の天性となつた者である。故に吾人は常に在所者に對しては生育關係、家庭の良否、個性、環境並犯罪の経路等によつて其犯由を詳細に知悉し、最も適切なる個人教誨等によりて之が善導に努めつゝあるのである。かくして彼等も刑務所に在る間は役人から眞に同情を以て常に色々と注意され監督を受けて居るから、心から

悔悟もし自覺もするのである。が扱再び社會に出るといふと其處に何等修養の場所がないのみならず、何處へ行つても何だか疎遠にせらるゝ様な氣がする。たま／＼歓迎して呉れる者があるかと思ふと、夫は甚だ恐るべき誘惑の手を擴げて彼等を陥れようとして居るものである。故に意志の弱いものは動もすると、又々過るのである。刑務所で如何に改悛の域に導いても、家庭や社會が之を保護善導する事なく、却て再犯の機會を與へる様なことであつては、折角佛造つて魂を入れない事になる。故にひとり刑務所や保護團體のみに止まらず、家庭も社會も内外相呼應して、彼等の善導に努力せなければならぬと思ふ。而して之は常に釋放者のみに止まらず、一般社會の少年殊に不良少年に對して最も必要な事だと思ふ。

外國では一週に一度の休日と與へて其日には必ずお寺へ參らせて尊い話を聽かせてやる。之が彼等の日曜日である。しかし我國では別に修養の爲に集まる機會を餘り與へて居らず、又其場所も有して居ない。最も現今各地に青年團處女會など組織されてはあつても、餘り振うて居るのを

見ない様である。匈牙利の或地方では小學校の卒業生を一週に一回づゝ學校又は青年集合所に招集して或は音楽を聞かせ、或は話を聽かせ或は讀書せしめて居るそうである。又獨逸では政府自ら少年の讀物や活動寫眞の選擇に多大の注意を拂つて、極力其醜文學や不良映畫の排斥に努めて居り、尙十七歳以下の少年少女には活動寫眞館に這入る事を禁じ又冬は夜八時以後、夏は夜九時以後に街道をブラ／＼歩くことを禁じて居るといふ事である。

吾人は決して、かゝる窮屈な制限を設くべしと主張するものではない。大體からいふと、青少年の風紀類廢も一は其家庭や社會の惡感化に因るものが少くない。で彼等を教化善導せんとするには、先づ手近い家庭問題や社會問題から改善改良し、都鄙共に相當の清い娛樂を普及せしめ以て楽しく動かしめるといふ風に何處までも同情の二字を以てするといふ事が大切である。而して常に空想にのみ耽り、前途も見えず、恰も暗夜に手探りで世の中を渡つて居る様な少年には、一の信頼すべき燈火を與へなければ迷路に陥つて了ふ、其燈火は即ち宗教信仰である。

要するに今後は家庭も社會も大に自覺し、常に十分の注意を拂ひ、協力一致して世の少年少女を導くに非ずんば、遂に不良少年の蠶食する時はなからうと思ふ。(完)

少年の犯罪と其防制に就て



假釋放について

パロール・システム（假釋放制度）は非常にむづかしい問題で、凡ての制度について言はれ得る事ではあるけれども、此の制度を運用する人が其人を得ればその効果は顯著なものがあるけれども、其人を得なければ制度は全く死んでしまつたのである。従来女子に施されるパロールが男子に對するパロールに比して立派な成績を擧げることができたのは、法律の手にかゝるものゝ數が女子は男子に比して余程少いので、此の制度の運用が樂に出来る點に大部分歸すべきである。男子は成年にせよ少年にせよ、あらゆる行刑機關を通過するものゝ數が多いので、パロールされたものに對する簡別注意が動もすれば粗略になり易い虞があるので

ある。凡ての階級の犯罪者の處遇と防止とに於て、女子の方が一般に眞生活に必要な方法を享受して、その受用の功に浴し易いといふのは事實である。女子のパロールについてはニューヨークの社會事業學校（New York School of Social Work）からマサチューセツ州の女子假釋放の監督をしてゐるエディス・パーレー及びフラセス・ハリス兩女史の、パロール・ワークについての記述が社會事業研究の「少年保護叢書」中の第三卷として出版されてゐる。女子に關するものではあるけれども男を通じて廣くパロール・ワークの上から見て興味の多いものである。

人々の上に施されるもので、プロベーション（監督制度）とは根本的の差異があるのである。パロールされる人は通例己に一度プロベーションに付せられて失敗して、裁判所に逆戻りして何處かの所内で或る期間訓練を経て來たものである。此間に受けた種々の經驗は犯罪者——少年犯罪者でさへも——に對する社會の態度の如何なるものなるかを彼等に印銘するに充分なもので、プロベーションに付せらるべき彼等の犯罪行程の第一歩に於けるとは全く異つた位地關係を將來するのである。

女子少年がパロールされる場合には先づ彼女を直ちに家へ送り歸すべきや或は賃金を得て女中として他の家へ奉公させるか、將た又學校へ行かせるか、右について決定が與へられなければならない。著者は言つてゐる「マサチューセツ州ではパロールされた十七歳の若い女が所内の訓練束縛から離てから直ちに監督もなく労働したり遊び歩くといふのは最も危険なことであると考へたのである。之に反して彼女を善く選ばれた家庭に置くのが最も効果が好いことが發見されたのである。家庭の一員となるので社會との交渉

假釋放について

がついて出世の糸口もできるのである。若し傭主が幸ひに善い人であれば適當な保護も受け得られるのである。家庭内の訓練はどの人より其の家庭の主婦たる人が一番好いのである。自分の家でなく他人の家で家内の仕事をするのは家庭生活の興味を起させると同時に訓練上最も利益があるけれども、此方法は彼女の窮乏が救はれて感化の功が己に休むだと思つたならば直ちに打ち切るべきものである。」

家庭の選擇と女子少年の配置とは最も注意を要する仕事である。兩女史は言つてゐる。「此配置の第一歩は先づ女子の收監以前の歴史及び收監後の發達變化——健康状態をも含めて——の周到なる研究に始まるのである。

次には、少年との會見である。此の會見では彼女の希望計畫、欲望、野心等凡ての事を腹藏なく語らせるようにしなければならぬ。かくして配置係（Placement worker）は彼女の現在の様子ばかりでなく將來についても知ることを得て、監督について如何なプログラムが定めらるゝにせよ、かくすれば彼女の將來の發達に應じて行く丈の餘裕ができるのである。女子の希望と野心とが監督の必要上又

は其者の智識程度と相副はないと見える場合には、將來に對するパロール・ワークのプログラムは彼女の思考を全く排斥しないように、調和構成の面倒を見て、彼女の自己表現を損はないで且つ現在の窮乏をも満たしてやるように、彼女と一緒に計畫しなければならぬ。此仕事は甚だ難事、配置係たるものは當該少年の現在の性格を知るばかりでなく、將來の見込をも洞察して、その見込を女子の心中に在る希望理想に翻譯してやる創造的な頭腦を有つてゐなければならぬのである。此點からして最も留意すべきは、第一に女子の抱てゐる希望計畫を巧に取扱ふ手腕と同情、次にはこの配置係が女子少年に授けることのできる。「新生活」(New Beginning)についての興味の深い想像とが、パロールに於ける女子の態度を大部分決定するといふことである。

有望な雇主の家庭、家族、及び彼女(雇主)の社會上の地位等について分調査した後訪問係 (Parole Visitor) はその雇主と會見し、少年に及ぼさるべき感化の點からして家内の様子家族の人物等を周到に考慮するのである。更に兩女

史の語を假りれば、

「訪問係は仕事及賃金の問題、適當な娯樂の機会、及彼女の信仰に屬する寺院への參詣の可能等につき特に考慮する爲めに雇主と交渉しなければならぬ。凡ての女子は自分と同じ宗旨の人々の間に置かれるのであつて、その人々は彼女が信用ある人物と規則正しく寺院へ行くかどうかといふことを監督するのである。

此事は訪問係に是非注意しなければならぬ事項である。更に訪問係は女子の居室が健康上の要求に適つてゐるかどうか、その室が家族の監視なしに出入のできる程家族の室と隔つてゐるかどうか、家具類が氣持のよいものであるかどうか、或は家族のものとは比べては餘りに貧弱で少女の嫉妬心を刺激しはしないかどうか、といふことに注意する。其上に係りの者は雇主が自分の家内の仕事並びに營利問題にのみめがけてゐて、少女の面倒を見る時間も意向も有つてゐないのであるまいかどうかといふことを探らなければならぬ。少女の爲めに高い給金を得るさか、働きのある下女を社會に提供するとかいふことはこの配置係

(パリースメント・ディジャー)の目的ではない。係の目的は少女が身體上にも精神上にも智識上にも開發せしめらるゝ可能性のある家庭を探して出来る丈少女の要求を満たしてやるにある。かくして雇主も高い給金を出す代りに辛抱して少女の面倒を見てやれば、自分の手助けとなるものを見出すことが出来るのである。

固よりかゝるパリースメント、(配置)の實驗が不成功に終れば何等かの取捨加減は已むを得ない。州のパロール・ディパートメント(假釋放局)と家庭との交渉經驗は仔細に記録せられ、再度の交渉を開く前に豫め取調べられるのである。

「凡ての事情を等しいものとして、小都市か或は大都市ならば商業區並びに娯樂の中心地から遠ざかつた郊外に位置した中流の家庭が最も満足な成績を挙げたことが見出されたのである。」

若し少女が教育事業に志があつて同時に之に對する能力もあつて、且つその道が開けてゐる場合には社會の教育機關特に小學校を利用すべきだと兩女史は云つてゐる。

兩女史の經驗から引き出された大體上の結論として兩女史は次のような意見を提出してゐる。

「パロール・システムは是非とも裁判所並びに刑罰機關とから分離せらるべきものである。パロールの目的はパロールされた人と社會と同化させることである。然るに裁判所と刑罰機關とは離隔の設備である。

凡て社會事業の技術といふものは多少地方的の状態並びに法規に左右せられるものではあるけれども、パロールのシステムが一度樹立せられた場合には、その基礎となるべき或る原則があるものである。

(一) パロールは所内で始まつた良習慣並びに良民生活の練習を繼續できるように工夫せられなければならない。
 (二) 箇人を營利企業の犠牲となることから防衛し、社會を反社會的な行爲から防衛するといふことを常に念頭に置かなければならない。

(三) 假釋放者を復活せしむるため社會に於ける利用し得べき機關施設を組織立てることである。即ち、
 (A) 假釋放者並びに社會に對する醫療設備

- (B) 假釋放者の責任觀念並びに技能に關するメンタルテスト
- (C) 教育設備
- (D) 簡人の趣好態度を重んじ延いて責任觀念を養成せしむる爲めの労働
- (E) 適當なる娛樂

「パロールの此等の主義原則を實現するためには假釋放局の職員の人格の如何について最も考慮が費されなければならぬ。かゝる局に當る人は廣い自由な教育を受けた社會事業に特別に訓練のある人でなければならぬ。尙ほ特に重要と思はれるのは巧みに人心を理解する其人の身に備はつた性質である。即ち、親切な、心持の朗かな、判断の正しい、意志の確かな、心の寛かな、同情と觀察とに富むだ、人間の向上に堅い愛と信仰とを有つた人でなければならぬのである」。

と著者は結んでゐる。(Gurney)

所長會見 聞記 西郊散史

付されたが今記憶して居るのが二三ある。

▲會議は例年とは少し變つて主として各控訴院管内から提出した問題を探して討議に付した。即ち自ら提出して自ら議決したのである。高所大所から諮問案として提出したものよりも或は「ヨリ適切であるかも知れない。種々討議に

認する看守長の夜間に於ける單獨巡視を是認して差支ないと論ずるものもあつたが、萬一を慮ばかつたり、所謂「思案の外」と云ふことに想到すれば、此の制限を俄に撤廢することは出来ない。併し「單純に御供を連れて巡視せよ」と云ふことに解釋すれば良いやうに思ふ。さうすれば官吏の人格を疑はれたやうな感も起らない。侮辱されたやうにも思はなくとも良いのである。

▲其の一は女受刑者收容区域内に夜間單獨で巡視することが出来ないが其の制限を廢したいと云ふ提案があつた。成程夜間は人手が少くなり、二人以上同時に巡視することは不便であるが、如此制限を置くに至つた立法上の理由を考察するに、一は男刑務官と女刑務官との關係を考へ一は男刑務官と女受刑者との關係を察すると、夜更けて人定まつた真夜中に、風紀に關することも若し起つたならば、受刑者に悪影響を及ぼすからして、未然に之れを防ぐことにしたのか、或は立法當時に如此風紀事件があつたので此の制限を置いたかも知れぬ。本問を討議するに當り長官の信

▲其の二は運動の問題である。罰としての運動停止の期間は何日位を適當とするか。一説は現行法通り五日を最大限度とすべしと云ひ、一説は現行法以上に擴張すべしと云ひ一説は此の罰を全然廢止すべしと云ふ。運動は人類の衛生上必要缺くべからざるものとして居る。故に之れを罰として停止するは不合理である。若し運動が彼等に與へた優遇恩恵であるならば、犯則行為者に之れを享有させないやうにするのが當然である。運動は拘禁生活者の生存上の必要として是認しなければならぬ。故に現行法の期間を最大限度とし、出來得べくんば之れを廢止すべしとの説も有力なる所論である。吾人は運動を保健衛生の立脚地からばかり

マクドナルド女史の手紙

去年の大震災當時小菅刑務所の受刑者の取つた行動は行刑の局に當る者のみならず、一般世間をも深く感動せしめたのであるが、久しく東京に在つてソシヤル・ワーカーに従事してゐる東京愛護館 (Tokyo Neighborhood House) の創立者なるカール・マクドナルド女史も深く之に感じたさ見せて、アメリカの一友に書を寄して當時の状況を報じて、中にミスター・アリアマの功を賞へてゐる。

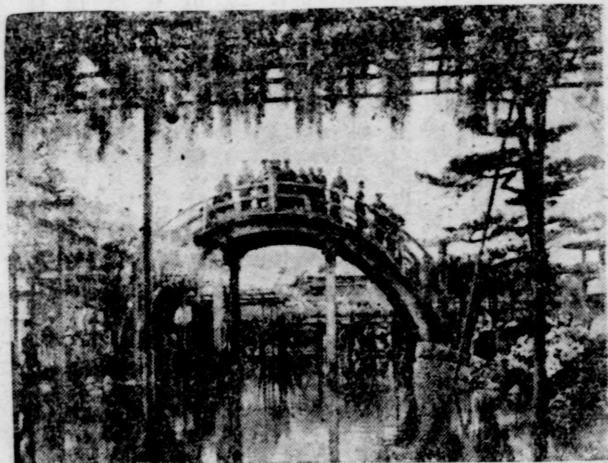
「外壁も上場も倒壊したのです。しかし一人も逃走を謀つたものはないのです。三夜といふものは房外の樹の下で明かしたのです。技には十二年か終身までの者一千三百人を收容してゐます終身のものが二百人以上あります。他のアリアマでは皆な手錠のはめて多少恐慌状態に陥つた處もあるやうです(不思議はありませぬ。しかしミスター・アリアマは手錠をも施さなかつたのですが、何の恐慌も起りませんでした)。

彼等は皆なミスター・アリアマのまわりを集つて動かなくなつたのです。ミスター・アリアマは涙を眼にたへて此事を私に語りました。二危念の際にもあつた者が大人しくしてゐるだらうとは思つてゐました。しかしその振舞には私も驚いてゐるのです。一。此れは一人間らしい境遇を受刑者に與へれば彼等も人間らしい證明をするものであります。ミスター・アリアマの三十年來の主義を證明したものであります。受刑者達も自分の所爲に對して誇りを有つてゐます。私は之を少しも不思議さとは思ひませぬ。私は彼の人道の事を考へた時に胸が塞がるやうな氣がしました。私は小菅には二百人以上の友誼を有つてゐるのです」。

此の手紙は三月十五日の「サーベイ」に載つてゐたものであるが、「サーベイ」は小菅の話はスプリング・テイル(人心を感奮せしむる話)と云つてゐる。(K.N.生)

必要であると思つて居ない。別に大なる意義のあるものと信ずるのである。即ち分房拘禁者が終日房内にある感想と出房して天空を仰いだときの感想とを比較し、更らに之れを擴張して自由生活と拘禁生活との苦樂を味ふ點に於て大なる意義を有つて居ると思ふ。此の意味に於て運動停止の罰を廢したい。若し存置するとなれば可、短期間とする方が良く信ずる。

▲其の三は減食罰存廢の問題である。若し將來累進獄制を採用して階級を降下するの制裁を付するならば、減食を廢止して可なりと信ずる。今日減食罰を科し併せて得點を減じ、尙ほ降級をするが如き制裁は妥當でないと云ふ處がある。



じ ふ

▲其の四は刑務監察官新設の問題である。提案者は、名は監察官ではあるが、刑務高等政策の傳達徹底の機關である。指導誘掖の機關であつて「アラサガシ」、事後監督の機關たらしむべからずと説明し、尙ほ聞く處に依れば、刑務所委員會の制度を設くるの議がある云ふことである。此の委員會は刑務所の解放である、公開である。故に此の制度確立以前に先づ刑務行政振作を一考するの必要がある、即ち刑務行政の適正刷新のために監察制度を探るべしと主張したのである。行刑局には參事官、書記官あつて、常務を取つて居られるが、地方刑務所を調査して指導するだけの餘裕がないと思はれる。故に此の専門的に查察教導の機關としての監察

が必要であると思ふ。名は指導官、監督官、管理官でも差支ない。論者は中間監督機關を設くるの必要がないと云ふが、監察制度は監督の色彩なくしてさうして刑務最高政策を直接に傳達させるものである。直接に助言獎勵するものであると云ふのが提案者の説明である。吾人は人權擁護な標語とする新刑事訴訟法が實施され、未決拘禁處遇一變の時機であるから、是非此の制度を採用して行刑事業の振興を策すべきであると信ずる。

▲其の五は社會主義の如き特別の受刑者を特別の刑務所へ集禁するの可否である。特別の刑務所に集禁すれば一の大なる集團が出来る。彼等に大集團を作るの機會を與へることは不得策である。此の見地からして分禁を可とする云ふものもあつた。吾人は大都市を離れた——田舎の刑務所に分禁するを至當と信ずる。古の遠島の如く島地に集禁するの可否は別に考慮すべき問題であると思ふ。

▲其の六は釋放後間もなく累犯に陥り、入所せるものに對し、元刑務所へ拘禁するは、感化上不得策であるから、他刑務所へ移送した方が良くと云ふ案であつたが、成程元

刑務所の而かも元工場へ戻り「また來た申譯ないが宜しく頼む」と云ふやうでは宜しくないから、他へ移送した方が良いのである。

其の他二三の提案があつたが省略することにする。

刑務所共濟組合員各位謹告

□共濟金並に轉勸贈與金計算に付いて

刑務所共濟組合規則第十一條の規定による共濟金計算上圓位未満の端數五拾錢を超ゆるときは之を圓位に満たしめ五拾錢に満たざるごきは之を除棄すとあるも計算上丁度五拾錢なるごきは其儘支給のごこ

刑務協會

大正十三年一月出入監並月末在監人員 (△減)

受刑者	三八七五二	二、二八八	二、八九八	三八、一四二	三八、七五一	四〇、八四三	△六〇九	△二、一〇一
刑事被告人	二、七八二	一、六九八	一、九九四	二、四八六	二、七八三	二、八六九	△二九七	△三八三
勞務場留置者	一一二	九九	一一二	一〇四	一一七	一一一	△二二	△一七
乳兒	九	九	二	二	七	九	△一三	△一六
總計	四〇、一五六	三、九二五	四、八四三	三九、五九七	四〇、五一六	四二、五一八	△九一九	△二、九二一
備考	內朝鮮人受刑者男二一人 伊人受刑者男一人	內朝鮮人受刑者男二一人 伊人受刑者男一人	刑事被告人男一人 支那人受刑者男五九人 刑事被告人男二一人					

大正十三年二月中出入監並月末在監人員 (△減)

受刑者	三八、一四二	二、二四八	三、三七一	三、七〇一	三、八四二	四〇、六一八	△二、三三	△三五九九
刑事被告人	二、四八六	二、二六〇	二、四四二	二、六〇二	二、四八八	二、九一九	△一六	△三三七
勞務場留置者	一〇四	一二六	一四〇	一四〇	一四九	一四九	△一四	△五九
乳兒	七	二	一	八	七	一〇	△一	△二
總計	三九、五九七	四、四九八	五、四五三	三、八四二	三、九五九	四二、三八九	△九五五	△三七四七
備考	內朝鮮人受刑者男二九五人 女一人 伊人受刑者男一人 葡人受刑者男一人 波斯人受刑者男二人 支那人受刑者男五八人 刑事被告人男一人							

百人乗の大飛行機



米國のクラブランド飛行場では、目下百人乗りの乗客専用大飛行機を建造中である。この飛行機は長さ百七十フィート、高さ廿六フィート、機内の面積二千五百平方フィートで、九百馬力のエンジン六個を装置し、推進器が六個で、平時はエンジン二個を動かしただけで、一時間百廿五マイルを走る設計である。なほこの機體は全部金屬で萬一に備ふるため水上飛行の装置をかねニューヨーク、ロンドンの間は廿四時間、シカゴ、ニューヨーク間は僅か六

世界最初の女大臣

丁抜では四月二十三日スタウニング氏を首相とする新内閣組織せられた外相は駐獨公使であつたモルトケ伯である同氏を除く外閣員全部社會黨出身である、文相はニナパンダカ史で同國に於ける大臣として最初の婦人である。

蚊の好き 蚊の好き 不好き

時間で旅客を運ぶことができニューヨーク、シカゴ間の貨銀を百五十ドルとすれば、一人につき三十五ドルの利益をあげ得る計畫だといふ。

柄が傾く 重寶な傘

ナ地方における試験によれば、蚊は人よりも家畜へ多く群るさうである、一日中における彼等の襲來は馬が七十六、牝牛が六十九、犬が十九、豚が十人が四といふ統計である、けれど、蚊の数が少い時は、好んで人を襲ふ傾きがある、尙ほその後の實驗によれば、馬や牝牛が人の周圍にゐても、大して我々の蚊避け法にはならぬさうだ。

◆米國ジョーンス・ボブスキンス大學生部の報告によれば、蚊も食物選擇性を持つてゐるさうだ、ルーイジア

◆降雨の際傘の柄の持ち方によつて着物の袖が濡れたり背が濡れたりすることはよく吾々の經驗することであるが、佛蘭西の或洋傘製造者は傘の中心がいつも頭の眞上にあつて着物が濡れない新式の傘を發明した、この傘は、傘の柄が或角度に傾くやうに出来たもので、柄が邪魔にならないから、傘の

中心はいつも頭上にあるのだ。

御飯を味よく炊く法

飯は磨きたての米で炊くと、光澤がなくなつて風味が悪くなるから、朝炊きならば前夜、晝炊きならば朝食後、晩炊きならば晝食後に米を磨いで、水を切つて置く方が炊きやすい、朝炊きの米を前夜から釜に入れて、置くのは一番いけない、米を磨ぐのに、餘り力を入れすぎると、粒がこはれて了ふから、手で軽く萬遍なく磨ぎ、二三度水を替へて流し、流し水が澄んだならば、米揚箕に入れて上から水をかけてそよぎ、米の中央を凹ませるやうに米を四方にかきあげ



そのまゝ水を切つて置く。

かけ、米一升に水一升二三合(新米ならば一升一合位)の割合で釜の中に入れ、蓋をして火を焚きつけ、釜底全體に火勢の及ぶやうにして、沸騰つたならば米を入れ杓子でよくかき廻し、米の中央が凹むやうに釜の周圍に掻き上げて熱の平均に行き渡るやうにして、重い蓋をして途中で火勢の衰へない様に炊く、湯気が吹き出して了つたら、おきだけ残り薪を引き去り、三四分経つてからそのおきを取り、竈の口を閉めて廿分間蒸して釜を下し、五分間経てからお釜に移す、飯を炊く時に中途で蓋を取つて見る方もあるが、釜の中に籠もつた熱を失つて、上等のものが出来ない。

日移民を歓迎しむるコシキメ農園

飯を炊くには、先清潔に洗つた釜を

飯櫃に移す時には 杓子に生水をつ

けると、之から腐敗を早めるから、お釜を下したならば、杓子を釜の中へ入れて置くと、湯氣でしめつて飯が付かなくなり又飯をお櫃に移したならば、蓋を少しずらして湯氣を立たせないとお飯が水々しくなる。

おいしい麥湯

麥湯の季節が近づいたが、麥湯をおいしくいたゞくには、大麥を一晚水につけてザルに上げ、そのまゝ風呂敷をかぶせて置くと、四五日たつと小さな芽が出るから、それを板の上に蒔き撒けて充分に乾かした上、煎つて普通の麥湯にすると、格別の風味がある。

池 (童話)

東京市日比谷小學校

尋四 日暮みよ子

日比谷のお池は
うれしいな

鶴の噴水
すゞしいな
こひもひこひも
たのしさう
春のお池は
きれいだなあ

バラック (童話)

同 片岡やす子

バラックお家は
さむいなあ
お屋根はトタンで
出来てゐる
雨がふればもる
あつちにポタ／＼
こつちにポタ／＼
バラックお家は
さあむいな

やなぎ (童話)

岡山上道郡開成校
尋四 岸本 宗實

かどのやなぎの
芽がのびて
どちらの風が
ふいたとて
いつもなびいて
をりまする
やなぎの心は
かはいいな

ほていさん (童話)

岡山縣上道郡開成校

尋五 富岡 定芳

おいしい糠味 の拵へ方

糠味噌の拵へ方(其の一) 材料は米糠二升・鹽五合米磨汁一升黒砂糖五十匁唐辛粉二匁先づ糠は少し色のつく位に炒つて次に米磨水を煮立て、鹽及黒砂糖を入れ、暫く煮て唐辛粉を加へ一沸騰したら火よりおろし、充分冷まして後、糠と混ぜ合せて樽に入れ、そのまま二日間放置し、初にお菜の類を多く漬込み、後に胡瓜などをつけて追々ならして行く同(其の二) 材料は糠二升・白米五合・鹽五合、タカのツメ三匁、今度は糠を色のつかぬやうにさつと炒つておく。

白米はそのまま二升の水で極く軟かに煮、鹽と細かに切つた唐辛を加へ、よく攪拌して火よりおろし、充分冷めたととき糠と混和して、二三日後に好み

の物を漬け込む、これには少量の粉胡椒や刻み生姜等を混合するとよい。同(其の三) 材料は糠二升・鹽四合五合、芥子粉二十匁、先づ水の煮立つた中へ鹽を投じ、これが煮幹けたら火よりおろし、充分冷して後、糠及芥子粉を能く混合して一日放置し、好みのものを漬る。(村井政善氏談)

ごん／＼出 る新しい紙幣

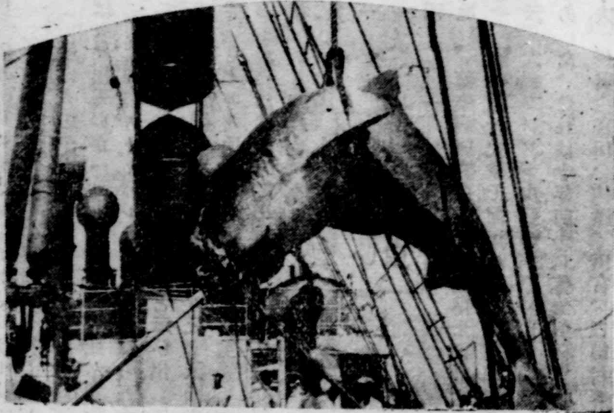
震災で焼けた印刷局はいよ／＼復舊に近づいて紙幣や公債、切手から葉書印紙、爲替證書、官報などの重要な仕事は震災前と殆ど變りの無いまでになり、どん／＼製造に取かゝつてゐるが統計的なものや機密書類でないものも三分の二位までに漕ぎつけて来た、紙幣や切手及び一圓以下の収入印紙の方は原板が残つた爲めに獨逸や米國から

購入した機械に、大阪の中島式機械などが備へ付けられてもう十分の能力を擧げて居り、残るものは建築の完成と仕事の能率に伴う各種の設備や機關の完成にあるさうだ。印刷局で紙幣を造る上に何より幸ひだつたのは原板が残つた事であつて、此の原板を彫刻課で複製して實用板となし之を刷版課に持つて行つて其の型を凹版機にかけて紙を並べ機械を運轉しつゝインクを流したり、また拭つたりして行く内に六枚續きのおさつの型が出来ると、更に之を乾濕其他の装置室で濕したり、乾かしたりした後いよいよ特別室に待ち込んで番號や印刷局の印を附して茲に始めて有難い完全なお紙幣が出来上がるのだ、尙みんなが熱望してゐる糊つき切手や舊ハガキも大部分印刷が出来上つた。

水星の太陽面通過 と火星接近

ハガキは一年に十五億枚、切手や収入印紙が同じく二十五億枚出上るのである。

水星の太陽面通過や火星の接近などでこの暮春から晩夏にかけてわが地球も天界のお客様の送りむかへに忙しい、先づ水星の太陽面通過は京都、大阪方面では五月八日午前六時四十四分八に始まり同日の午後二時卅七分半に終る、肉眼では見えないが五六倍の望遠鏡を用ゐると判る。その道筋は太陽の左側下から漸次進み太陽の中心上方で太陽半徑の十分の一位まで行つた時右側下へ向けて下り初め拋物線を



月頃にも見えたが平素は太陽に近い軌

道を取つて居るためその美しい輝が太陽の光のために吸はれて見えぬ、太陽面の通過は大正三年十一月以來初めてである。

今度の太陽面通過が學術上重要視されて居る譯は水星の運動殊に軌道が多少宛變移する理由を他の諸星との引力の關係などを以て説明して居たが之れでは十分でない節があり結局アインスタイン博士が例の相対性原理で巧に説明し盡したのだが、その説明が果して真か否かを観測上確める機會だと云ふ點にある。

従つて各國の天文學者達は互に觀測の結果を報告し合ふさうである水星には人が住む様な事はないだらうがその世界は月の一倍半大で太陽から受ける熱と光は地球よりも六倍餘り強い

又火星が此地球に接近したのは大正十一年六月十九日で一千七百四十萬里までだつたが今年の八月廿三日には一千四百廿萬里で以前よりは二分近いことについて京大星學教室の新庄博士は語る。

火星と地球が今度の様に近く接近するのは火星の軌道が稍楕圓形を取つて居るからでその楕圓軌道の地球に一番近いところに火星が来た時接近と云ふことになるのである、火星が血の様な赤味を帯びてゐるのは表面の物質の具合である、その目方は地球の九分の一で六百八十七日を以て太陽の周圍を一周する、表面の温度は攝氏の氷點下四十度平均である、太陽からの距離が地球と太陽の距離よりも一倍半遠く熱や光を受ける量も少い、丁度地球上で云へばヒマラヤ山頂の氣温と同一位である、火星から太陽の反射光を採り吟味すると水蒸氣のあふ事を知り得る従つ

て水も空氣もある譯だがそれは非常に僅なものに過ぎぬ、水なども氷になつて居る様だ、之等の事情から推して火星に人のやうな者が棲息するとは斷言は出来ぬが一寸考へられぬ、死んだ伊太利のスキヤベリリー氏が今から五十年程前火星に運河があると云ひ出して以來佛國のフランマリオン氏、米國のローエル氏なども之に賛同し主張したがそれは人工的のものでなくて氷の層かも知れぬ。

恐ろしい ツツガ虫

傳染病研究所長の長與博士は最近大阪の醫科大學で開かれた全國病理學會大會でツツガ虫病の病原體が發表された、これは十年前から傳染病研究所の長與、宮川、佐藤、田宮、三田村等の七博士によつて研究されてゐるもので

ある宮川博士の談に「この病氣は新潟縣の信濃川、山形縣の最上川、秋田縣の奥野川の各沿岸その他臺灣、フィリッピンなどに起る一種の急性傳染病である、その爲に農作物のよくみのる上記の數千町歩に餘る沿岸は今なほ荒れまゝにまかせてあるといふ有様である、この病氣は上記の沿岸にすんでゐるツツガ虫といつて小さいノミ位の大ききをしたこん虫にさされておこるのである、夏そこで草刈りをしたり、そこら旅行したりしてゐるとその幼虫にさされたところから、發病する、病狀は悪性のチブス殊に發しんチブスに似てゐるので、この病氣にかゝると三十分パーセント乃至五十分パーセントは死んでしまふ、この幼虫は野ネズミといふやうな温血動物の血や血精を吸つて生きてゐるのであるが、一番多く野ネズミの耳に寄生してゐる。

東西南北

帝國經濟會議設置

帝國經濟會議官制は去四月一日勅令第七十號を以て公布された。帝國經濟會議は内閣總理大臣の監督に屬し、關係各大臣の諮詢に應じて、帝國經濟の振興に關する重要な事項を調査審議せらるゝのである、同會議は金融部、貿易部、農業部、拓植部、工業部、社會部、交通部の各部に分る。



文政審議會設置

文政審議會官制は去四月十四日勅令第八十五號を以て分布された。この會議は内閣總理大臣の監督に屬し、其の諮詢に應じて、國民精神の作興、教育の方針其他文政に關する重要な事項を調査審議せらるゝのである。



京都
葵祭

勞働顧問の古瀬技師渡航

河原田政府代表の顧問として四月二十五日發勞働會議に出掛ける社會局技師にして、本會高級刑務官練習所の講師たりし醫學士古瀬安俊氏は、學校衛生のオーソリチーで、若返りマッド化粧料の發明者といふ變つた人だが、また大學では法醫學の方の指紋法を熱心に研究した「多方面の天才」である、殊に指紋の方では世界に知られた二つの論文もあつて、北米のクリスチナ大學などでは遙々同氏に研究資料のお裾分けもして貰つた程價値を認められてゐた、そこで古瀬氏は今度の渡歐をまた好機會として豫てから心掛けてゐた指紋研究に一步を進めるため、會議終了後直巴里に直行して、同地の警視廳に研究生として住込み、約二ヶ月の豫定で日本にはまだ輸入されてゐないボロスコービの研究を試みることになつた、このボロスコービは指紋法に附隨するもので指の汗腺の開口部を明確にする寫眞法であつて、指紋法もこの研究を完了して完全といふことが出来るのであるといふ、氏は「ボロスコービの研究は多年の心願

だつたので、今度の渡歐を機會に一、二ヶ月間の研究に身を入れて、日本指紋法に新生面を開きたいと思つてゐる、歸朝期は多分十二月上旬になるだらう」と

少年審判所取扱少年數

少年審判所に於て大正十三年二月中取扱ひたる少年の數左の如し

新に受理したる人員七百九十人々に舊受四百四十三人を加ふれば總計千六百六十二人にして終局したるもの七百七十人内少年法第四條に依り保護處分を加へたるもの二百三人、保護處分の必要なきものとして審判を開始せざりしもの五百六十七人にして終局せざるもの三百九十二人あり之を前月に比すれば舊受九十一人、新受百三十二人審判不開始二百十八人、保護處分五十七人を増加し他の少年審判所に移送したるもの一人、未済五十一人を減少せり

行爲別	性		別	受 理		審 判	保 護	處 分	未
	男	女		舊受	新受				

計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
男	103	85	25	25	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
女	85	65	20	20	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
男	103	85	25	25	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
女	85	65	20	20	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

大阪へ一萬圓御下賜

東宮殿下の御成婚記念事業の一として大阪府では仁徳天皇の御陵以下十六御陵の一般參拜者のためその道筋に當る道路の改修計畫を樹て十五萬圓の豫算を計上して居たがかしこき邊にては右の趣きを聞しめられ御補助として金一萬圓を御下賜になつた。

昨年創立せる全國刑務所教誨師より成る刑務教誨研究所に於ては、刑務教誨事業の進歩發達に資するため、自ら教誨研究なる月刊冊誌を三月より發行し、全國教誨師に配布しつゝあり。

無題錄

教誨研究發刊

四月二十日東京市外中野打越の森邸へ典獄上りの古老が十數人集つた、前會に漏れた和田三井兩氏の外に四王天殿

(古老連の第二回會合)

馬氏が加はつて一座は賑うた、午後二時頃から豊野和田兩氏の鳥鷲戦が始まつて之に香川四王天兩氏が代はり打撃ける傍の古老は旺に懷舊談を交はされる、椽端に近寄つて濕とか何處の多治がよいとか地獄極樂が一時に近づいたやうな話が出る、何と云つても恩給成金の筆頭野口氏は元氣で口軽るに一座を擲擧する邊りは其の往昔の駄々羅大盡を思はせる、森氏は殊勝にも夫婦連れで八十八箇所巡拜をするといふ、四國巡拜かと問へば、ナニ東京市内外の八十八箇所を一日二里遠きは四里位歩くのが適度の運動であるからといふ譯で菩提心からの拜禮ではないらしい、森氏は語る「何々講といふ連中と一緒に行くのだ、老婢さん連中と一緒に」

緒になつて行くと其の連中必ず嫁の悪口ぢや、どうも陰ぢやテ、老爺さんはそんな話はせぬ、先づ土地の直段が出たとか、米麥の出来工合とかいふ話、それから諸處の出来事や舊跡の話で、それは面白いものぢや、握飯を腰にテクノゝやるので錢もいらねば氣兼ねもない」野口氏陳さず、其の氣兼ねのない上を一步進めて行當りバツタリ泊つて温泉でも浴びて氣の向く方へ出かけたらどうだ、ナニ用務のある身ではなし、俺は一文なしが退職賜金一萬圓頂戴した、モウ澤山だ、子供に遺すでもない孫に遺るのだ、一萬圓は公債

だ、紙だ、現金は千五百圓程頂戴した、此千五百圓を保養に費うといふので夫婦連れで別府温泉から其付近を一週間廻はつた、新婚旅行ぢやない老ぼれの二人旅よ、と次から次へ語頭を轉じて旅館の待遇から失敗談を交せて際どい處で笑はせる、酒が始まると森氏は「灘酒は水をたつぶり差して呑む、口に入れては味が無いが喉に嚥下す刹那にプンと来る、其の妙味は何とも言へぬ、其呼吸のよい處は大阪の谷田院長は能く知つて居られる」酒が進むに従つて例の謡曲で野口氏「四條五條の橋の上……」森氏「御身、こゝろすなをなるにより……」と強弱の聲を張りあげた後は野口氏の獨天下、ヤレ新鴻節ぢや仙臺のさんさ時雨だ京都だ東京だと謡と説明で忙しいことゝ座は興趣盡きる處もないが夜道は老人には殊に物騒といふ譯でもないがボツ／＼歸らうとなつた、次回は八月頃の眞夏がよからうが日時場所は豊野幹事に一任と決して家路に就いた、當日集つたのは藤澤、野口、渡邊、豊野、四王天、荒木、和田、三井、永田、島田、香川と主人の森氏を加へて十二名であつた、

因に和田千松郎氏は左記の所へ轉居された。

(東京府北多摩郡調布町布田小島宇羽毛上六三四)

叙 任

教諭師 橋 典 仁(甲府)

七級俸下賜願ニヨリ本職ヲ免ス 看守長 赤 石 元 五 郎(宮城)

福島刑務所勤務ヲ命ス 看守長 伊 藤 新 三 郎

免本職宮城刑務所勤務ヲ命ス 看守長 石 島 興(福島)

福福島刑務所若松支所長 同 常 石 政 次 郎(甲府)

富山刑務所勤務ヲ命シ七級俸給與 同 前 坂 源 三 郎(富山)

福井刑務所勤務ヲ命シ七級俸給與 同 飯 田 忠 直(福井)

甲府刑務所勤務ヲ命ス 同 平 塚 千 柄(秋田)

鋼路刑務所勤務ヲ命ス 同 川 上 里 司(鋼路)

秋田刑務所勤務ヲ命ス 同 杉 本 虎 吉(岡山)

巢鴨刑務所勤務ヲ命ス 同 雨 村 信 七(山口)

岡山刑務所勤務ヲ命ス 同 賀 内 利 吉(山形)

山口刑務所勤務ヲ命ス 同 中 村 利 吉(山形)

補廣島刑務所尾道支所長 同 中 村 利 吉(山形)

任看守長給八級俸松江刑務所勤務ヲ命ス 同 親 秋(大阪)

任看守長兼技手五級俸給與 上 田 清 三 郎(大阪)

補鋼路刑務所帶廣支所長五級俸給與 看守長 伊 藤 義 三 郎(十勝)

免本職鋼路刑務所勤務ヲ命ス 看守長 武 田 又 市

補鳥取刑務所米子支所長 看守長 佐 々 木 盛(宮城)

叙勳三等叙從四位 泉 二 新 熊 顯(巢鴨)

保健技師ニ任シ金澤刑務所勤務ヲ命ス 保健技師 三 上 賢(金澤)

三重刑務所勤務ヲ命ス 保健技師 渡 邊 賢(金澤)

免本職秋田刑務所勤務ヲ命ス 看守長 村 上 定 平

補山形刑務所米澤支所長 看守長 細 川 嘉 吉(秋田)

刑務令規

看守長 金田 操(松江)
 尾道支所長 奥山 源三郎
 看守長 尾 厚(巢鴨)
 保健技師 松 尾
 司書記官 松 井 和 義
 萬國監獄常設委員會委員ヲ免ス
 同 辻 敬 助
 萬國監獄常設委員會委員ヲ命ス

刑務令規

司法部行甲第四七六號

大正七年七月監甲第四〇八號訓令文書處理及保存規程第十二條ニ依ル既済未済數月表及未済事件録同第十九條第二項ニ依ル記録簿冊總目錄ノ様式ヲ別紙ノ通定ム

右訓令ス
 大正十三年四月十六日
 司法大臣 鈴木喜三郎

計	文書	領置	用度	會計	醫務	教務	作業	戒護	既済未済件數月表					
									發議	受付	計			
									既済	未済	既済	未済	既済	未済

刑務令規

所長	主任	文書主任	年月日	決議認可	登記年月日	記録簿冊所屬年度	記録簿冊名	冊數	書棚名	保存開始及終末年月日	備考
廢											
記録簿冊總目錄											

果計

取扱例 1、翌月三日迄ニ結了シタルモノハ本表ニ於テ既済トスベシ

- 2、累計ハ曆年毎ニ更新スヘシ
- 3、支所ニ於テハ本様式ニ準スヘシ

年月日	發議受付番號	發送先	主管名	件名	備考
未済事件録					
大正 年 月中					

取扱所

- 1、翌月三日迄ニ結了シタルモノハ記載セサルヘシ
- 2、年月日ハ最近發議又ハ受付ノ日ヲ記入スヘシ
- 3、番號ニハ發又ハ受テ冠スヘシ
- 4、關係主任ニ於テ尙數次ノ交渉ヲ要スルモノ、一定ノ期間ノ經過ヲ要スルモノ等ノ如キハ備考ニ其要領及期日ヲ記載シ又處分上意見アルモノハ其ノ意見ヲ記入シ認印ヲ爲スヘシ

取扱例

- 1、本簿ハ甲、乙、丙、丁、戊ノ各部ニ分ツヘシ
- 2、廢棄權ニハ本所ニ於テハ廢棄ノ決議ノ日ヲ支所ニ於テハ所長ノ廢棄認可ノ日ヲ記入スヘシ但本所ニ於テモ甲部記録ニシテ司法大臣ノ認可アリタルモノハ其ノ日ヲ記入スヘシ
- 3、備考欄ニハ廢棄ニ屬スルモノヲ物品會計官吏ニ引繼キタル日又ハ毀損亡失或ハ本省へ保管ヲ移シタル等ノ事由ヲ記入スヘシ

司法省 行刑局 行甲第四九一號

刑務所 少年刑務所

假釋放上申書様式並記載例別紙ノ通定ム假出場上申ニ付テハ之ヲ準用スヘシ

右訓令ス

大正十三年四月十九日

司法大臣 鈴木喜三郎

日記番號

大正 年 月 日

何刑務所長 何 某

司法大臣

(陸軍大臣又ハ海軍大臣

假釋放上申

左記ノ者假釋放御許可相成度候

本籍身分(平民ハ記入ヲ要セス) 收容前ノ職業

氏名 何歳(數へ歳ニ依ル)

罪名

犯數入所度數 初(累)犯何度

刑名 刑期 懲役(禁錮)何年

懲役何年言渡ノト
コ口大正何年懲役
何年何月ニ更ニ大
正何年懲役何年ニ
減刑
未決勾留何十日通
算又ハ執行濟何月

刑ノ起算日 大正 年 月 日

刑ノ終了日 大正 年 月 日

假釋放條件期 大正 年 月 日

間經過ノ日 大正 年 月 日

執行濟期間 何年何月餘 以上

殘刑期間 何年何月餘

犯罪ノ原因

(極メテ簡單ニ本人ノ性格ト生活狀態トヲ記載シ犯罪ノ近因トナリタル緣由動機等ノ事情ヲ開示スヘシ)

收容後ノ行狀

(主トシテ賞罰ヲ記載シ特ニ參考ト爲ルヘキ事項アレハ其ノ旨ヲ簡單ニ記載スヘシ殊ニ累犯者ニ付テハ改後スルニ至リタル動機ヲ詳記スヘシ)

釋放後ノ保護 (保護會、引受人又ハ協力保護者ノ住所、氏名、職

業、年齢人物生活ノ狀態、本人トノ間柄及保護ノ方法ヲ明カニスヘシ父母兄弟アリテ其ノ許ニ歸住セザルモノニ付テハ其ノ事由ヲ附記スヘシ)

釋放後ノ生活

(釋放後本人ノ歸住スヘキ場所從事スヘキ職業並生計ノ見込確實ナル事情ヲ簡明ニ記載シ日釋放後ノ環境カ性行不良者トノ交際、射倅、飲酒、怠惰又ハ不紀律ノ生活ニ導ク素因ノ有無ヲ明カニシ竝之ニ對スル對策ヲ簡單ニ記載スヘシ)

被害者及其ノ他トノ關係

(被害者遺族及郷黨ノ本人ニ對スル感情並損害賠償若ハ慰藉料等ノ關係ヲ記載シ被害者、遺族又ハ郷黨ノ感情歸住地ノ關係並一般豫防等ノ必要ニ因リ居所其ノ他ノ自由ヲ制限スルトキハ其ノ事由ヲ明カニシ殊ニ痴情又ハ怨恨ニ關スル犯罪ノ如キハ相互ノ感情及其ノ被害者ノ所在ヲ明カニスヘシ)

其ノ他參考事項

(左ニ該當スル事項ヲ記入スヘシ)
イ、事件ノ牽連スル者ノ裁判ノ顛末及受刑狀態並假釋放ニ關スル顛末又ハ意見
ロ、事件牽連者カ他ノ刑務所ニ於テ行刑中ナルトキハ其

ノ刑務所長ニ對シ假釋放上申ヲ爲シタル通知
 ハ、罰金科料ノ刑又ハ追徴金アル者ハ其ノ納付願末
 ニ、上申書及附屬書類ノ記載ト一致セサルモノハ其ノ事
 由並正確ト認ムルモノノ開示
 ホ、上訴ノ結果上告審ニテ破毀移送ニ係ル場合ハ其ノ願
 末

ヘ、刑執行指揮書記載ノ判決確定日ト刑期起算日ト一致
 セサル場合ニ於ケル事由ノ開示

注意

上申書

- 一、氏名ノ難讀又ハ二様ノ讀方アルモノハ傍訓ヲ施スコト
- 二、不定期刑ノ者ニ付テハ刑名刑期懲役(禁錮)ノ下ニ長期何年刑ノ終了日ノ下ニ短期大正何年何月何日ト長期大正何年何月何日ト
- 三、假釋放條件期間經過ノ日計算ニ誤謬多シ注意スルコト
- 四、執行濟期間及殘刑期間ハ何年何月何日ニテ足り日ノ端數ハ記入ニ及ハス尙執行濟期間何年何月何日ノ下ニ假釋放條件期間計算ノ例ニ依リテ算出シタル期間ヲ

1 3 1 2 2 3 及 3 4 ノ四種ニ區分シ其ノ該

當シタルモノト其ノ下ニ「以上」ノ文字ヲ併セ記入
 スルコト
 五、罪名ハ適用條文ニ據ル罪名ヲ記入スルコト
 六、用紙ハ十三行美濃紙トシ犯罪ノ原因ノ行迄ヲ不動
 文字トシ成ルヘク印刷シテ鮮明且齋一ニスヘキコト
 七、封筒ハ司法省行刑局長宛親展トスヘキコト

附屬書類
 一、附屬書類ハ身分帳簿編綴順序ニ依リ編綴シ「ペン」
 書ヲ妨ケサルコト

二、刑執行指揮書及判決書

- イ、判決謄本又ハ抄本ハ犯罪事實ヲ明瞭ニ知得セラルル程度ノモノタルヲ要スルヲ以テ上告判決ニシテ犯罪事實明カナラサルモノハ第二審判決謄本又ハ抄本ヲ添付スルコト
- ロ、判決書ニ多數ノ事件牽連者アルモノニ付テハ其ノ全文ヲ謄寫スルコトナク假釋放上申ヲ爲ス者ニ關係アル部分ヲ抄録シタルモノニテ足ル此ノ際併合罪ノ事實ノ記載ヲ漏ササルコト
- ハ、二刑以上引續キ執行シ最後ノ刑ニ付假釋放上申ノ場合ハ前刑ノ執行指揮書及判決書ヲモ添付スルコト

- ニ、累犯加重刑ノ執行猶豫取消又ハ刑ノ執行停止ノ再入ニ付テハ其ノ決定書又ハ刑ノ執行關係ノ書類ヲ添付スルコト
- ホ、軍刑務所ヨリ移送ノ受刑者ニシテ刑ノ執行指揮書ナキモノハ移送書又ハ執行囑託書ヲ添付スルコト
- ヘ、刑執行指揮書及判決書作成ニ付テハ刑事訴訟法第七十一條及第七十二條ニ依ル形式ヲ必要トセサルコト
- 三、身上票
 - イ、年齢ハ本人ニ付テハ生年月日其ノ他ニ付テハ數ヘ歳ニ依リ記載スルコト
 - ロ、各欄記載事項ハ現在ノ事實ニ適合スルモノタルコト
 - ハ、内縁ノ配偶者及私生子ノ記入ヲ遺脱セサルコト
 - ニ、生育ノ關係ハ本人ノ可塑性ヲ知り財産及一家ノ生活關係ハ本人ノ生計及保護ノ關係ヲ知り父母其ノ他ノ素行家庭ノ良否交際ノ狀況及近隣ノ風評ハ環境及保護等ノ關係ヲ知ル資料トシテ重要ナルヲ以テ形式ニ流レズ精細ナル調査ニ基キ正確ナル事實ヲ記載スルコト
- 四、行狀錄

刑務令規

- イ、從來ノ形式の字句ニ拘泥セス眞ニ行刑成績ノ實質ヲ觀察シ得ル如ク適切ナル記事ヲ充實スルコト
- ロ、領置金額及作業賞與金額ハ的確ニ之ヲ記載シ尙作業賞與金ニ付消費ヲ許可シタルモノニ付テハ其ノ使途及金額ヲ記入スルコト
- ハ、親族故舊ニ對スル思念ニ付テハ特ニ居所及保護者選定上重要ナル事項ナルヲ以テ眞實ヲ誤ラサル様記載スルコト
- ニ、賞罰ハ受刑當初ヨリノ事實ヲ記載シ且懲罰ニ付テハ尙事犯ノ大要及處分ヲ明カニスルコト

司法省行刑第四九一號 (大正十三年四月十九日)
 行刑局長通牒

刑務所長宛 少年刑務所長宛

舊用紙ノ使用ニ關スル件通牒
 別紙訓令ノ通假釋放上申書様式一定相成候ニ付爾今之ニ據リ作成可相成義ニ有之候ヘトモ印刷セル用紙ノ殘存スルモノハ當分ニテ使用スルモ差支無之候但シ本年內ニ漸次指定ノ様式ニ改メラレ候様致度候

司法部行甲第五二二號 (大正十三年四月二十二日)
(司法部行刑局長通牒)

刑務所長宛
少年刑務所長宛

解收受刑者收容ニ關スル報告廢止ノ件通牒

昨年十月一日行甲第一四五三號解收受刑者收容並刑執行ノ件依命通牒中『法定期間經過後收容シタル者ニ付テハ其ノ遲延シタル事情ヲ精査シ正當ノ理由ノ有無ヲ明カニシ告發處分ニ對スル意見ヲ具シ報告』スル一節ハ之ヲ廢止候條御了知相成度候

司法部行甲第五一一號 (大正十三年四月二十二日)
(司法部行刑局長通牒)

刑務所長宛
少年刑務所長宛

假釋放上申書様式一定ノ件ニ付通牒

四月十九日行甲第四九一號ヲ以テ假釋放上申書様式訓令相成候處尙様式ノ統一ヲ期スル爲メ不動文字トシテ印刷スル文字及其ノ位置ヲ示シタル印刷見本ヲ配付可致目下準備中ニ付印刷ノ際ハ其ノ見本ニ依リテ作製相成候様致度候

司法部行甲第五四三號 (大正十三年四月二十八日)
(司法部行刑局長)

大審院長

檢事總長
控訴院長
地方裁判所長
檢事正
刑務所長
少年刑務所長

改正刑事訴訟法ニ關スル質疑回答ノ件通牒
別紙爲御參考差進候也

鳥取地方裁判所第五九一二號
判所事務局長宛

大正十三年四月七日

鳥取地方裁判所檢事正

司法部刑事局長殿

未決勾留日數算入方ニ付質疑ノ件

判決ヲ以テ言渡シタル未決勾留ノ算入ニ付左記ノ通り疑義有之候ニ付何分ノ御示相願度此段及問合候也

一、第一審裁判所が大正十二年十月二十四日被告人ヲ勾留シ審理ノ結果無罪ノ言渡ヲ爲シ其判決ニ對シ同年十一月二十日檢事カ上訴申立ヲ爲シ(檢事ノ上訴迄未決勾

留(二十七日)第二審ニ於テハ同年十二月十五日有罪ノ

判決ヲ爲スト同時ニ未決勾留日數三十日ヲ本刑ニ算入スル旨ノ言渡ヲ爲シ且即日保釋出所セシメタリ(檢事上訴後保釋迄ノ勾留日數二十六日)然ルニ被告ハ右判決ニ對シ上告申立ヲ爲シ大正十三年三月二十日上告棄却ノ判決アリテ第二審判決通り裁判確定シ其未決勾留日數ノ算入方ニ付左ノ二説アリ何レヲ可トスヘキヤ

甲 説 檢事上訴後ノ未決勾留日數全部ハ刑事訴訟法第

五百五十六條適用ノ結果當然本刑ニ算入セラレ判決ニ掲ケタル未決勾留通算ノ目的トナラス依ツテ檢事ノ上訴前ニ於ケル未決勾留ヲ通算スヘキ筋合ナルモ本件ノ場合ハ其日數二十七日ニシテ判示ノ三十日ニ滿タサルニ依リ現存スル未決勾留日數以上ノ日數ヲ通算スヘキ旨言渡シタル執行不能ノ判決ト同様ニ取扱ヒ通算シ得ヘキ二十七日丈ヲ算入シ其餘ヲ不問トス

乙 説 第二審裁判所ハ判決言渡當時現存スル未決勾留日數五十三日ノ内三十日ヲ通算スル旨言渡シタルモノニ係リ五十三日ハ全部本刑ニ算入スヘキ趣旨ニアラス

司法部行甲第五四三號
行刑局長宛

大正十三年四月二十八日

司法部行刑局長

鳥取地方裁判所檢事正

未決勾留日數算入方ノ件回答

四月七日第五九一二號ヲ以テ御問合ニ係ル標記ノ件ハ甲説ヲ相當ト思料致候

追テ刑事訴訟法第八編裁判ノ執行中刑ノ執行ニ關スル事項ハ司法部官制第六條第一號ニ依リ當局ノ主管ニ有之本件ニ付テモ本官ヨリ及回答候

きにあらず而して此の制度を完全に實施し良好なる効果を收めむと欲せば先づ居房其の他諸般施設の完備を期せざる可からず本省に於ては夙に意を此に用ひ既に獨居房の新營等の物的設備の改造に著手し明年ならずして完成せむとす行刑制度調査會に於ても略之に關する審議を終りたるを以て近く其の組織方法を發表するの機ある可し各位は今より此の制度を研究して實行の準備を爲し尙施設上の支障なき限りは成るべく速に此の制度を實施し以て我國に於ける普遍的制度たるの實を擧ぐることに勉めらるべし

四、受刑者中死亡率の最多き疾患は結核病なり又トラフオーム患者も散在性に多發すること屢々あるは頗る遺憾とする所なり此の兩種疾病に付きては一般社會に在りても特に注意する所あり先年結核豫防法(大正八年三月二十六號) 竝トラホーム豫防法(大正八年三月二十六號)の發布と爲り當局者は之が勵行に努力しつゝあり複雑多端なる拘禁生活に於ては此の二法律の施行に付きて多大なる困難を生ずること數の免がれ難き所なるも極力其の運用を適切ならしめ最善の効果を收むることに盡力せられむことを望む

五、患者治療日數經過報告に依れば刑の執行停止を適當と

きては克く當該受刑者を個別的に觀察し上述の如き形式又は便宜上の事由に囚はれ本來の趣旨を滅却するが如きことなきを期す可し

七、本年一月より實施せられたる刑事訴訟法は被告人の地位を確保し其の權利利益を擁護する趣旨を以て幾多の規定を設けられたることは既に各位の了知せらるる所なり故に被告人又は被疑者の處遇に付きては深く意を用ひて法の精神に副はむことを期せざるべからず而して近く施行せらる可き總選舉に付きては恐らくは少なからざる違反者の收容せらるることあるべきを以て是等收容者の取扱に付きては豫め能く攻究を遂げ部下に對して指示訓諭を爲し以て萬一の失誤なきを期せられむことを望む

八、釋放者保護事業の目的とする所は其の性格を矯正し境遇を改善するに在り此の目的を達成せむと欲せば物心兩界に亘りて釋放者を惠撫誘掖せざるべからず其の至難の事業たる到底他の一般社會事業の比にあらざるなり故を以て保護主任は人格手腕を兼備し犠牲的精神に富む篤志家なるを要す蓋し保護主任に其の人を得ると否とは事業の盛衰に影響を及ぼすこと頗る大なるものあるを以てなり各位は常に思を此に致し關係方面と熟議して其の選任を誤らざることに留意せられるべし

する者殊に心神喪失程度の精神病者又は休養日數著しく長期に亘りて衰弱甚だしきのみならず殆むど恢復の望なきが如き患者に對し仍執行を繼續せるものあり斯の如きは刑罰執行の意義を没却するを以て刑事訴訟法第五百四十四條又は第五百四十六條の規定に則り之に該當する者に付きては善く當該檢事と協調を遂げ執行停止を爲すに適當するものに付きては速に其の方針に出で以て法の精神を貫徹することに注意せざるべからず

六、近時に於ける假出獄の具申に徴するに其の殘刑期の長短に付き各所其の換を一にせず甲刑務所に於ては殘刑期一、二ヶ月に及びて始めて之が具申を爲すが如き定型の方針に據り乙刑務所に於ては殘刑期短かき者に對して之を爲さざるの方針を採るの風あり或は長刑期にして相當期に具申し得可かりしに拘らず其の機を逸せるが如く認めらるものあり或は初犯者に限局し累犯以上に及ぼさざるものあり甚しきに至りては自所の便宜の爲に技能ある受刑者の假釋放を遷延せしむるにあらずやを疑はしむるものあり勿論假出獄の具申は刑務官の自由裁量に依るものなれとも假釋放を許さるゝ本旨は實に受刑者の改善を促すが爲にして其の許可するに適當するの狀況も亦自ら多種多様なるべきこと明かなり故に假出獄の具申に付

泉二行刑局 長指示事項

(大正十三年四月七日 刑務所長 醫務主任 會同席上)

本官曩に命を拜して乏を行刑局長の職に享けたるも薄識非才にして日夜此の重任を辱しむることなきやを恐れて止まず此の時に方り各位と相見えて親しく意見を交換するの機會を得たるは本官の頗る欣幸とする所なり

行刑上各位の服膺せらるべき根本方針は大臣親しく之を説示せられ又重要な注意事項は次官懇に之を説示せられたり本官は次の細項を指示して各位の留意を請はんとす

一、武器及備品保管藏置の注意 刑務官吏の携帯する銃劍は固より之を濫用すべきものに非ずと雖一段有事の日に當り適法に之を使用するの必要あること及其の效果の顯著なることは過般の震災に際し實證せられたるところなり従て平素武器使用の訓練を積み且武器の保管に注意して不慮の難に備ふるの覺悟なかるべからず然るに近時武器殊に銃に對する注意緩慢に流れ實彈演習の如きも忽諸に付せられ且拳銃及實包の紛失盜難の事實漸く増加し其の破損の數亦夥しからんとする傾向あり而も此等の事實は孰れも其の發生後歲餘を経過し始めて發覺せらるる是れ畢竟會計官吏か制規の監督點檢を爲さず又戒護官吏に於て保管上必要な注意を怠り銃器の手入を閑却したるに

由れり又昨年春某刑務支所に於て釋放者か外部より侵入し所内作業用品を使用して看守部長を殺害し銃器を窃取したる事實の如き此等物件の藏置宜しきを得ざることを實證するものなり斯の如くむは内は收容者の侮蔑を受け外は行刑の威信を損ふに至るの虞あり特に注意を要す

二、丙種設備收容 受刑者にして感情の齟齬に因り官吏に對し一時反抗的行動に出づるの故を以て直に之を兇暴の徒と爲し丙種設備に移送するか如き嫌ある實例なきにあらず而も此の種受刑者は移送後直に其の行動を規整して正常者として處遇せられ且日ならずして賞遇を受くるに至ることあるを見る此の如きは素より丙種設備を置きたる趣旨に反し處遇上の秩序を紊るのみならず刑務官吏の威信を失墜せしむるものにして彼等を善導匡救する職責を盡すの途に非ず元來丙種受刑者の鑑別は其の性向素質等個人關係に付慎重に考查を遂げ自己抑制不能感情の亢進鈍癡不整倒錯知能の低格魯鈍癡愚白痴等精神障礙に基きたる性病的兇暴行動ありたる場合に於て始めて丙種受刑者と認定し特種設備に移送すべきものにして移送を受けたる刑務所に於ては他種受刑者と區別を嚴重にして各個性に適應する處遇を爲すを可とす

三、作業賞與金の使途 受刑者中作業賞與金を以て被害者

に對する損害の賠償父母妻子に對する送金其の他の救恤に充てんとする者漸く増加するの風あり作業賞與金の性質たるや勿論受刑者釋放後の生計の資と爲すべきこと明白なりと雖上述の如き受刑者の精神的發露と認むべき用法の申出に付ては適當に考慮を爲すを可とす

四、治療上の注意 比較的輕病患者に付治療日數數月若は數年に渉るものあり如斯は多くは診斷に意を用ひざるの結果なりと思料す蓋斯る患者の治療を爲すには廣く各種の診斷學的檢索を周密にして診斷を明確にして適當なる方針を樹て原因療法を基本となし之に對症療法を加味し以て治療日數を短縮するの策を講ずる必要あり

五、豫防衛生上の注意 保健職員は單に收容者の診療に従事するを以て足れりとせず汎く拘禁生活の内容を觀察して豫防衛生に留意し疾病を未然に防止するの注意あるを要するは大臣より訓示せらるる所の如し此の趣旨を貫徹する爲には特に左の事項の勵行を必要とす

1、收容者をして自發的に衛生を重するの習慣を馴致せしむる爲常に之か指導誘掖に努力すること

2、教誨其の他集會の機會を利用して收容者に對し衛生講話を爲し注意すべき事項を指示し衛生思想の普及を圖ること

3、時々居房工場等を巡視し一般衛生の監督指導を爲すと共に收容者の健康状態を視察し疾病ありと認むるときは本人より診療を出願せずと雖進て之に治療を加へ速に恢復の方法を講ずること

4、被服、寢具の清潔運動、入浴理髪方法の適否に注意し飲食物並飲料水の検査を行ひ便所其の他の消毒を勵行すること

六、懲罰 懲罰は紀律を確保し行刑を眞面目ならしむるに重要なものなるも寛嚴其の度を失するに於ては懲罰本來の目的に反する結果を生ずるに至り其の弊甚大なるものあるへし法規上之に制限を加へたるは洵に謂あり抑々懲罰の種類及程度は一に刑務所長の裁量に屬するか故に之か應用劃一の標準を缺くは己むを得ざるどころなり雖公正を失し過酷に流るるか如き處置は必ず之を避けざる

へからず彼の作業賞與金削減の如きも其の額多大に過ぐるときは作業賞與金制度の精神と背馳するのみならず收容者をして絶望せしめ又は強烈なる反感を抱かしむるに至るべく又彼の治療長きに互る病弱者に對し重屏禁を科し又は數度の減食罰を科するか如きは一層其の健康を害し行刑衛生上許すへからざるものあるへし各位は須らく當人の個性を考查し且其の他の事情を詳悉し自由裁量

の妙諦を誤らす能く懲罰の目的を貫徹するに努力せられ

七、情願趣旨の說示 收容者の情願を閱するに全然法定外の事項例へは裁判官若は警察官吏の處置又は社會制度等に對する事項を記載して提出するもの往々あり此の如きは徒らに手數を煩はすのみにて何等情願の目的に副はざること明白なり是れ收容者か情願の趣旨を了解し居らざる爲なるへし情願を爲さんとする者に對しては豫め情願の趣旨を說示し置く様注意せられたし

八、行刑の共助 行刑の効果は刑務所相互の助力に待つところ大なるものあり故に各所長は宜しく有無相通し長短相補ひ互に協力して大局の効果を收むるの覺悟なかるへからず獨り自所の發展にのみ腐心し共助の精神を無視するか如きことなきを要す 近來建築工事又は作業經營の目的の爲移送せられたる技能受刑者中兇暴にして他を煽動し到底工場作業に適せず獨房に收容して手錠を施し戒護せざるを得ざるか如き者あり或は精神異常者又は不具者にして就業に堪えず終始獨居拘禁の要あるか如き者あり又刑務所によりては自所の便益を除き他に特殊の理由なくして相互移送の必要なる協議に應ぜざることあり此の如きは共助の本旨を誤解し行刑統一刑務所一體の根本精

神に背馳するものと謂はざるへからず深く注意すること
を要す
以上の外指示すべき項目少からず別に印刷に付して各位
に頒つへし
(別に印刷に付して頒たれたる行刑局長の指示事項左の
如し)

一、男女分界 受刑者に對する拘禁方法は行刑上重大なる
問題にして殊に男女の性別に付ては嚴格なる注意を拂ふ
に非ざれば行刑の秩序を維持すること能はざるべし然る
に女子刑務所の工場に於て男子の作業技手を任用し女受
刑者と共に作業に従事せしめ又は同一刑務所内に於て男
女の分界を爲すべき牆壁に互に相視ふに足るべき孔穴の
存するに拘らず之を防塞せず其のまゝ放任せるが如き實
例あり注意せられたし

二、搜檢 居房及其他の物品の搜檢は近時密ならざるの
風あり房内の樂書、逃走、自殺等の數比較的に多きは搜
檢事務の如何に關すること多し爾今之を嚴格に勵行せら
れたし

三、面接の立會 面接の立會形式に流るゝ爲面接者間の談
話動もすれば刑の執行又は被告事件の内容に及ぶことあり
此の如きは行刑密行の本旨に反し未決勾留の趣旨を没

却するの虞なしとせず立會者は能く面接者間の談話に注
意し交談の要旨を其の都度嚴格に記入し手数を省略する
か如きことなきを期すべく而して之と同時に面會を求む
る者に對しても叮嚀親切の取扱を爲し可及的に迅速に所
要の目的を達すべき便宜を與ふる様注意せられたし
四、假出獄上申に關する事項

(イ) 假出獄條件期間經過の日の算出を誤るものあり此
等に對しては其の都度注意を與へ居るも今回減刑の
結果計算上複雑となりし以來一層誤算の増加せるを
見る粗漏の取扱を爲さざる様注意せられたし

(ロ) 上申書記載事項と添付書類と對照するに同一事項
の記載にして彼此符合せざる爲何れか正當なるや解
し難きものあり斯る場合は其の理由を附記せられた
し

(ハ) 犯罪に因る損害賠償を要すべきものあるに之に關
する調査を爲さず其の儘假出獄上申を爲す向あり爲
に詮議上支障を來すこと往々あり右に付ては必ず一
應調査し其の關係を明瞭ならしむる様注意せられた
し

五、報告に關する事項
(イ) 報告事故發生の場合は書面報告の外豫め電信電話

等を以て其の概要を速に報告すべき管なるに往々機
宜の措置を講せず悠々書面報告のみを爲す向あり爲
に該事項は既に新聞紙等に報道せられたる後に於て
報告に接し偶々支障を生ずる場合あり注意せられた
し

(ロ) 報告文書往々要領を盡さざる爲再三照復を重ねる
の手数を要するものあり徒らに體裁、文辭の修飾に
没頭することを避け眞實にして精確なる報告を爲す
様注意せられたし

(ハ) 上申報告等の文書にして指定期間内に提出なきも
のあり又現存法規と没交渉に作成せらるゝものあり、
既に消滅したる規定を引用するものあり、一定
せる用語を勝手に變改するものあり甚しきは合計の
記入を省略し或は指示したる事項全部の記載を缺く
ものあり此等は些少の手数を厭ふに由るべく而も其
の結果は事務の處理上多大の困難と澁滞とを來すこ
とあるを以て十分精査の上瑕疵なき書類の提出を弱
する様注意せられたし

六、指紋に關する事項
1、指紋原紙作成上に關して從來屢々注意する所ありと
雖尚ほ左の諸點に付特に注意せられたし

(イ) 指紋印象の不鮮明なるもの尠しとせず指紋は微細
の點に涉りて犯罪者の異動を識別せんとするものな
れば將來一層周到なる注意を拂ひ鮮明なる印象を得
ることに努められたし

(ロ) 犯罪者中指紋によつて前科の發覺を恐れ私に側壁
座床等にて指頭隆縮を磨滅し巧に累犯の發覺を免れ
んとするものあるにより注意せられたし

(ハ) 眞皮を損ぜざる表皮の剥皮又は磨滅等に因る不完
全なる指紋を其の儘發送せらるゝ向あり斯る指紋は
多くは一二週日にして恢復することあるを以て相當
時期を見計ひ改寫したる上送付せられたし

(ニ) 指紋押捺の際廻轉不充分にして渦狀の一方若は双
方の外角を缺如するに拘らず備考欄に何等の記載な
き爲返戻改寫の結果外角判明し其の價に往々變更を
來すものあり又押捺不完全の爲追求線の缺如せるも
のにして改寫の結果判明するに至ることあり斯る瑕
疵なき様注意せられたし若し外角又は追求線の缺如
して印寫不能のものにありては其の事由を原紙表面
の備考欄に記載せられたし

(ホ) 廻轉押捺不充分なる爲二重蹄狀紋又は双胎蹄狀紋
を普通の蹄狀紋と誤認し又印象不鮮明なる爲有胎蹄

狀紋を普通蹄狀紋と誤認し或は又突起弓狀紋を蹄狀紋と誤認せるものにして指紋原紙返戻改寫の結果判明するに至るの實例少からず

(ハ) 指紋押捺の順位を誤りたるもの、同一指を二回押捺せるため他指の押捺を遺漏せるもの、平面印寫を脱漏せるもの、裏面左手示指欄の押捺脱漏せるもの又は他指を誤寫せるものあり

(ト) 表面氏名と自署氏名と相違するものあるも何等事由を記載せざるものあり規定によりて記載せられたる

(チ) 身分、職業、原籍、出生地、住所、生年月日等の各欄の記事中に脱漏せるものあり

(リ) 五箇以上の前科を有するもの、原紙に最近の受刑事項一個若は二個を記載し他を省略して備考欄に外何犯と記入せるものあり規定の如く記載せられたる

(ヌ) 指紋原紙受刑事項中刑期又は刑の始期若は釋放年月日誤記ある爲刑期計算上刑の始期と釋放年月日と符合せざるもの多し又未決勾留日数の記載を爲さざるもの及通算控除を遺漏せるものあり
未決勾留日数記載中に未決勾留何月何日通算と記載

せる向あり取調の上何百何十日通算と記載せられたる

(ル) 不定期刑の受刑事項の記載方に付ては短期若しくは長期に相當する釋放年月日の一方又は双方共に記載なきものあり双方共に記載せられたる

(ヲ) 指紋原紙を任意不規律なる折疊方にて發送せらるゝ向あり折り疊を要する場合は折字の上の横線によりて折り疊の様注意せられたる

(ワ) 指紋原紙は一箇月分取纏め翌月二十日迄に發送すべき規定なるにも拘らず遷延して甚しきは釋放後數月を過ぎたるものを發送せる向あり斯くては指紋法運用上に缺陷を來たし指紋法の效果に及ぼす影響少からざるを以て指紋原紙の發送に付ては將來一層注意せられたる

(カ) 指紋原紙作成表上に記載の原紙發送數と到着原紙と符合せざるにより照會の結果誤記に付訂正したるものあり斯ることなき様注意せられたる

(ヨ) 指紋押捺用の「インキ」は從來黒色を用ひ來りしに近時往々別色の「インキ」を使用する向あり指紋用「インキ」の色を一定し置くの要あるを以て將來總て黒色「インキ」に改められたる

(タ) 本表に記載すべき件数に付ては各報告の通數を以て件數とせらるゝ向あるも本表に記載すべき件數は各報告の中に掲せられたる事件數を記載すべきものとす

前科發見報告にありては發見前科の個數によらずして一人の發見せられたる前科の多少に拘らず一回を一件とせられたる

2、指紋に關する諸報告件數表は記載件數の有無に拘らず毎月作成し指紋原紙作製表と共に提出せられたる

3、指紋印象の不完全なるものあり又記事の杜撰にして刑期又は刑の始期又は釋放年月日に誤記等あるは指紋擔當者の未熟練又は取扱の粗漏より來るものあるべしと雖是れ畢竟主任看守長たるもの、検査の不十分なるに因るものとす將來指紋擔當者をして技能に練達せしむると共に深甚の注意を拂はしめ且検査を勵行せられたる

刑務所長會同協議事項

- 1、或る種の受刑者に釋放刑増食するの可否如何
- 2、懲罰の種類中運動停止五日間を延長するの可否如何

刑務所長並に醫務主任官同

醫務主任會同諮問事項

- 1、保健技師(技手)補充の方策如何
- 二、醫務簡捷の方策如何
- 三、結核患者及精神病者並精神異常者處遇の方法如何
- 四、現行食糧等給は改正の餘地なきか
- 五、保健助手設置後の效果如何
- 六、治療藥品及試験藥品の種類如何

會報

本會大會

刑務所長並醫務主任會同を機として、四月九日午後二時より本會の總會を開き泉二會長の開會の挨拶及事務報告あり議事なきを以て來賓演説に移り金澤刑務所長河邊湛然氏の英國に於ける豫防拘禁に就て、小菅刑務所長有馬四郎助氏、豊多摩刑務所長の寺崎勝治氏の階級處遇に就ての講演ありて閉會せり。開會前に神州流忠孝流の琵琶師原口神洲の乃木將軍の琵琶の彈奏ありて勇壯悲哀の一曲は感觸まりて二百に餘れる會員の袖を絞らしめたり。

閉會後本會並輔成會主催にて支部長を柳光亭に、又司法部内の高等官本會に功勞ある人士を本會の食堂に招待して粗餐を供した。又醫務主任は八日午後五時丸の内中央亭に又所長の隨行員其他行刑局員等を同日午後六時上野精養軒に招き懇談する所があつた。

會長挨拶、事務報告、會計報告、來賓講演左の如し。

泉二會長挨拶及び事務報告

一言御挨拶を申し上げます此度刑務所長及醫務主任の會同

日に至りまする迄約二年間随分色々な事項があります、細かいことは披に致して主なる事業だけを拾ひ上げまして凡そ十三項に亘る譯であります、併ながら之も一説明することは省きまして項目を分けて讀上げて行かうと思ひます第一收容者教化用書籍審査部を設置したること、第二職員共済組合を設けて會員相互の救済の目的に向つて努力しつゝあること、第三刑務協會々則を改めて會員の慰藉、表彰並に死亡、疾病退職に關する贈金率を高めて昨年九月の震災に對しても表彰、哀悼を行ふに大いに便利を得たること、第四に協會の活動寫眞映畫の場所を増加し即ち五十名以上を拘禁する支所にも巡回することとしたこと、第五に出版物としては行刑局編纂の指紋法、坪井典獄著行刑實務講話及教化用の書籍一種を出版致して居ります、雜誌刑政の内容を幾分か改めまして會員の多數を占めて居る看守の看讀の便を圖ると云ふ趣意に致しました又雜誌『人』の内容を成べく教化的のものに致しました、之を讀む者の種類に就きましても行刑局の了解を得て成べく多くの收容者に之を看讀せしむるやうな計畫を致しました、而して此の雜誌『人』に就て特に申上げて置きますことは、本年一月東宮殿下の御慶事がありました際に各刑務所諸君の御手許に於て收容者に對して感想を述べしめられたやうなことが

を機會として此所に本協會の總會を開きますことは欣快に堪へざる次第であります昨日所長に對する總理大臣の訓示刑務所長は一大家族の家長であると云ふ心持を以て治めて行かなければならぬと云ふ御言葉がありました、私は洵に深く有難き印象を得たのであります、皆様も定めて御同感であつたらうと思ひます。

又司法大臣の御訓示にも誠心誠意と云ふことを申されて居ります。家庭の父として家族に向つた場合誠心誠意を要するのであります、併ながら唯情意に絆されて義を辨へない所の旨愛は人を治める所以でなからうと思ひます。

今日偶然にも餘興の琵琶演奏で乃木將軍の父子別れの場面を聴かされまして、何となしに誠心誠意の魂を吹込まれたやうな感じを致します、願くは御互に誠心誠意を以て收容者の爲めに、又釋放者の爲めにもあらゆる限りの努力をしたいものであると云ふ感じを禁ずることが出来ませぬ、此の所感を陳べて御挨拶に代へます。

次に事務の報告として申上げることは前回の總會以來今

方々にあるやうであります、私は丁度其の當時小菅に参りまして彼處で其の感想録の一部を見ました所が、誠に感想録として面白いものであると云ふことを考へて居りました、宮内省に於かれても大分さう云ふ收容者の感想等は御調べになりたいやうな趣きであると云ふことを拜承しましたので保護課長と相談の上宮内省の係りの方と相談致しまして、收容者の感想記を詳しく『人』に掲載して之を宮内省に献上することに致したのであります、ところが獨り台覽に止らず天覽を載くことになりまして、實に畏多いことと考へましたが相當に記事も選びまして献上致しました所御嘉納になりました難有いことに存じて居る次第であります、同時に三月號は各皇族殿下にも献上致したのであります、第七に殿下御慶事に就きましては會長が協會々員を代表しまして賀表賀儀を捧呈致しました第八に協會に於て普通の練習所を開きます外高級練習所を設けまして高級職員員の講習をやつた事も御承知の通りであります、今回は醫務職員の約半数を召集致しまして講習會を之から續いて開くと云ふことになつて居ります此の外に目下本會に於て編輯部を設ける、圖書部を設けると云ふやうな企てもあります、何れ其の中に定まる事であらうと思ひます、第九に昨年刑務所長を煩はしまして諸所より本會に寄附を受けた

のでありますが、朝鮮總督府法務局及び其の管下刑務局臺灣刑務局關東廳刑務所等からも多大の金額の御寄附がありまして此の機會に於て謝意を表して置きます。第十前會長山岡博士を此の度は顧問に推薦致しまして、今後御援助を仰ぐことになつたのであります。

以上の報告事項殆んど總て前會長時代の施設事項でありまして其の功蹟甚だ大なるものであると存じて居ります。茲に諸君と共に丁度御臨席になつて居りますから此機會に於て深く感謝の意を表します。

其の外に第十一乃至第十三の事項を手控には記載してあります。申上げる事は省きます其の外の小さな事は總て省略致しますから悪からず御了承を願ひます。尙ほ十二年四月より十三年二月に至る會計決算報告及び其の前年度の報告並に十二年四月より本年二月に至る刑務所共済組合に於ける會計報告これは特に申上げませぬ印刷になつて何れ御手許に上げてありますからそれで御承知を願ひます。私の御挨拶及び報告は以上を以て終りと致します。

自大正十二年四月
至大正十三年三月 會計決算報告

一七〇、五三六、〇五〇 總受 入 高
内 譯

二八、六七六、四八〇
一三、三五三、七六〇

刑務所共済組合
會計決算報告

總受 入 高
總支 拂 高

七四、二三九、三五五
九六、二九六、六九五
九七、八一二、〇三〇
七二、七二四、〇二〇
七二、七二四、〇二〇
資産之部

前年度より總高
本年度收入高
總支 拂 高
總 資 産 高

一七二、五七〇、一三〇
内 譯
五五、一六〇、〇〇〇
一、一五四、六五八
一五、一〇三、一五〇
一、三〇六、二一二
四五、〇〇〇、〇〇〇
四五、〇〇〇、〇〇〇
一、五〇〇、〇〇〇
八、三四六、一一〇
負債之部

輔成會より借入金
本會家屋及附屬物
會長其他住宅
電 話
備品及圖書

自大正十二年四月
至大正十三年三月

一五、三二二、七二〇

内 譯

一三、七六〇、一一〇

六八八、八五〇

一、八六三、七六〇

一〇、〇〇〇

備 考

一、本書は本會へ送金に係る共済組合掛金の收支にして、各刑務所に留置の分は計算せず。

英國の豫防拘禁に就て

金澤刑務所長 河邊 湛然君

本日刑務協會の總會に於きまして、閣下並に諸君の面前で一場の講演をさせて戴くことは詢に光榮に存する次第であります。

私は一昨年の六月十三日に松井書記官と共に神戸を出帆致しまして昨年四月の六日に歸朝致しました。丁度滿一年になつて居りました最早洋行談も時効にかゝり何も申上げることはないのであります。加之既に松井書記官より米國の事情殊にクリヤリングハウスに就て詳しい御話があり、獨逸の刑務所の状態に就ては森山檢事から最近詳細の御話

もあり、其他諸先輩より歐米刑務所の口演がありまして、私が参りました所は瑞西、獨逸、英國、佛國、米國位なもので、何も申し上げる材料がないので已むなく茲に掲げました英國の豫防拘禁に就て話を試みたいと思ひます。時間が短いのと辯舌が拙劣である爲め御聴きにくいこともございませうけれども暫く御耳を拜借致したいと思ひます。

先づ英國の刑務所の種類沿革を大體述べ次に豫防拘禁に移りまして、豫防拘禁の目的並に沿革、而してキャンピヒルの豫防拘禁所の御話を致します。此のキャンピヒルの豫防拘禁所に就き、其の位置、構造居房、職員、處遇、教誨教育、作業衛生其他の處遇、之に附加して假釋放と保護との關係、最後に一寸批評をしまして口演を終りたいと思ひます。

第一、英國の刑務所の種類と沿革、英國の刑務所は御承知の通り四種類ございます。(一)重懲役刑務所 (Convict Prison) (二)地方刑務所 (Local Prison) (三)矯正院 (Borstal Institution) (四)豫防拘禁所 (Preventive Detention Prison)

であります。十八世紀と十九世紀の前半に於きまして刑罰は手足の切断、手足架、流罪等の應報刑から漸次進歩發達し改竊選善に移り従つて其の執行も單純なる拘禁を避け、必ずや懲役を科すものたらざる可からずとの原則の確立を見ました。其の懲役刑の執行に就きまして、其の頃よ

り設けられてゐるのは (一)重懲役刑務所で全國に四ヶ所あります (イ)ダートムウワー (ロ)メードストーン (ハ)パークハースト (ニ)リバプール (女ヲモ拘禁ス) で此の刑務所は古來行はれた流罪や犯罪殖民地送付に代り設けられたるもので比較的長期の者を收容し其の管理は初めより中央政府の直接管理の下に於かれ現今行刑委員長局の監督に服して居ります (二)地方刑務所、之は短期の受刑者を收容する所で現今中央政府の管理の下に置かれて居ります、各地に施設され一八七七年行刑法の發布を見るに至る迄州治安判事の監督の下に於かれた頃は其の數一三を算し處罰の統一及び地方費の節約と云ふ目的で國家の管理に移されたものでありますが尙ほ受刑者の合理的處遇及び經費の節減と云ふ理由で次第に其の數を減じ現今では四十ヶ所に過ぎないのであります、中央政府は監督委員局 (Committee) を設け其の管理に當らしめて居ります、委員局長を任命し委員の數は五人であります、一八九八年行刑法の改正がありまして此の地方刑務所と曩に述べました重懲役刑務所とは同一に取扱はれ均しく此の監督委員局の管理の下に於かれて居るのであります。

(三)矯正院 之は未成年刑務所でありまして (イ)ボルス
ター (ロ)フェルタム (ハ)ポートランド (ニ)エーレスブルグ (女子) の四ヶ所あつて次に述べんとする豫防拘禁所と同時に一九〇八年の罪豫防法に依り建設せられたるものであります、十六歳以上廿一歳迄の者で刑事犯或は即決犯を犯したる場合か、或は少年が犯罪的習慣性を有し又は不良性あるが爲め懲戒訓練を施し改善の爲め收容する必要ありと認めたる場合に裁判所は二年以上三年以上以下の判決を下し此の施設に送るのであります (四)最後に豫防拘禁所で、前述の矯正院と同時に犯罪豫防法に依り設立せられ男子の爲めにはワイト島のキャンピルに女子の爲めにはリバプールの重懲役刑務所に附設せられてあります、習慣的犯罪人を社會より隔離し一方訓育懲戒を施し改過遷善を爲す目的を有して居ります、此處に拘禁せらるゝ所の者は十六才以上の者にして三犯以上罪を犯し又既に豫防拘禁に處せられたる者にして何れも習慣的犯罪人と認められたる者が三年以上の懲役を言渡され之れに本處罰を附加するのであつて期間は五年以上十年以下の範圍であります。

第二、豫防拘禁の目的と沿革 以上英國刑務所の種類と沿革との大體を述べましたが愈々之れから本問題に移ります、本日も所長會議の席上に於きまして局長閣下より犯罪豫防拘禁と云ふ事は重要なことであつて、之は研究して置

かねばならぬと云ふことでございましたが、丁度此の演題の選擇は時期に適したものであると思ひます。

前にも申し上げた通り本制度は一九〇八年に通過せし犯罪豫防法に依り設立せられたるもので、此の豫防法は全部十九條にして第一條より九條までが矯正院の事第十條から第十六條までが豫防拘禁のことが定められ残りの三ヶ條は總則のやうなものであつて、タツタ十九條に過ぎないのであります、各項目に分れ随分詳細綿密に規定されてゐるのである。

本法が議會を通過し社會に公布せられた以前隨分と所謂習慣的犯罪、常習的犯罪者を社會から隔離し社會の危険を除かせねばならぬと云ふ輿論が三十年前一八九四年頃からも起つて居つたのであります、翌年より行刑部委員にも此聲が大きくなり遂に一九〇一年行刑委員は時の委員長グラッドストーン卿に詳細の規定意見書を提出しました一九〇八年には丁度グラッドストーン卿が内務大臣であつたから此法案を議會に提出致しました議會に於いては刑期の點や習慣的犯罪と云ふ言葉の意義等に就て随分議論がありました、結局通過致しまして現今の制度の確立を見たのである。

本制度の目的に就て述べますと、皆様が御取扱になつて居る通りに、初犯でもなく亦單純なる再犯者でもなく、犯

罪を數回累ね而も現在の行刑組織制度では到底改悛せしむる事能はざるものが多々あらうかと思ふのであります、此の中には不良者も居るだらう、兇惡不良因でなくとも數犯を累ね何度でも繰り返して刑務所に逆戻りする者もありませう、斯う云ふ者を一つ所に集禁致しまして現在の刑罰執行方法に依らずして他の新なる執行方法に依り社會の危険を除き本人を遷善改過せしめやうと云ふ目的を以て居るのであります、本法の第十條一項に「若し一定ノ人ノ習慣的犯罪性及其ノ生計方法ニ關シテ一定ノ長期間其ノ犯罪人ヲ拘禁スベキ事カ社會ヲ防衛スルニ便法ナリト陪審員ノ意見カ一致シタル時」とありまして習慣的犯罪人を拘禁するを目的として居るのであります、社會に危険と云ふよりも寧ろ厄介者と稱すべき者言換えて見ますれば道德上並に教育上の缺陷に基き單純なる行爲により單純なる妨害を社會に與ふるに過ぎざる者を目的としては居らぬのであります、本制度上習慣的犯罪とは單純なる習慣犯を云ふに非ずして職業的犯罪と解せねばならぬ事は一九〇八年六月十二日に内務大臣グラッドストーン卿が下院に於て説明したるに依つても明かなことでありまして即ち單純なる習慣的犯罪とは犯罪を目的とし或は他人の物を掠奪する能動的意を有する爲め犯罪に陥りたる者を云ふに非ずして彼れ等の境遇及

精神上肉體上の缺陷あるが爲め屢々犯罪に陥りたる者を指
示するのであります、職業的犯罪とは犯罪を目的とし精神
上肉體上完全にして非常に熟練せられ活眼を以て犯罪生活
を選び詭計を知り曲直を辨別し犯罪生活を營む方策を知れ
る習慣犯人を言ふのであると説明して居ります。

以上申述べました目的と沿革を有して犯罪豫防法實施後
三年を経まして一九一二年五月に「アイルランド」の
「キャンピル」に豫防拘禁所が開闢される運びとなつた
のである。

第三、キャンピルの拘禁所 (Camp Hill Preventive Detention Prison)

(一)位置 斯の如き目的を有する形務所は然らば何處に
建てられてあるかと申しますと、皆様が紐育から英國に御
渡になる際には必ず英國の南端を通過しサウザンブトンと
云ふ所謂我國の横濱に相當する所の港に着きます、此の港
に這入る際遙か南方に當りまして一つの島がございます、
此の島はワイト島と申し周圍約七十哩人口十萬で、此の島
の中央にニューボートと云ふ町があつて此の町の郊外にバ
ークハーストの重懲役刑務所と隣り合せて建設されてあり
ます、私は松井書記官と共に倫敦から四時間汽車を利用し
てゴズボート港に至り船に乗り一時間位で此の島に着き一

番南端にあるベントナーと云ふ町に宿りまして自動車で此
の拘禁所を視察に出掛けました、此の邊は我國の須磨、明
石と云つた様な景色絶佳の地のみならず空氣は清淨に氣候
は温く、避暑避暑の最適當地で英國に於ける樂天地であり
ます、衛生上教育上經濟上の點に於て最も好適地であるの
みならず亦逃走を防ぐと云ふ點から云つても好都合に出来
て居ります、一九一二年五月開闢せられたる以來未だ一人
の逃走者を出したことはないものであります、私共が参りま
した時即ち一昨年の十月に初めて一人の逃走者を出しまし
たが周圍七十哩位の島である爲め三日目に食に餓え山より
下りて來た所を逮捕したと典獄補が話をして居りました兎
に角戒護上からも適當な土地であります。

(二)構造房舎 此の拘禁所を外都から見ても云ふ感じ
が起るかと思ふと矢張り看守が長い鐵砲を持つて門を嚴め
しく護つて居つて如何にも嚴正な應報的懲罰の執行所であ
ると考へられた、けれども一度其の門を潜り一步内部に這
入りますと今迄の考はまるで裏切られるのであります、あ
の立派な美しい建物の間の空地には草花は咲き亂れ諸の鳥
は集り來つて自然の音楽を奏すると云ふ風にまるで別天地
の感が致しました、約三萬坪位外塲で取り圍み構外には二
〇〇エーカー即ち我が二十四萬坪の老大な耕種地がある、而

して舎は六舎二階建て各一舎は二五房つゝからなつて居り
ます各房合して三〇〇拘禁人員は三〇〇人の豫定を以て建
てられたのであります、此の外教誨堂二棟炊事場事務室宣
誓區等の建物が綺麗に配置されて居ります、勿論採光採暖
換氣等の設備は完成され各舎の廊下等も廣く出来て二十フ
イトもあり實に衛生的に出来上つて居ります、居房の構造
は別に變つた所はなく我が小菅豊多摩等の獨居房を稍々大
きくし窓も廣く大きくした位に過ぎませぬ房内には寢臺(敷
蒲團枕毛布)椅子、鏡、書籍什器を入れる棚等を設備し便
器は勿論洋式で惡臭等は皆無です親族故舊の寫眞が飾られ
てあります、其の外廊下には全部リノニウム若くは絨氈
が敷き詰められて清潔に掃除されて到底我が國の房舎とは
比較になりませぬ。

(三)職員 は所長、教誨師、保健技師、看守長、看守部
長、看守の外に報告委員 (Advisory Committee) が置かれて
あり所長は在所者の自重自覺の念を喚起鼓吹する爲め努め
て自己に對する彼れ等の信認と云ふ事に重を置き日常の動
作を始めとして服裝の如きも官權的のものを選び背廣を着
し頗る親密篤實敏捷に立ち廻はつて居ります、教誨師醫師
は隣のバークハーストの重懲役刑務所の人が業務をして居
つて看守は重懲役刑務所の看守中より採用せねばならぬ制

限がある爲め一方戒護の經驗を有して居ります爲め便利と
云ふ利益は有りましたが他方其の在所者の取扱振が普通の
受刑者に對するが如くに機械的となり木拘禁所の目的に添
はない従つて感化遷善の實を上るに遺憾な點が多いと云つ
て居りました何れも劍銃は携帯して居りませぬ唯門衛と
耕種地を警戒して居る看守位が長い銃を携帯して居るに過
ぎませぬ大體に於て懇切丁寧であります、職員中最も注意を
拂ふべきは刑務所に委員が置かれてあることです、刑務委
員制度に就きましては本日局長閣下から研究して置かねば
ならぬと云ふ御話がありました此の拘禁所に於きまして
も委員制度が採用されてあります我國では刑の執行が適當
に行はれて居るかどうかを監督するには巡閱巡視の制度が
設けられてありますが一刑務所の職員其のものを組織して
居らぬ併此の委員は本拘禁所の職員自體を組織して居り
まして日常在所者の性格行狀作業能力等を視察して大臣に
報告する一能を持つて居りますから裏面より執行の有様を
間接に監督する結果となるのであります、一九〇八年の犯
罪豫防法第十四條第四項の規定により設置せられ重懲役刑
務所の所長が委員長に其の他僧侶醫師或は學識經驗ある者
が委員として大臣より任命されて居ります、各委員は委員
長の下に活動し在所者の行狀作業或は釋放に關する見込意

見を定期に大臣追報告し最後に假釋放すべきや否やが決定する。委員が集まつて委員會を組織し委員長が議長となり日常觀察の結果に付き當職員所長教誨師等と協議をして最後を決定し大臣に報告し大臣は假釋放を許可するのであり、かくてこそ所長の警覺せられたる態度は益々啓發されるに至りまして結構豫防拘禁制度の死活を制する重要な機關となつて居るのであります。

(四) 處遇 英國に於て一般に採用せられてある通り此處も亦階級處遇を施行して居り、三階級制度には三進制度四進制度等種々ありますが本拘禁所は三進制度であつて普通級 (Ordinary Grade) 特別級 (Special Grade) 不良級 (Defaulting Grade) の三階級があります。(イ) 普通級 重懲役刑務所に於て三年以上の懲役の執行を終了したるものにして性格行狀などが普通以上の者と認めらる者が最初此の階級に編入される。一期、二期、三期、四期に分れ一居りまして一期は六ヶ月總體で二年間である。此の階級の者は作業は四割の者を除きて耕耘以外のものを課せられ賞與金は一日最高三ペンス其の得たる賞與金の額迄酒保より物品を繰入する事が出来る餘談にたります。酒保は一週間に一度開かれ制限ある煙草飲食物其の他の物品を販賣して居ります。書信接見の度数は一月毎に一回、衣類は彼の重懲役

刑務所の在所者が着て居る様な淺黄色のものでなく殆ど常人と變らない様な立派なものを着して居ります。殊に日曜日(日曜日には (Sunday) 形の衣服を着し此の時ばかりは犯罪人と想像出来ない様な有様であります。第一期の者は獨房で食事、賞與金は三片、第二期の者は食堂で會食し、第三期の者は社交室 (Recreation Room) で休憩もしくは遊戯をなす事が出来ず餘談であります。此の社交室は自由なる人を作るには自由を與ふるにしかずと云ふ精神と社會の適格性を養成すと云ふ目的を以て普通級特別級官警區の三級の爲めに三種類設けられてありまして晝食後及夕方(夕方の休憩時間)に利用せしめる。交談喫煙を許され新聞雜誌の閱覽室内遊戯、將棊、西洋棊、札遊 (Domino) トランプなどを爲ることが許されてあります。戒護者は内部に入らず外部より監視して居るに過ぎないが、未だ會て想律を亂す様な例はないと云つて居りました。第四期になると保健上必要な作業及其の作業より生ずる純益の一部を與へられ特別級に進む基礎であります。

(ロ) 特別級 一般の場合普通級二年を經過して本級に進む、以上述べたる普通級の特權の外信書接見の度数が一月毎に一回のものが二週間毎に一回となり、煙草の分量が増加し、週刊新聞が日刊新聞に進み、訂論會員音樂會員とな

ることを得宜警區に入るを許され亦假釋放の基礎となつて居ります。(ハ) 不良級、此の階級は懲罰に處せられ編入に決定せられたる者、他の在所者に悪影響悪感化を及す怖ある者假釋放を取消され或は取消されずとも再び犯罪を犯し本拘禁所に逆戻りしたる者(豫防法第十五條)を編入するのであります。賞與金を受くる特權、物品購入の特權、社交室に入る特權は認められず交談は嚴禁され、新聞紙の閱讀は許されず、煙草は禁せられ書信接見は三月毎に一回であつて重懲役刑務所の在所者と殆ど大差無き迄に各種の特權を剝奪されて、夜間獨居に付せられて居ります。

此處に面白い制度は宣警區 (Pavilion Time) (譯ス) の設けられてあることです。圖面に表して置きました通り本拘禁所の外壁の外に又一區域を畫し約二千坪位の地域を比較的低い塀で取り圍み其の中に宿舍が設けられてある。寢室控室勝手食堂便所調理場を一個の房内を敷切つて設け此の房が十六個續いて一舎を形造つて居る。此の宿舍に鍵の手に又一舎有つて社交室として用ゐられてある。定員は十六人、要するに社會生活に復歸する準備として頗る大なる自由を與へ寛大なる處遇を與ふるのである。特別級の擴張せられたるものであります。特別級中行狀善良改悛の狀顯著なる者を此處に移し拘禁と釋放との中間的處遇をなし釋放

の準備に備へるのであつて例は食事等も酒保より買入れる材料を自ら調理し自己の房内の食堂で食し鍵等も自己が携帯し消燈時迄は自由に出入する事を得るのである私が觀察した際は十一人收容されて居ました無論此處からも假釋放を許されます。此の制度は行刑委員に依つて提稱され其の當時(一九一四年開始)非常に危険なりとせられて居りましたが結果は之に反し開始後一九一九年に至る五年間に此處に收容されたる一七五人中此の規定を破りし者は一人もなく唯だ三人だけ不良行爲の爲め階級を下げられたと云程好結果を持ち來たして居るのであります。人に對する信認が如何に眞實の社會生活に對する責任觀を養成したかを證據だてて居るのであります。

以上階級處遇の大體を御話致しました特別級及宣警區から假釋放と進んで來るのであるが假釋放は後に述べます。

(五) 教誨教育 歐洲の宗教は大體新教舊教ニダヤ教の三つに大別する事が出来る。何れの刑務所も此の三種類に相應する教誨堂を建て、居りますが、此處の拘禁所は新教と舊教の分二棟あつて教誨師は隣(隣の)刑務所と兼務し毎日曜日(日曜日)に教誨がある。教誨の際(守)は在所者の後方に座つて居るから教誨師は自然と在所者に接近することを得自然の力を感動せしむるに好都合である。私が各國の刑務所を視察し

て異様に感じて居る一つは何處の刑務所も教誨堂が立派で壯麗である事です、看護書籍は官本主義を採用して四週間に一度小説は一週間に一回取換えると云ふことです、看護書籍の制限はありませぬ番號制に依つて整理をして居りました。

(六)作業衛生其の他の處置 作業は耕耘を主とし鍛冶工、木工、裁縫工、製木工、靴工獨り作業として圖案、機械模型の製作がある作業時間は八時間前に話しましたが賞與金に各階級別に違つて普通級の第四期から作業より生ずる純益の内一週四志を越えざる範圍にて特別に給與されます、衛生設備の完全なることは今更申すに及びませぬ入浴度数の如きも一週間に一度は強制的になつてある唯だ遺憾な點は病舎が未だに訂けられず隣の重懲役刑務所の病舎を併用して醫師も兼務して居る點であります、糧食も重懲役刑務所の様に各等に分類すると云ふことなく一人前充分に與えられ茶等も砂糖を用ゐることを許してある、其の他不良級を除き獨り許してある、懲罰の如きは屏禁罰、特權の剝奪、降級及び一時の降級、減食罰などであります、階級處遇制度に特權の剝奪や降級せしめる懲罰方法は眞實の意義があるとしましても尙ほ苦罰や減食や、屏禁罰の如き懲罰を適用して居る所を見ますと、不定期刑の執行に於て

累進處遇は完全を期し得らるものであることが想像されます、蓋し定期刑の執行にあつては受刑者の向上反撥性を云ふものが比較的萎縮して居るから受刑者の反撥性に關係の無い懲罰が尙ほ採用せられて居ることと思ふか、であります。

(七)假釋放と保護との關係 假釋放は特別級の者から左の條件を以てなざる (一)中央保護會の保護を受くることを要す (ロ)許可なく住所居所を變更することを得ず (ハ)労働に對する時間を厳守し教訓を正確に守ること (ニ)如何なる法規と雖も犯す可からず (ホ)不良の徒と交際することを得ず、以上五條件を以て假釋放を許された時には倫敦市の中央保護會の出張役員に引渡され右條件の一つを破つても取消の原因となるのであります、中央保護會の引受に限り假釋放を許されるもので保護會と拘禁所とは重大なる關係を持つて居ります此の中央保護協會 (Central Board) は倫敦市バッキンガム町十五に事務所を有し一九一〇年創設せられたる半官的のもので政府より年々補助金を受けて居る萬國監獄常設委員會の會長である、エベリン、ラダラスブライス卿が設立者であつて現在尙ほ本會の會長を務めて居ります、總裁、會長、副會長、書記、會計書記、評議員十一名内僧侶七人が本會の役員を組織して普通會員は

千人以上あります、此の保護會の引受無き限り假釋放を許さないといふ點は變つて居ります。

以上私は英國のキャンブルの豫防拘禁所の極く大體の組織を御話致しました、最後に當りました御約束の時間が過ぎましたから極く簡単に話を纏め度いと思ひます、本拘禁所の特別施設にして見る可きものは社交室、宣誓區、條件付假釋放、報告委員の制度、假釋放と保護會との關係などでありまして参考とす可き點が多いのであります、病舎の設備なき事、教誨醫師が兼務して居ること、看守採用上前述の如き制限あること作業訓練が充分でない點は少々ものたりない氣が致します拘禁間の五年以上十年以内の範圍と云ふ點に就て短か過ぎると云ふ説や之れに反し長過ぎると云ふ説があります結極不定期刑を採用せば之等の問題は自然に解決され様と思ひます。

今少し述べたいと思ひますが先づ今回は是で御免を蒙りまして次の辯士に御席を譲りますが今日御話したことは英國の豫防拘禁制度とキャンブル拘禁所の状態とを有りの儘事其のものを述べたのでありますから、是れが批評は各自の自由な御判断に任せて置きます。(終り)

階級處遇に就て

小菅刑務所長 有馬 四郎助君

私は簡単に我が小菅刑務所に於ける、階級處遇實施の概況を述べて、御参考に供したいのであります。

小菅の階級處遇は名は大層立派のようでも其内容から申せば、今日の所謂文明流の組織階級制と云はれぬかも知れぬ、今茲に條文を擧げて説明するは繁雜に亙るを以て、大體に就て述ぶるを便利と信ずる。

條文は僅に十七條から成つて居る、若し昔時の如く法は三率を要すと云ふ主義から云へば、この簡單な文の如き或は上乘の方も知れぬ、けれども今日は何千何百條と云ふ方が、受けがよいのであるから、點から見れば無論落第かと思はれる。

先づ其の考査法に就て云へば、其犯數、行狀の良否、作業の成績に依るのであつて、之を第一類第二類と分ち、第一類を初犯者、第二類を累犯者とする、而して其類別中第一期より第五期迄、之れに特別期を加へて六期別となる、然るに作業の方は計數を以て考査することが出来るが、問題なのは行狀の考査法である、是れが何れにするも實際は却々に六ヶ敷い、其處で本規程の定むる所は唯だ限分量に依ると云ふ外はない、斯くて見定める所の行狀の良否と作

業の成績とを、彼は斟酌して考査するのであるから、方法は極めて簡単にやれる譯である、是は一見、駄なようである、然かし乍ら従来の経験から云へば實務家諸君の御承知通りであつて、十日の見る所十指の指す所然う違ふものではない、況んや多年専門にやつて居れば、大抵のことは眼分量で判らぬと云ふことはないのである。是は死んだ規則に拘泥する死んだやり方よりも、遙かに確かな活きたやり方とも云へる、科學萬能を過信する唯物思想に魅せられた連中には、養成の出来る筈は無論ないが、然かし法則の奴隷となつて却て不合理に陥り、人間を器械化して死物たらしむるよりも、活きた眼分量の鑑識法が之に優る場合も決して少くはないのである。

併し斯くは云ふものゝ彼の點數制の如き緻密なる計上法を全然斥けるかと云へば、決して然うでもなく實行さへ出来れば是非共に由りたいのは山々である。唯だ適切に行はるべき事情が見出せない計りに、今日の處養成の手が擧げられ得ない、故に今日と雖ども今少し組織的にやりたい希望を以て、油断なく其道の發見に努めつゝある、だが如何せん今日の處何は毛もあれ、其尤も道德とする點は之を運用する所の、御互の下に働いてくれる當務者の訓練が、悲哉未だ十分に行届いてゐないことである。そう云ふ

當務者を以て今直ちに理想的な所謂メカニズム的方法でやらうと云ふのは、學者の机上論なら毛も角責任ある實務家としては、到底承知の出来ぬことである。然れば先づ順序として實行の出来得る事からやる外はないのである。美名を街ふて實際に行はれもしないにお構ひもなく、繁鎖なる計上法を以てするならば、失禮ながら階級制度は、實際を誤魔化して、唯だ表面を装ふ所の裝飾物に成つて仕舞ふではないか。

其様な考を以て實行してゐるのが、目下の小菅の處遇法である。従つて階級の上に區別されてゐる點も別に大したものではない。然かしそれでも一々説明するは繁に堪へないから之を略することとし、唯だ前にも述ぶる通りの類別で、其間に第一期より第五期迄順よく參れば、初犯の方が丁度八ヶ年間で特別期に達し、假出獄にもならうと云ふのである。累犯の方は十ヶ年間で右の如く假出獄を許される時期に達する。そうして其特別期と云ふのは、即ち釋放期の近づいた者であるから處遇上は出来る丈自由を與ふることになつてゐる。斯様にして考査した結果が果してどういふものか、又た常に不便を感じる點はないかといへば、それは無いではない。矢張完全は何事にも期されぬと同様に、無論此やり方にも色々の不備缺點はある。是は致方もない

として之を大體から論下すれば、此眼分量の考査法は比較的事實上適合し正鴻に近きものであることを斷言したい。

此方法で行くならば我が小菅同様の何れの刑務所でも實際の出来ぬことは決してないと思はれる。或はそんな複雑な方法では信用が出来ぬとも其方法では米り氣になれぬと云はれるかも知れぬが、私はそうでないと思はれる。其尤も道徳の爲めには所信を申述べ譯には行かぬ、即ちやらぬよりは遙かにましだと云ふ事になる、而して此分類處遇即ち累進制度の主義精神は、素と是れ名譽制であり他面から云へば信用制であつて、今や世界各國の刑政も其根本精神たる所の、名譽制と信用制とを抜きにしては、最、全く意味を爲さぬものと肯定されてゐる。我が邦に於ても又た私共が此名譽制たり信用制たる所の根本精神をさへ克く玩味體得してやるならば、よし建物は不完全でも方法は簡略でも、其効用に至つては決して輕視すべきものがない、寧ろ精神の無い點數がなぞよりは、遙かに優るものがあると云つて決して過言ではないと思はれる。但し茲に斷つて置く、斯くは云ふものゝ、文化と共に進み行く行刑制度も益々完備し、堪能なる職員も充實し、熟練なる頭と手とを以て文式明式の考査法が運用し得らるゝならば、無論双手を擧げて

賛成するし、而して一日も早く其處に至らんことを、希望して止まぬ者である。

茲に御参考の一端に供し度は、我田引水のやうで不本意ではあるが、特に其點は寛恕を仰がねばならぬ、それは過般の大震災の時に際し、小菅の收容者一千三百名が秩序を亂さず逃走もせなかつたのは、何の爲めであるか私共にはせれば外ではない、即ち平常不完全ながらも此累進處遇法を行つてゐて、彼等の間に出来るだけの信用を伏たしめ、出来るだけの名譽を重んぜしむることを實踐してゐた。總分の効果が其處に現はれたものと信ぜぬ譯に行かぬ。例へば其特別期に至つて居る者を使用して、別に監視を命じた譯ではなかつたが、先づ彼等に説明をして斯う云ふ機會に輕擧のないように自重せよと、篤と云ひ合せて而して彼等の間を宣傳せしめた、加之特別期の者をして夜間鑼火を焚かせるなど、暗に彼等自身をして警戒をさせて間違ひの起らないようにしてゐたので、是は確かに効果が大きであつたと云はざるを得ぬ。是等は一例に過ぎぬが、大凡こんな風にして彼等を自重せしめ、出来るだけ感奮自重の累進法を執る。假令其の方法は不完全であつても、之を行ふ此方の精神に於て右のように、名譽と信用とを骨髄として行くならば、唯だ一期から二期に進み、二期より三期に進ん

だと云ふ聲のみでも彼等を感じ重しむるに、十分の効果はある若し之をしも認め得ないと云ふならば、それは鈍感共に語るべからざる人である。

今や各國共に(二三流國は別)行刑制度の上には、此の名譽制や信用制を適用せざる所はない。實を云へば是は方法の問題に非ずして、矢張精神の問題であることを見逃がしてはならぬ、若し單に階級制度なる方法手段に成功の道が存する如くに、解する人があるなれば開は一を知つて未だ其二を知らざる幼稚の見と云はねばならない。此當業者たる我々の待に注意すべき點であるまいか、徒らに方法の末に拘泥せずして、専ら此の根本精神を運用活現せしむる事に執申しつゝある文明諸國の例に倣ひ、吾人も何事か茲に學ばねばなるまいと思ふ。

(講演者より受刑者分類處遇規程提出されたるも紙面の都合にて掲載せず)

階級處遇に就て

豊多摩刑務所長 寺崎 勝 治君

私は豊多摩刑務所の階級處遇に就いて御話をするの光榮を有したいと思ひます。

が夜獨居拘禁に充てられて居ります。三百房の獨居拘禁は、こうしても不足を告ぐるのでありまして、代用する場合には他の監房を用ゆる事になつて居ります。どう云ふ代用の仕方をするかと云ふと、雜居監房の隔離寢臺に錠を下して之れを第二獨居監房即ち夜間獨居監に代用するから、其處で監房の數が増加して来るのであります。第一獨居監に拘禁する者を第二獨居監に移して、第二獨居監が足りなくなつた場合は、雜居を獨居に代用すると云ふこととなるのであります。將來全國に此の制度を採用することになつたならば、獨居監房の代用と云ふ點に就いて考慮を加へなければならぬと思ひます。

全體の拘禁定員がら見ますと、千四百人の程度でありまして、八百五十人は雜居拘禁が出来るやうになつて居ります。其の以外の者五百四十人が獨居拘禁することが出来るやうになつて居ります。それからもう一つは教誨堂は一人々々で這入る仕切があるのでありまして、之れが即ち隔離教誨堂でありまして三百八十人這入る、一人々々隔離してあります。それから監房から出て歩く時には覆面をして居りまして、顔と顔が接觸しても何人であるか分らぬ。此の教誨堂の仕切のある點、覆面のある點は嚴重なる獨居拘禁を行ふ爲めに斯の如きやり方をして居るのであります。浴

此の階級處遇は、大正六年十月一日から我刑務界の元勳と言はれた所の時所長即ち森典獄が始めて創設實施されたものでありまして、非常な苦心と努力を以て此の處遇を行つたものと思ひます。私の刑務所は元の傳馬町の獄が市ヶ谷監獄となり、更に之れを豊多摩郡に移して、豊多摩監獄となり、只今は豊多摩刑務所となつたのであります。其の大正四年に丁度東洋第一の大規模な監獄が出来たのであつて、其處に始めて此の制度を布かれたのであります。只今河邊君の御話がありました通り、英國の制度を取つたのであります。英國の階級處遇制度と英國の採點制度を併せて取つたのであります。申すまでもなく階級處遇の制度即ち、果進的に取扱をする、階段的に進んで行くと云ふことは、詰り獨居拘禁、夜間獨居拘禁、雜居拘禁と云ふ三つのものを組織的に機能的に結合させて進行して行くと云ふ事柄が階級處遇制度の眞髓であると思ひます。此の制度を行ふに就ては、多くの分房を持たなければならぬことが第一の條件であります。私の所は一ヶ年に九百人乃至千人の出入があります。收容者は初犯二ヶ月以上十年以下の者を取扱ふことになつて居りますが、短期刑の者が多いのであります。それで監房の設備がどう云ふ風になつて居るかと思ふと獨居房が五百四十あります。其の五百四十の中三百房

場も同様でありまして、一人々々這入る浴場があります。之れも矢張り隔離されて居るのであります。

それから分類の仕方でありまして、是は三分類の仕方です。犯罪の習癖最も強い者が第三類になつて居ります、最も習癖の淺い者が第一類としてあります、其の中間に屬する者が第二類として取扱つて居ります。それから期の進行は第一期から第五期まで進行することになつて居ります、是は今迄御話のあつたのと餘り違ひはありませぬ、點數は一日六點乃至八點であります、減點するのは訓戒或は懲罰を受けた場合であります。それから或場合に於て降級させました。第二期に進んだ者が第一期に下つたり、三期に進んで居る者が二期に下ることがあります。又或場合には進級させないこともあります。それから増點の場合はどうするかと云ふと増點の制度はありませぬ、唯特別進級がありますから行狀の善良なる者に對しては特別の場合に進級させる結果増點したと同様な結果になるのであります。

其の次には階級制度を適用せざる場合があります、精神病者であるとか、或は特別の理由ある者に對しては此の規程を適用しないことになりまして、それから御手許に上げてある印刷物の通り短期處遇法がありまして、宣告刑の一年未満の者に對しては階級處遇法を適用しないことになりま

す。即ち刑期の秘より終りに至るまで分房に拘禁すること
 になります。一年未満の者に對しては始めから仕舞まで分
 房でやることになつて居ります。それでありませうから我刑
 務所の總體を見ますと、第一は累進規程に依る所の階級處
 遇、第二は階級處遇を適用せざるもの、第三は短期受刑者
 取扱規則（大正十一年一月一日）に依つて取扱ふものがあり
 ます。此の三つのやり方でありまして中心點になつて居
 ります。此の三つは累進的の取扱をするものであります。

さう云ふやうなやり方をして、良好なる成績を擧ること
 が出来るかどうかと云ふことを御話するのは、餘程興味あ
 る問題だらうと思ひます。御手許に上げてあるのは其の成
 績であります。もう一つは豊多摩刑務所は初犯者のみの拘
 禁であるから、さう云ふ風に行くだらうけれども、累犯は
 其の割に行かないと云ふ御説があるかも知れぬ。其處で準
 初犯四入、五入のものに就いて調べて見ますと、大正八
 年、九年、十年の三ヶ年を調べて見ますと二入は十四人
 強、三入は十二人強、四入は十二人強、五入以上十四人強
 と云ふことになつて居ります。それから初入は百に就いて
 遺損即ち再入者は十四人位になつて居ります。一年間の釋
 放は千人であるからして百四十人の遺損即ち再犯者がある
 譯けで、其他は改悛すると斷定して宜からうと思ひます、

私は千人中八百人だけの改善は出来るかと考へて居ります。
 併ながら實際の統計に依りますと、もつと良好なる成績に
 なつて居りますが、自分の考へでは八百人なら請合ふこと
 が出来る、將來九百人まで改悛させたいと云ふ考へを有て
 居ります。

それから此の階級處遇法を適用するに當つて考へて見な
 ければならぬのは、監房がうまく行くかどうかと云ふ點、代
 用監房が充分に行かないかと云ふ點、もう一つは作
 業の成績は悪くなりはいないかと云ふ點、作業のために處遇
 を換へないやうにしなければならぬ、自ら規則を作つて自
 ら之れを破ることのないやうにしなければならぬ、之れは
 非常に困難な問題であります。私は破らないやうにやつて
 居ります。唯惜しいことには地震後うまく行かないで段々
 變つて居りますが、大地震前に於ては破らないやうにやつ
 て居りました。御手許に上げか規則の終りに書いてある取
 扱例は、非常に注意を拂つて書いてありますからそれを讀
 んで戴きたい。

此の階級處遇は森典獄の非常な苦心の結果でありまし
 て、時の監獄局長に於ても餘程御心配をして作られたもの
 と見える、讀んで見ると其の苦心の跡が分るのであります
 から、充分に御研究を願ひたいと思ひます、尙又私は此の

處遇法に就いて改正をしたいと云ふ考を有つて居ります。

而かも其の個條が澤山ありま
 すけれども、近き將來に於て
 司法省が此の案を作られると
 云ふことになつて居りますか
 ら、手を入れることを差控へ
 て居ります。若し御不審があ
 りましたならば、書面を以て
 直接私へ御問合せを願ひた
 い。段々時間が移りますから
 はだけを御紹介して置きたい
 と思ひます。

查済の書籍中紙型並に在庫品等は商店に於て全部焼失した
 るもの多く其が爲め購入に一
 頓挫を來したが其後種々交渉
 の結果左の書目數種を各刑務
 所の收容人員を標準として三
 月卅一日に夫れ／＼發送を了
 した

看讀書籍

一昨年末教化用看讀書籍を
 選定せん爲め本會に於て審査
 部を設置し爾來審査に付し密
 査決定したるもの既に數十種
 に達し此が購入方を各書店と
 交渉中昨年の大震災の爲め審



看讀書籍の造光景

- 一、増田義一著 青年と修養 五百四十五冊
- 一、尾原静乗著 忠良なる臣民 八百八十八冊
- 一、柘植信秀著 親愛 續 仰 百九十二冊
- 一、大澤玉章著 佛典物語 百八十六冊
- 一、岡村修道著 御詠歌新講話 三百二十冊

- 一、泉 道雄著 家庭と宗教 二百十册
- 一、伊藤米治郎著 日本の海運 百三十二册
- 一、海老名一雄著 子供に聞せる話 百二十册
- 一、堀内新泉著 櫻音堂 六百七十五册
- 一、堀内新泉著 逆境の勇士 五百九十五册
- 一、同 故郷の勇士 五百五十五册
- 一、同 此父此子 五百五十七册
- 一、有馬祐政著 新商人道 三百八十五册
- 一、河崎顯了著 店主と店員 六百九十五册
- 一、永田秀次郎著 日本の堅實性 七百二十册
- 一、増子徳永著 國本詔書正解 二百册
- 一、小智利務所發行 窓光餘映 二百册

辻司法書記官萬國刑務

委員會に出席

一昨年ベルンに開催せる萬國刑務委員會に上提されたる議題中審議未了の議案、並びに委員附託の議案に付きて再審議をなし、且つ明年度倫敦又は華府にて開催される萬國刑務本會議の順備行爲をなす目的にて、本年七月下旬倫敦に萬國刑務委員會が開催されるので萬國刑務會議官設置委員會に加入してゐる我國では、司法書記官辻敬助氏が日本

政府を代表して出席の爲め、本月二日横濱解纜の春洋丸にて渡歐の途につかれた。

本年の委員會には一昨年委員會上らなかつた新議題をも提出し得る筈であるが、如何なる新議事項が提出されるが、目下の處我國に報告が来てゐないが、國刑務會議の主旨目的は保護團體の活動方法再犯豫防刑制度の改善、少年犯防遏、行刑衛生防備の改善、受刑者の保健問題、刑務所作業増進方法等に付き打合せを爲す筈である尙明年早々本會議を開き前記各事項に付打合せを爲す外最近新に採用された累進制度についても成績報告其他につき研究する事になつて居る由又我が國に於いては松井書記官が萬國刑務會議常設委員會委員であつたが、今回同氏は解任され、辻氏の就任を見た。

辻書記官は此委員會に出席の序でに歐米各國の行刑事業、殊に各國の累進處遇並びに釋放者保護制度を視察し、明年三月頃飯朝の豫定、同氏は本會理事であるが故に本會は彼の地の刑務事業並に之に關聯せる事實の視察調査を囑託した、又輔成會よりも歐米各國に於ける司法保護事業殊に投産事業の狀況に關する調査を囑託した。

行刑醫學講習開始

去四月十一日午前十一時三十分より第一回行刑醫學講習開所式を本會二階の講堂に於いて舉行す、講習員は保健技師技手手合して三十一名である、今後行刑衛生の進歩の上に多大の効果を齎らすことであらう。練習所長の挨拶並學科擔任講演等左の通りである。



泉二刑務官練習所長開會の挨拶

此度刑務協會の事業の一として行刑醫學講習を開始することにいたしました。それに就て本日からの開始する譯でありますから一言御挨拶を致したいと思ひま。

此の講習を開始しまする大體の趣意は先日會同に於て既に大臣からの御訓示の内にも見えて居るのでありますから詳しく



景光の帆出丸洋春日二月五

影近の官記書辻たつ張に狀免行旅

ので、諸君が精神病に關する特別の知識を十分に會得せらることを

を卒業せられ或は國家試験に登第せられまして十分に醫學上の知識を有つて居られる方で且つ從來久しく行刑醫學の職務に従事せられた方でありますから今更講習でもあるまいことも考へましたけれども併し總てのことは日進月歩の今日でありまして最近の醫學上又は實際上の問題に付て各科専門家の意見を聴くこと云ふことは極めて有益な事であらうさいふ見地から、此講習は兎に角有益にして必要なものも考へた次第であります。就中此頃の當局の方針と致しましては精神異常者は之を特別の設備に收容して處遇すること云ふ方が必要ではなからうかこと云ふことを考へて居りますこと

ふことは一層必要であらうと云ふことを感じて居るのであります。

保健技師は行刑法規の大體に通じて居る事、又刑事政策の概念を會得して居る事は極めて必要であると信するのであります。保健技師の方で唯今申しました行刑法規の大體や刑事政策の概念を會得して居らないが爲めに、所長の考へご自分の考へごが非常に違ふ、之ではどうも不都合である云ふ不平を起すやうなことがなきにしもあらずと思ひます。又一面から見ますと所長の方で醫療の精神と云ふ點に能く考へなほさないために其の間に多少和合を缺くる云ふ原因がないとも限らないと思ひます。兎に角双方が能く行刑衛生の精神を理解して居りましたならば極めて圓滑



開所式に於ける二所長の訓示

に保健技師の方でも面白く職務の執行が出来たらうと思ふ。さう云ふやうな事も考へまして此度は精神病の講義及行刑法規の講義に比較的多くの時間が配當して居る次第であります。其の邊のことを御了解になつてよく各科目に付て熱心に御聽講の程を希望するのであります。其より諸君は相當の地位と責任とを有つて居られる方でありまして此の際態々私から御注意を申す必要は殆どないと思ひますが、念の爲めに申し上げますれば此の講習會は眞面目に講習して貰ふと云ふ越意で出来て居ることはよく御寄分を願ひたいと思ひます。

東京と氣候の違つた所から御出での方もありません。

が、幸ひ此節は最も好い時でありますから御健康にも大して障る譯はないだらうと思ひます。出來得る限り御勤勉になつて此の講習の目的を充分徹底することが出来るやうに充分御注意あらむことを希望するのであります。愈々各科目の講習が始りましたら私も刑事政策の科々を持つて居りますから更に御話をする機會があらうと思ひます。今日の此の所に際しまして以上簡單な無辭を以て御挨拶を致す次第であります。

講習科目並に擔任講師

内科学	東京帝國大學教授	醫學博士	二木謙三氏
同	助教授	同	鹽谷不二雄氏
外科學	同	同	鹽田廣氏
眼科學	同	同	石原忍氏
耳鼻咽喉科學	同	同	岡田和一郎氏
皮膚花柳病科學	同	同	土肥慶藏氏
精神病学	助教授	同	三宅鏡一氏
細菌血清學	同	同	竹内松次郎氏
精神考査學	東京高等師範教授	文學博士	樽崎淺太郎氏
犯罪心理学	司法省囑託	文學博士	石井俊瑞氏
勞働衛生學	社會局技師	醫學博士	石原修氏
行刑衛生學	司法省衛生官	醫學博士	芥川信氏
刑事政策學	行刑局長	法學博士	泉二新熊氏

行刑學
監獄法規

司法書記官

講習員氏名

宇野	平君(小菅)
大草東三	郎君(市谷)
佐藤金	司君(千葉)
渡邊正	武君(水戸)
山口甚	一君(甲府)
布施長三	郎君(新潟)
東潮武	正君(大阪)
佐野安次	郎君(神戸)
北林大	壽君(奈良)
尾立丑	治君(高知)
池田	吉君(名古屋)
渡邊	賢君(三重)
三上	顯君(金澤)
江口	則君(山口)
種田	一君(鳥取)
多田	雄君(三池)
柏木直九	郎君(關岡)

松井和義氏
辻敬助氏
正木亮氏

刑務協務會役員

總裁	司法大臣	鈴木喜三郎
副總裁	司法次官	林頼三郎
會理事長	司法省刑罰局長	泉二新熊
副會理事	司法省保護課長	宮城長五郎
兼理事	司法書記官	松井和義
理事	司法書記官	辻敬助
同	小菅刑務所長	有馬四郎助
同	豐多摩刑務所長	寺崎勝治
同	巢鴨刑務所長	佐藤乙二
同	市谷刑務所長	大野數枝
同	前奈良刑務所長	香川又二郎
常務理事	休職典獄補	伊藤忠次郎
主事	前典獄	島田榮造

退職及死亡職員表彰慰藉

講習期間中に巢鴨刑務所、豐多摩刑務所、結核療養所、東京養育院巢鴨分院、東京警察研究所、松澤病院、協調會能率研究所、煙草專賣局淀橋分工場、市上水道星製藥大崎工場を見學し又宮城及び新宿御苑を拜觀す。

講習期間は三十日間にして、本月九日閉所式を舉行す。

- 平川浩一君（小倉）
- 菱川碩文君（鹿兒島）
- 相澤寧君（宮城）
- 小野豐三郎君（盛岡）
- 佐藤作次郎君（秋田）
- 安田正一郎君（青森）
- 松田嘉一郎君（旭川）
- 行定形治君（川越少年）
- 會田好彦君（名古屋少年）
- 左座金藏君（福岡少年）
- 安藤嘉一君（朝鮮永登浦）
- 井手政之君（朝鮮新義州）
- 淵重直君（朝鮮大邱）
- 裨田良之助君（朝鮮釜山）

退職職員を表彰慰藉すべく本會は三、四の兩月に左記の通り金員を贈與した。

會則第八條第五號に依り
山崎宗憲氏外四十九名 五圓以上十二圓以下
會則第八條第四號に依り
金井要太郎氏外二名 十圓以上十四圓以下
會則第八條第三號に依り
赤木市郎氏外三名 二十圓以上四十三圓以下
此金額合計 三百六十五圓也

前記の外に巢鴨刑務所に看守長として在職中死亡せし居川久一氏に對し寄附行爲第五條第一項第九號及會則第八條第三號に依り金三十六圓と昨年の大震災當時巢鴨刑務所戒護主任として家庭の被害をも顧みず數十日間刑務所内に起臥し、部下を督勵して戒護檢束に盡瘁し功勞大なりしを以て寄附行爲第五條第二項第九號及會則第八條に依り金百圓とを遺族に贈與した。又長野刑務所長在職中死亡せる大谷友次郎氏に對し、寄附行爲第五條第一項第九號及會則第八條に依り金百圓と、支部長として功勞ありたれば、寄附行爲第五條第一項第十一號に依り二百六十圓とを遺族に贈與した。

刑務所職員錄配付

例年の如く刑務所職員錄を印刷して三月末維持會員に配付した。

定價	一冊(稅共)	金二圓十錢
定價	六冊(稅共)	金一圓二十錢
定價	十二冊(稅共)	金二圓四十錢
廣告	五號活字半段一行	金一圓
廣告	一等一頁	金五圓
廣告	二等一頁	金四圓
廣告	普通一頁	金三圓

●御注文はすべて前金のこと
●振込のことは郵便局ならば司法省郵便局取扱にて
●口座は東京二〇五九番刑務協會とすこと
●御注文の際必ず送附先明記のこと従つて轉居の際には新舊住所を御届下されし

明治二十七年三月二十六日第三種郵便物認可
大正十三年五月二十八日印刷納本
大正十三年五月二十日發售

發行所 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
編輯人 松井和義
印刷人 東京市神田區三崎町三丁目一番地
東京市百目木智瓊
東京市神田區三崎町三丁目一番地
株式會社 共榮舎
印刷所 東京市麴町區西日比谷町一番地
電話青山二九三三、二九三四番
發行所 刑務協會

法學博士 山岡萬之助先生著

定價 金六圓五十錢

刑法原理

菊版八〇〇頁
脊皮クロース
金文字函入

發行所

東京市神田區
三崎町三丁目

日本大學出版部

振替東京八四〇九番

發賣所

日本大學

神田今川小路二丁目
振替東京七四四七番

清水書店

日本法政新誌

第十二卷 第五號

—(第二二七號)—

貸金税の性質……
歌舞伎劇に現はれたる悪人の研究……

——鳥衛月白浪に就ての考察——

フエリ氏實證派犯罪學……

市町村財政の研究……

ギールケに於ける有體體の概念……

ヂヤンパーボータンの政治思想……

帝都震災後の借地借家爭議調停の概略……

○敬神の念と神官○教會の増加……
雜纂 日本大學記事 會員消息 會費領收報告

法學士金坂富千贊三

法學士淺野研

法學士船田野

法學士松平藤登

法學士遠藤喜

法學士吐雲山

法學士

定價一冊金五十錢